

新潟県税務統計要覧

令和 7 年版
(令和 6 年度)

新潟県総務部税務課

はじめに

令和6年度の我が国経済は、名目GDPが2024年4－6月期に年率換算で600兆円を初めて超え、また、春季労使交渉において33年ぶりとなる高水準の賃上げが実現するなど、賃金と物価の好循環が実現しつつあります。一方、賃金の伸びが物価上昇を安定的に上回る状況には至っておらず、個人消費は力強さを欠いた状態が続いています。

また、本県経済においても、原材料高の影響などを受けつつも、持ち直しの動きが見られました。

こうした状況の中、令和6年度の県税収入は、物価上昇に伴い国内消費額が増加したこと及び輸入実績が増加したことにより、地方消費税が増収となったこと等から、県税収入全体の決算額は292,082百万円（前年度比+3.9%、+10,985百万円）となり、前年度を上回りました。

本県では、近い将来に財源対策的基金の枯渇が見込まれるなど危機的な財政状況にあったことを踏まえ、令和元年10月に「新潟県行財政改革行動計画」を策定し、あらゆる分野で歳出歳入改革に取り組んできました。

これまでの取組により、行動計画で最低限の目標とした大規模災害に備えるための財源対策的基金230億円を確保するとともに、更なる目標である令和5年度当初予算時点での収支均衡を達成しました。

一方、過去の債務に基因する令和13年度の公債費の実負担のピークに備えるとともに、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の実現に向けた本県の重点施策等を着実に推進していくために、令和5年10月に「新潟県行財政基本方針」を策定し取組を進めているところです。

税務においても、歳入確保の取組として、県税収入の確保のため、個人県民税に係る市町村の徴収確保の取組への積極的な支援等を継続し、滞納額の圧縮を図っており、令和6年度の県税収入率は、過去最高となる99.44%（前年度比+0.05ポイント）を記録し、全国順位は3位となりました。

私たち税務職員は、このような本県が置かれた状況を常に意識し、県税収入率の維持・一層の向上を目指すとともに、「適正で公平な職務の遂行」と「県税収入の確保」という職責を全うするため、納税者との信頼を構築しながら、より積極的な税務行政の執行に努めなければならないと考えています。

令和8年2月

新潟県総務部税務課

凡 例

- 1 各表において特に表示のないものは、令和6年度の歳入歳出に係るものであり、令和6年度出納閉鎖日(令和7年5月31日)現在における状況に基づいて作成したものである。
- 2 各表ともできる限り従前のものを踏襲し、その利用効率を高めることとしたが、内容についてはやむをえず修正を加えたものもある。

目 次

第1 財政に関する調

1 歳入決算の累年比較調	2
2 歳出決算の累年比較調	3
3 県税収入の推移に関する調（平成17年度～令和6年度累年別）	4
4 県税歳入予算の補正状況調	6
5 県税収入額と基準財政収入額との比較調	7
6 交付金等控除後の実質収入額	8

第2 調定及び収入に関する調

1 県税収入状況調（税目別、令和4年度～6年度累年別）	11
2 税目別調定比率調（令和4年度～6年度累年別）	11
3 税目別調定額調（平成17年度～令和6年度）	12
4 県税収入額の推移（平成17年度～令和6年度）	14
5 納期内納税状況調	
(1) 県税部等別	16
(2) 税目別	16
6 県税徴収金（本税）決算額調	18
7 県税収入状況調（県税部等別）	20
8 県税調定収入状況調（月別）	
(1) 個人県民税	22
(2) 法人県民税	22
(3) 県民税利子割	22
(4) 個人事業税	23
(5) 法人事業税	23
(6) 地方消費税	23
(7) 不動産取得税	24
(8) 県たばこ税	24
(9) ゴルフ場利用税	25
(10) 軽油引取税	25
(11) 自動車税環境性能割	25
(12) 自動車税種別割	26
(13) 鉱区税	26
(14) 県固定資産税	27
(15) 核燃料税	27
(16) 狩猟税	27
(17) 産業廃棄物税	28
(18) 旧法による税（自動車取得税）	28
(19) 合 計	28
9 税目別県税収入状況調（県税部等別）	
(1) 個人県民税	30
(2) 法人県民税	30
(3) 県民税利子割	30

第4 徴収に関する調

1 滞納整理状況調	114
2 督促状及び催告書発付状況調	116
3 滞納額に対する処置状況調	116
4 徴収猶予処理状況調	
(1) 該当条項別	118
(2) 県税別	118
5 滞納処分の停止状況調（税目別）	120
6 過誤納金等の還付充当状況調	122
7 不納欠損理由別処理状況調	124

第5 参考資料

1 税務機構等	
(1) 税務機構図	127
(2) 税務課事務分掌	128
(3) 研修概要	130
2 税務職員の定数等調	
(1) 税務職員数	131
(2) 所属別内訳	131
3 特殊勤務手当の支給に関する条例等（税務職員関係抜すい）	132
4 徴税費に関する調	133
5 徴税費の科目別調（決算額）	134
6 口座振替に関する調	135
7 納税貯蓄組合に対する補助金交付状況調	135
8 個人県民税徴収成績優良市町村	136
9 地方税等の一世帯当たり及び一人当たりの税額累年比較調（平成27年度～令和6年度）	137
10 各都道府県税の調定収入状況調	138
11 都道府県税の住民一人当たり及び一世帯当たりの税額調	139
12 県税の税率等の推移の概要（昭和25年度～令和7年度）	140
13 地域振興局県税部等一覧	214
14 管内図	215

第1 財政に関する調

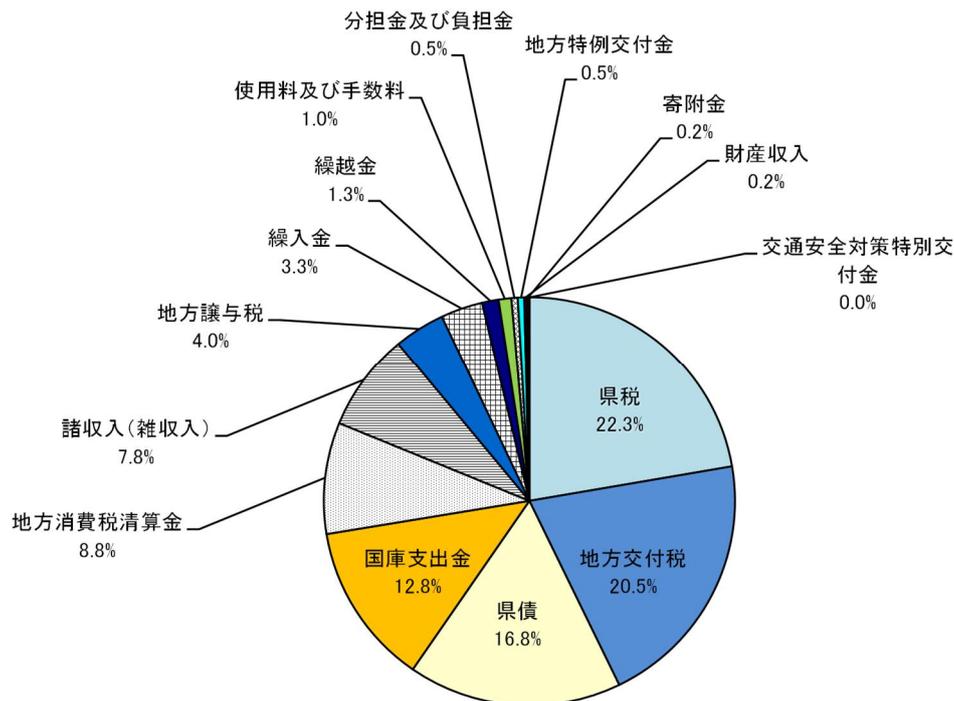
- 1 歳入決算の累年比較調
- 2 歳出決算の累年比較調
- 3 県税収入の推移に関する調(累年別)
- 4 県税歳入予算の補正状況調
- 5 県税収入額と基準財政収入額との比較調
- 6 交付金等控除後の実質収入額

1 歳入決算の累年比較調

(単位:円、%)

科目	区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			比率		比率		比率
県	税	284,427,924,825	20.1	281,097,267,229	20.7	292,082,036,462	22.3
地方	消費税清算金	112,234,857,415	7.9	111,528,959,020	8.2	115,712,264,458	8.8
地方	譲与税	45,562,003,001	3.2	45,749,077,000	3.4	51,648,910,000	4.0
}	特別法人事業譲与税	41,347,536,000	2.9	41,509,554,000	3.1	47,476,551,000	3.6
	地方揮発油譲与税	3,629,991,000	0.3	3,654,731,000	0.3	3,590,487,000	0.3
	石油ガス譲与税	141,979,000	0.0	139,823,000	0.0	133,824,000	0.0
	自動車重量譲与税	336,816,000	0.0	338,685,000	0.0	336,464,000	0.0
	森林環境譲与税	103,490,000	0.0	103,490,000	0.0	108,433,000	0.0
	航空機燃料譲与税	2,191,000	0.0	2,794,000	0.0	3,151,000	0.0
	地方道路譲与税	1	0.0	—	—	—	—
地方	特例交付金	1,157,869,000	0.1	1,121,220,000	0.1	6,167,567,000	0.5
地方	交付税	262,798,805,000	18.6	267,304,071,000	19.7	268,636,437,000	20.5
	交通安全対策特別交付金	371,697,000	0.0	328,831,000	0.0	309,539,000	0.0
	分担金及び負担金	6,399,936,203	0.5	6,169,583,694	0.4	6,558,064,693	0.5
	使用料及び手数料	14,098,978,947	1.0	13,810,377,409	1.0	13,333,327,229	1.0
	国庫支出金	243,088,536,553	17.2	182,541,507,030	13.5	166,832,321,776	12.8
	財産収入	2,354,661,796	0.1	5,299,163,644	0.4	2,250,791,494	0.2
	寄附金	1,838,887,345	0.1	2,140,488,502	0.2	2,885,720,435	0.2
	繰入金	23,726,791,665	1.7	28,210,710,826	2.1	43,480,045,039	3.3
	諸収入(雑収入)	142,035,545,633	10.0	148,815,327,778	11.0	101,661,436,213	7.8
県	債	257,390,000,000	18.2	240,061,000,000	17.7	219,342,000,000	16.8
繰	越金	18,180,349,355	1.3	22,221,392,481	1.6	16,548,950,057	1.3
	計	1,415,666,843,738	100.0	1,356,398,976,613	100.0	1,307,449,410,856	100.0

歳入決算の科目別構成比

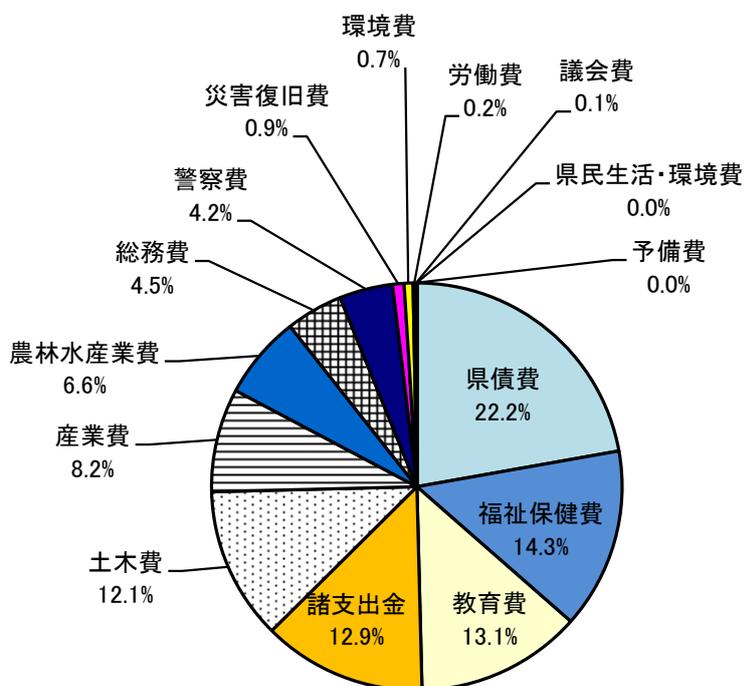


2 歳出決算の累年比較調

(単位:円、%)

科目	区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			比率		比率		比率
議会費		1,242,204,577	0.1	1,265,056,958	0.1	1,437,426,727	0.1
総務費		45,683,602,743	3.3	55,743,995,379	4.1	58,098,970,424	4.5
環境費		5,202,615,377	0.4	10,259,876,694	0.8	8,673,311,216	0.7
福祉保健費		222,320,650,599	16.0	191,123,598,785	14.3	184,965,155,266	14.3
労働費		2,138,245,972	0.1	2,286,806,797	0.2	2,243,012,920	0.2
産業費		171,906,650,773	12.3	137,550,504,548	10.3	105,892,841,892	8.2
農林水産業費		83,883,074,122	6.0	85,805,249,883	6.4	85,363,251,462	6.6
土木費		160,833,864,988	11.5	170,467,102,197	12.7	155,956,960,527	12.1
警察費		51,363,160,071	3.7	50,185,299,178	3.7	54,098,572,892	4.2
教育費		162,996,367,941	11.7	152,832,827,547	11.4	168,898,039,325	13.1
災害復旧費		5,489,007,362	0.4	13,349,768,275	1.0	12,208,596,300	0.9
県債		314,910,659,433	22.6	300,009,472,114	22.4	286,045,746,913	22.2
諸支出金		165,225,098,872	11.9	168,582,168,201	12.6	166,342,141,217	12.9
〔うち地方消費税清算金〕		77,682,562,415	5.6	76,421,943,020	5.7	76,472,799,458	5.9
予備費		-	-	-	-	-	-
県民生活・環境費		250,248,427	0.0	388,300,000	0.0	-	-
計		1,393,445,451,257	100.0	1,339,850,026,556	100.0	1,290,224,027,081	100.0

歳出決算の科目別構成比

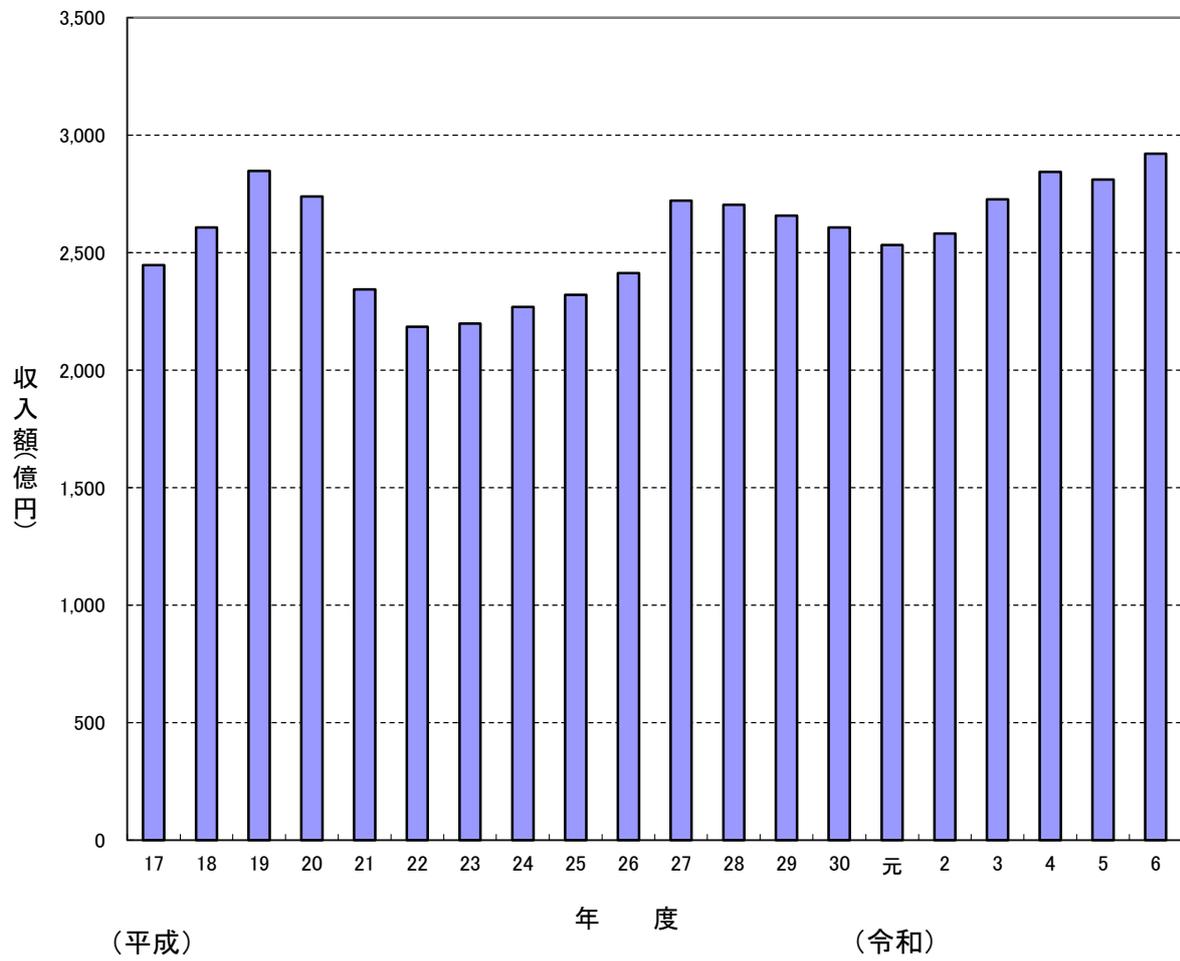


3 県税収入の推移に関する調(平成17年度～令和6年度累年別)

区分 年度	一般会計歳入総額(A)		県税収入予算額(B)		調定額(C)	
	円	%	円	%	円	%
平成17年度	1,340,866,652,498	84.2	244,502,000,000	105.0	248,541,969,403	104.6
平成18年度	1,351,478,138,646	100.8	260,547,000,000	106.6	264,666,576,127	106.5
平成19年度	1,354,698,731,794	100.2	284,628,000,000	109.2	289,907,872,802	109.5
平成20年度	1,238,762,680,831	91.4	273,727,000,000	96.2	279,323,275,829	96.3
平成21年度	1,300,396,201,916	105.0	234,153,000,000	85.5	240,109,867,367	86.0
平成22年度	1,186,851,445,982	91.3	218,349,000,000	93.3	224,076,084,048	93.3
平成23年度	1,236,479,155,847	104.2	219,593,000,000	100.6	225,123,290,047	100.5
平成24年度	1,385,178,509,626	112.0	226,453,000,000	103.1	231,580,315,551	102.9
平成25年度	1,302,473,705,463	94.0	231,838,000,000	102.4	236,513,505,002	102.1
平成26年度	1,597,765,039,894	122.7	240,764,000,000	103.9	245,269,470,607	103.7
平成27年度	1,272,207,857,651	79.6	271,531,000,000	112.8	275,416,677,664	112.3
平成28年度	1,242,116,191,650	97.6	270,006,000,000	99.4	273,581,544,489	99.3
平成29年度	1,198,708,481,440	96.5	265,518,000,000	98.3	268,403,671,828	98.1
平成30年度	1,194,332,492,265	99.6	260,514,000,000	98.1	263,172,693,207	98.1
令和元年度	1,225,127,083,304	102.6	253,120,000,000	97.2	255,428,940,503	97.1
令和2年度	1,377,796,016,315	112.5	257,752,000,000	101.8	261,018,883,724	102.2
令和3年度	1,429,545,939,135	103.8	272,163,000,000	105.6	274,549,110,407	105.2
令和4年度	1,415,666,843,738	99.0	284,108,000,000	104.4	286,076,912,628	104.2
令和5年度	1,356,398,976,613	95.8	280,833,000,000	98.8	282,822,916,820	98.9
令和6年度	1,307,449,410,856	96.4	291,621,000,000	103.8	293,738,989,557	103.9

区分 年度	収入額(D)	対前年度伸長額	対前年度比	(D)/(A)	(D)/(B)	収入率
	円	円	%	%	%	%
平成17年度	244,774,333,479	11,657,308,435	105.0	18.3	100.1	98.5
平成18年度	260,660,134,346	15,885,800,867	106.5	19.3	100.0	98.5
平成19年度	284,741,517,394	24,081,383,048	109.2	21.0	100.0	98.2
平成20年度	273,930,176,354	△ 10,811,341,040	96.2	22.1	100.1	98.1
平成21年度	234,394,336,659	△ 39,535,839,695	85.6	18.0	100.1	97.6
平成22年度	218,515,155,260	△ 15,879,181,399	93.2	18.4	100.1	97.5
平成23年度	219,807,663,097	1,292,507,837	100.6	17.8	100.1	97.6
平成24年度	226,892,313,064	7,084,649,967	103.2	16.4	100.2	98.0
平成25年度	232,080,682,235	5,188,369,171	102.3	17.8	100.1	98.1
平成26年度	241,281,033,320	9,200,351,085	104.0	15.1	100.2	98.4
平成27年度	272,138,852,856	30,857,819,536	112.8	21.4	100.2	98.8
平成28年度	270,536,905,034	△ 1,601,947,822	99.4	21.8	100.2	98.9
平成29年度	265,665,454,063	△ 4,871,450,971	98.2	22.2	100.1	99.0
平成30年度	260,723,964,078	△ 4,941,489,985	98.1	21.8	100.1	99.1
令和元年度	253,277,756,241	△ 7,446,207,837	97.1	20.7	100.1	99.2
令和2年度	258,145,145,526	4,867,389,285	101.9	18.7	100.2	98.9
令和3年度	272,742,060,187	14,596,914,661	105.7	19.1	100.2	99.3
令和4年度	284,427,924,825	11,685,864,638	104.3	20.1	100.1	99.4
令和5年度	281,097,267,229	△ 3,330,657,596	98.8	20.7	100.1	99.4
令和6年度	292,082,036,462	10,984,769,233	103.9	22.3	100.2	99.4

県税収入額の推移



4 県税歳入予算の補正状況調

(単位:千円)

税 目	調定区分	当 初	補 正					最終予算額
			6月補正	9月補正	12月補正	2月補正	3月専決	
個 人 県 民 税	現	56,907,000	—	—	—	2,862,000	△ 183,000	59,586,000
	繰	315,000	—	—	—	14,000	9,000	338,000
	計	57,222,000	—	—	—	2,876,000	△ 174,000	59,924,000
法 人 県 民 税	現	5,800,000	—	—	—	424,000	58,000	6,282,000
	繰	7,000	—	—	—	△ 1,000	△ 2,000	4,000
	計	5,807,000	—	—	—	423,000	56,000	6,286,000
県 民 税 利 子 割	現	111,000	—	—	—	72,000	146,000	329,000
個 人 事 業 税	現	2,587,000	—	—	—	△ 43,000	3,000	2,547,000
	繰	13,000	—	—	—	△ 4,000	1,000	10,000
	計	2,600,000	—	—	—	△ 47,000	4,000	2,557,000
法 人 事 業 税	現	71,038,000	—	—	—	3,417,000	1,109,000	75,564,000
	繰	24,000	—	—	—	—	△ 10,000	14,000
	計	71,062,000	—	—	—	3,417,000	1,099,000	75,578,000
地 方 消 費 税 譲 渡 割	現	58,987,000	—	—	—	1,182,000	1,421,000	61,590,000
地 方 消 費 税 貨 物 割	現	17,868,000	—	—	—	2,506,000	△ 846,000	19,528,000
不 動 産 取 得 税	現	4,619,000	—	—	—	△ 603,000	249,000	4,265,000
	繰	17,000	—	—	—	△ 3,000	1,000	15,000
	計	4,636,000	—	—	—	△ 606,000	250,000	4,280,000
県 た ば こ 税	現	2,476,000	—	—	—	△ 34,000	△ 2,000	2,440,000
	繰	—	—	—	—	—	—	—
	計	2,476,000	—	—	—	△ 34,000	△ 2,000	2,440,000
ゴ ル フ 場 利 用 税	現	438,000	—	—	—	8,000	△ 2,000	444,000
	繰	—	—	—	—	—	—	—
	計	438,000	—	—	—	8,000	△ 2,000	444,000
軽 油 引 取 税	現	20,830,000	—	—	—	180,000	305,000	21,315,000
	繰	50,000	—	—	—	38,000	—	88,000
	計	20,880,000	—	—	—	218,000	305,000	21,403,000
自 動 車 税 環 境 性 能 割	現	2,286,000	—	—	—	191,000	2,000	2,479,000
	繰	—	—	—	—	—	—	—
	計	2,286,000	—	—	—	191,000	2,000	2,479,000
自 動 車 税 種 別 割	現	29,823,000	—	—	—	—	9,000	29,832,000
	繰	15,000	—	—	—	△ 1,000	1,000	15,000
	計	29,838,000	—	—	—	△ 1,000	10,000	29,847,000
鉦 区 税	現	32,000	—	—	—	—	—	32,000
	繰	—	—	—	—	—	—	—
	計	32,000	—	—	—	—	—	32,000
県 固 定 資 産 税	現	—	—	—	—	—	—	—
核 燃 料 税	現	4,713,000	—	—	—	62,000	—	4,775,000
狩 猟 税	現	10,000	—	—	—	—	—	10,000
産 業 廃 棄 物 税	現	123,000	—	—	—	△ 8,000	3,000	118,000
	繰	—	—	—	—	—	—	—
	計	123,000	—	—	—	△ 8,000	3,000	118,000
旧 法 に よ る 税	現	1,000	—	—	—	—	△ 1,000	—
	繰	1,000	—	—	—	—	—	1,000
	計	2,000	—	—	—	—	△ 1,000	1,000
合 計	現	278,649,000	—	—	—	10,216,000	2,271,000	291,136,000
	繰	442,000	—	—	—	43,000	—	485,000
	計	279,091,000	—	—	—	10,259,000	2,271,000	291,621,000

5 県税収入額と基準財政収入額との比較調

(単位:千円)

区分 税目	県税収入額(A)	基準財政収入額(B)	標準税収入額(C)	(A)／(C)×100	(A)－(C)
県民税	(61,624,920)	—	—	(94.3)	(△ 3,758,261)
	66,871,817	54,044,334	65,383,181	102.3	1,488,636
┌ 個人	(55,105,897)	—	—	(90.9)	(△ 5,515,447)
	60,249,528	50,472,956	60,621,344	99.4	△ 371,816
└ 法人	6,292,820	3,396,276	4,528,368	139.0	1,764,452
	(226,203)	—	—	(96.9)	(△ 7,266)
┌ 利子割	329,469	175,102	233,469	141.1	96,000
	(72,584,761)	—	—	(97.5)	(△ 1,869,987)
事業税	78,223,752	55,841,061	74,454,748	105.1	3,769,004
┌ 個人	2,561,788	2,023,485	2,697,980	95.0	△ 136,192
	(70,022,973)	—	—	(97.6)	(△ 1,733,795)
└ 法人	75,661,964	53,817,576	71,756,768	105.4	3,905,196
	(22,568,113)	—	—	(38.6)	(△ 35,876,511)
地方消費税	81,117,636	51,782,430	58,444,624	138.8	22,673,012
┌ 譲渡割	61,589,338	34,083,909	38,467,979	160.1	23,121,359
	19,528,298	17,698,521	19,976,645	97.8	△ 448,347
不動産取得税	4,292,590	2,939,131	3,918,841	109.5	373,749
県たばこ税	2,440,277	1,829,475	2,439,300	100.0	977
ゴルフ場利用税	(127,331)	—	—	(—)	(—)
	443,648	—	—	—	—
軽油引取税	(16,328,209)	—	—	(100.3)	(52,306)
	21,416,806	12,206,927	16,275,903	131.6	5,140,903
自動車税	(31,075,373)	—	—	(104.6)	(1,367,473)
	32,339,905	22,280,925	29,707,900	108.9	2,632,005
┌ 環境性能割	(1,214,313)	—	—	(90.6)	(△ 126,708)
	2,478,845	1,005,766	1,341,021	184.8	1,137,824
└ 種別割	29,861,060	21,275,159	28,366,879	105.3	1,494,181
鉦区税	31,849	23,718	31,624	100.7	225
県固定資産税	—	—	—	—	—
核燃料税	4,775,186	—	—	—	4,775,186
旧法による税	(△ 60)	—	—	(—)	(△ 60)
	—	95,771	127,695	—	—
計	(215,848,549)	—	—	(86.1)	(△ 34,935,267)
	291,953,466	201,043,772	250,783,816	116.4	41,169,650
狩猟税	10,436	—	—	—	10,436
産業廃棄物税	118,134	—	—	—	118,134
合計	(215,977,119)	—	—	(86.1)	(△ 34,806,697)
	292,082,036	201,043,772	250,783,816	116.5	41,298,220

(注1) ()内の数字は、各税目の市町村交付分を控除した額である。

(注2)自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

(注3)自動車税種別割は自動車税及び自動車税種別割の合計値を記載。

6 交付金等控除後の実質収入額

(単位:千円)

項目		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			対前年度比		対前年度比		対前年度比
			%		%		%
歳入	県税決算額	284,427,925	104.3	281,097,267	98.8	292,082,036	103.9
	地方消費税清算金	112,234,857	102.9	111,528,959	99.4	115,712,264	103.8
	利子割精算金	-	-	-	-	-	-
	徴収取扱費	18,151	128.7	25,503	140.5	29,725	116.6
	{ 軽自動車税	18,151	128.7	25,503	140.5	29,725	116.6
	計	396,680,933	103.9	392,651,729	99.0	407,824,025	103.9
歳出	地方消費税清算金	77,682,562	108.3	76,421,943	98.4	76,472,799	100.1
	利子割精算金	-	-	-	-	-	-
	徴収取扱費	3,808,507	100.6	3,777,447	99.2	3,771,525	99.8
	{ 個人県民税	3,600,637	100.2	3,572,130	99.2	3,567,111	99.9
	{ 地方消費税	207,870	108.1	205,317	98.8	204,414	99.6
	市町村交付金	70,638,328	101.2	71,612,239	101.4	76,104,917	106.3
	{ 県分離課税所得割	123,109	112.3	127,796	103.8	114,742	89.8
	{ 県民税所得割	-	-	-	-	-	-
	{ 県民税配当割	1,340,409	84.8	1,519,451	113.4	2,245,320	147.8
	{ 県民税株式等割	933,678	55.9	1,634,094	175.0	2,783,569	170.3
	{ 県民税利子割	92,707	48.5	66,182	71.4	103,266	156.0
	{ 地方消費税	56,829,910	102.9	56,465,394	99.4	58,549,523	103.7
	{ ゴルフ場利用税	338,527	95.1	326,116	96.3	316,317	97.0
	{ 自動車取得税	6,395	-	97,150	1,519.2	60	0.1
	{ 軽油引取税	5,069,004	97.0	5,176,763	102.1	5,088,597	98.3
	{ 自動車税環境性能割	824,129	98.9	929,306	112.8	1,264,532	136.1
	{ 法人事業税	5,080,460	110.2	5,269,987	103.7	5,638,991	107.0
	納税報償金	552,109	99.4	532,393	96.4	516,650	97.0
	{ ゴルフ場利用税	3,813	110.8	3,830	100.4	3,681	96.1
	{ 軽油引取税	545,319	99.4	525,831	96.4	510,618	97.1
	{ 産業廃棄物税	2,977	94.1	2,732	91.8	2,351	86.1
	計	152,681,506	104.7	152,344,022	99.8	156,865,891	103.0
	実質収入額		243,999,427	103.4	240,307,707	98.5	250,958,134

(注1) 納税報償金は特別徴収義務者分のみである。

(注2) 自動車取得税は令和元年10月1日に廃止、自動車税環境性能割は令和元年10月1日から導入。

第 2 調定及び収入に関する調

- 1 県税収入状況調(税目別・累年別)
- 2 税目別調定比率調(累年別)
- 3 税目別調定額調
- 4 県税収入額の推移
- 5 納期内納税状況調(県税部等別・税目別)
- 6 県税徴収金(本税)決算額調
- 7 県税収入状況調(県税部等別)
- 8 県税調定収入状況調(月別)
- 9 税目別県税収入状況調(県税部等別)
- 10 県税徴収金(税外収入)決算額調
- 11 税外収入科目別調定収入状況調(県税部等別)

1 県税収入状況調(税目別、令和4年度～6年度累年別)

(単位:千円)

税目	年度	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
県民税		66,642,954	65,312,251	98.0	68,552,601	67,254,440	98.1	68,051,783	66,871,817	98.3
個人	個人	60,484,416	59,168,495	97.8	62,763,521	61,486,039	98.0	61,407,310	60,249,528	98.1
	法人	6,010,080	5,995,298	99.8	5,672,186	5,651,507	99.6	6,315,004	6,292,820	99.6
事業	利子割	148,458	148,458	100.0	116,894	116,894	100.0	329,469	329,469	100.0
	業税	69,265,959	69,163,336	99.9	72,733,957	72,563,266	99.8	78,445,467	78,223,752	99.7
地方	個人	2,445,203	2,397,051	98.0	2,523,566	2,472,157	98.0	2,618,076	2,561,788	97.9
	法人	66,820,756	66,766,285	99.9	70,210,391	70,091,109	99.8	75,827,391	75,661,964	99.8
消費	消費	83,021,366	83,021,366	100.0	74,702,714	74,702,714	100.0	81,117,636	81,117,636	100.0
	譲渡	59,803,897	59,803,897	100.0	55,506,185	55,506,185	100.0	61,589,338	61,589,338	100.0
貨物	譲渡	23,217,469	23,217,469	100.0	19,196,529	19,196,529	100.0	19,528,298	19,528,298	100.0
	割	4,662,581	4,547,762	97.5	4,971,896	4,851,669	97.6	4,435,913	4,292,590	96.8
不動産	取得	2,487,279	2,487,279	100.0	2,488,574	2,488,574	100.0	2,440,277	2,440,277	100.0
県たばこ	税	490,017	484,563	98.9	477,906	472,452	98.9	443,648	443,648	100.0
ゴルフ	場利用	21,912,275	21,855,196	99.7	21,365,050	21,277,102	99.6	21,482,048	21,416,806	99.7
自動車	税	32,667,481	32,629,171	99.9	32,536,416	32,493,247	99.9	32,386,613	32,339,905	99.9
環境	性能	1,913,727	1,913,727	100.0	2,215,328	2,215,328	100.0	2,478,845	2,478,845	100.0
	種別	30,753,754	30,715,444	99.9	30,321,088	30,277,919	99.9	29,907,768	29,861,060	99.8
鉦区	税	31,186	31,186	100.0	32,161	32,161	100.0	31,849	31,849	100.0
県固定	資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料	税	4,712,634	4,712,634	100.0	4,712,634	4,712,634	100.0	4,775,186	4,775,186	100.0
狩猟	税	10,678	10,678	100.0	10,156	10,156	100.0	10,436	10,436	100.0
産業	廃棄物	142,947	142,947	100.0	123,344	123,344	100.0	118,134	118,134	100.0
旧法	による	29,556	29,556	100.0	115,508	115,508	100.0	-	-	-
自動車	取得	29,556	29,556	100.0	115,508	115,508	100.0	-	-	-
	計	286,076,913	284,427,925	99.4	282,822,917	281,097,267	99.4	293,738,990	292,082,036	99.4

(注1)自動車取得税は令和元年10月1日に廃止、自動車税環境性能割は令和元年10月1日から導入。

(注2)自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

(注3)自動車税種別割は自動車税及び自動車税種別割の合計値を記載。

2 税目別調定比率調(令和4年度～6年度累年別)

(単位:千円)

税目	年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		調定額	比率	調定額	比率	調定額	比率
県民税		66,642,954	23.3	68,552,601	24.2	68,051,783	23.2
個人	個人	60,484,416	21.1	62,763,521	22.2	61,407,310	20.9
	法人	6,010,080	2.1	5,672,186	2.0	6,315,004	2.1
事業	利子割	148,458	0.1	116,894	0.0	329,469	0.1
	業税	69,265,959	24.2	72,733,957	25.7	78,445,467	26.7
地方	個人	2,445,203	0.8	2,523,566	0.9	2,618,076	0.9
	法人	66,820,756	23.4	70,210,391	24.8	75,827,391	25.8
消費	消費	83,021,366	29.0	74,702,714	26.4	81,117,636	27.6
	譲渡	59,803,897	20.9	55,506,185	19.6	61,589,338	21.0
貨物	譲渡	23,217,469	8.1	19,196,529	6.8	19,528,298	6.6
	割	4,662,581	1.6	4,971,896	1.8	4,435,913	1.5
不動産	取得	2,487,279	0.9	2,488,574	0.9	2,440,277	0.9
県たばこ	税	490,017	0.2	477,906	0.2	443,648	0.2
ゴルフ	場利用	21,912,275	7.7	21,365,050	7.6	21,482,048	7.3
自動車	税	32,667,481	11.4	32,536,416	11.5	32,386,613	11.0
環境	性能	1,913,727	0.7	2,215,328	0.8	2,478,845	0.8
	種別	30,753,754	10.7	30,321,088	10.7	29,907,768	10.2
鉦区	税	31,186	0.0	32,161	0.0	31,849	0.0
県固定	資産	-	-	-	-	-	-
核燃料	税	4,712,634	1.6	4,712,634	1.7	4,775,186	1.6
狩猟	税	10,678	0.0	10,156	0.0	10,436	0.0
産業	廃棄物	142,947	0.1	123,344	0.0	118,134	0.0
旧法	による	29,556	0.0	115,508	0.0	-	-
自動車	取得	29,556	0.0	115,508	0.0	-	-
	計	286,076,913	100.0	282,822,917	100.0	293,738,990	100.0

(注1)自動車取得税は令和元年10月1日に廃止、自動車税環境性能割は令和元年10月1日から導入。

(注2)自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

(注3)自動車税種別割は自動車税及び自動車税種別割の合計値を記載。

3 税目別調定

税目 年度	個人県民税		法人県民税		県民税利子割		個人事業税		法人事業税		地方消費税	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
	%		%		%		%		%		%	
平成17年度	33,623,183	104.4	12,858,091	104.9	2,356,791	54.5	2,242,964	101.2	66,156,602	107.7	32,667,992	108.0
平成18年度	38,142,774	113.4	14,961,075	116.4	1,898,968	80.6	2,516,713	112.2	77,444,029	117.1	34,055,248	104.2
平成19年度	69,993,419	183.5	14,593,628	97.5	2,540,791	133.8	2,508,906	99.7	76,681,965	99.0	34,133,029	100.2
平成20年度	70,646,733	100.9	13,019,943	89.2	2,659,257	104.7	2,385,801	95.1	72,724,791	94.8	32,874,166	96.3
平成21年度	69,690,184	98.6	9,503,138	73.0	2,197,799	82.6	2,167,694	90.9	43,272,339	59.5	31,726,317	96.5
平成22年度	64,241,593	92.2	10,216,462	107.5	2,043,259	93.0	1,863,952	86.0	33,308,889	77.0	33,526,178	105.7
平成23年度	62,670,467	97.6	10,355,927	101.4	1,732,124	84.8	1,812,429	97.2	34,443,137	103.4	34,002,870	101.4
平成24年度	66,104,351	105.5	11,758,512	113.5	1,450,677	83.8	1,874,919	103.4	37,907,708	110.1	34,522,030	101.5
平成25年度	69,341,509	104.9	10,905,099	92.7	1,172,815	80.8	1,905,202	101.6	43,431,194	114.6	34,502,936	99.9
平成26年度	69,922,441	100.8	12,000,424	110.0	1,073,371	91.5	2,050,712	107.6	47,043,606	108.3	41,498,977	120.3
平成27年度	70,431,500	100.7	10,997,725	91.6	976,848	91.0	2,102,222	102.5	53,853,220	114.5	64,120,186	154.5
平成28年度	69,147,167	98.2	9,008,178	81.9	630,471	64.5	2,126,857	101.2	59,252,219	110.0	61,776,098	96.3
平成29年度	72,132,923	104.3	9,048,696	100.4	809,362	128.4	2,133,426	100.3	55,012,795	92.8	56,044,376	90.7
平成30年度	59,931,516	83.1	9,764,598	107.9	727,931	89.9	2,177,901	102.1	58,718,137	106.7	59,110,218	105.5
令和元年度	58,825,873	98.2	9,189,366	94.1	343,507	47.2	2,260,899	103.8	57,719,431	98.3	56,282,284	95.2
令和2年度	59,441,688	101.0	6,859,548	74.6	395,219	115.1	2,263,940	100.1	56,375,517	97.7	65,879,041	117.1
令和3年度	60,254,499	101.4	5,845,489	85.2	295,097	74.7	2,356,118	104.1	62,104,751	110.2	74,070,096	112.4
令和4年度	59,166,739	98.2	5,994,795	102.6	148,458	50.3	2,395,947	101.7	66,761,598	107.5	83,021,366	112.1
令和5年度	61,575,959	104.1	5,659,518	94.4	116,894	78.7	2,477,391	103.4	70,158,752	105.1	74,702,714	90.0
令和6年度	60,205,147	97.8	6,299,223	111.3	329,469	281.9	2,570,675	103.8	75,753,031	108.0	81,117,636	108.6

税目 年度	鋳区税		固定資産税		核燃料税		狩猟税		産業廃棄物税	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
	%		%		%		%		%	
平成17年度	55,347	100.7	1,441,794	77.9	2,134,493	75.0	57,013	97.9	248,884	125.7
平成18年度	56,524	102.1	1,091,559	75.7	3,639,351	170.5	55,203	96.8	226,733	91.1
平成19年度	54,918	97.2	770,165	70.6	—	—	50,140	90.8	207,374	91.5
平成20年度	53,992	98.3	634,980	82.4	—	—	46,925	93.6	170,730	82.3
平成21年度	52,651	97.5	307,147	48.4	1,275,546	—	46,315	98.7	140,740	82.4
平成22年度	51,381	97.6	82,751	26.9	1,274,878	99.9	43,552	94.0	145,736	103.5
平成23年度	50,327	97.9	—	—	1,409,613	110.6	40,901	93.9	303,840	208.5
平成24年度	49,540	98.4	—	—	—	—	38,341	93.7	271,124	89.2
平成25年度	49,911	100.7	—	—	—	—	34,893	91.0	219,915	81.1
平成26年度	49,706	99.6	—	—	534,897	—	31,657	90.7	316,243	143.8
平成27年度	49,915	100.4	—	—	3,209,844	600.1	15,701	49.6	139,625	44.2
平成28年度	49,621	99.4	—	—	3,209,844	100.0	13,451	85.7	134,157	96.1
平成29年度	48,318	97.4	—	—	3,209,844	100.0	12,684	94.3	142,808	106.4
平成30年度	47,818	99.0	—	—	3,209,844	100.0	12,608	99.4	146,784	102.8
令和元年度	41,682	87.2	—	—	3,460,042	107.8	11,813	93.7	170,923	116.4
令和2年度	32,827	78.8	—	—	4,712,634	136.2	11,546	97.7	162,728	95.2
令和3年度	31,592	96.2	—	—	4,712,634	100.0	11,950	103.5	157,500	96.8
令和4年度	31,186	98.7	—	—	4,712,634	100.0	10,678	89.4	142,947	90.8
令和5年度	32,161	103.1	—	—	4,712,634	100.0	10,156	95.1	123,344	86.3
令和6年度	31,849	99.0	—	—	4,775,186	101.3	10,436	102.8	118,134	95.8

(注1)この調は現年課税分による。ただし税外収入については滞納繰越分を含む。

(注2)自動車取得税は令和元年10月1日に廃止、自動車税環境性能割は令和元年10月1日から導入。

(注3)自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

(注4)平成30年度以前の自動車税種別割欄は、自動車税の額を記載。令和元年度以降の自動車税種別割欄は、自動車税及び自動車税種別割の合計額を記載。

額 調(平成 17 年度～令和6年度)

(単位:千円)

不動産取得税		県たばこ税		ゴルフ場利用税		軽油引取税		自動車税				税目 年度
調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	自 動 車 税		調定額	対前年度比	
%		%		%		%		%				%
8,748,207	134.7	4,948,220	99.0	751,553	98.0	31,729,957	104.0	—	—	35,920,645	102.4	平成17年度
7,321,008	83.7	5,032,068	101.7	762,699	101.5	29,911,866	94.3	—	—	35,439,580	98.7	平成18年度
7,111,289	97.1	4,949,277	98.4	723,252	94.8	28,689,716	95.9	—	—	35,297,052	99.6	平成19年度
6,846,564	96.3	4,701,347	95.0	736,996	101.9	25,455,722	88.7	—	—	34,643,722	98.1	平成20年度
5,737,528	83.8	4,456,074	94.8	696,710	94.5	22,725,262	89.3	—	—	34,187,458	98.7	平成21年度
5,021,112	87.5	4,542,245	101.9	629,638	90.4	24,352,812	107.2	—	—	33,417,391	97.7	平成22年度
5,118,247	101.9	5,202,056	114.5	595,488	94.6	25,321,358	104.0	—	—	33,171,854	99.3	平成23年度
4,648,780	90.8	5,094,022	97.9	574,040	96.4	24,955,726	98.6	—	—	32,880,201	99.1	平成24年度
5,361,169	115.3	3,026,942	59.4	579,703	101.0	24,845,577	99.6	—	—	32,621,689	99.2	平成25年度
5,197,401	96.9	2,695,354	89.0	576,810	99.5	24,338,695	98.0	—	—	32,181,080	98.6	平成26年度
5,160,711	99.3	2,616,996	97.1	586,177	101.6	23,027,095	94.6	—	—	31,837,759	98.9	平成27年度
4,928,524	95.5	2,542,528	97.2	579,545	98.9	22,711,384	98.6	—	—	31,669,883	99.5	平成28年度
5,337,147	108.3	2,387,617	93.9	544,615	94.0	23,504,631	103.5	—	—	31,732,879	100.2	平成29年度
4,705,743	88.2	2,340,652	98.0	537,066	98.6	23,664,251	100.7	—	—	31,818,139	100.3	平成30年度
4,757,764	101.1	2,343,222	100.1	536,869	100.0	23,011,471	97.2	734,928	—	31,569,761	99.2	令和元年度
4,762,770	100.1	2,224,624	94.9	460,081	85.7	22,746,050	98.8	1,472,595	200.4	31,222,352	98.9	令和2年度
4,522,352	95.0	2,368,933	106.5	484,722	105.4	22,813,838	100.3	1,457,218	99.0	30,836,588	98.8	令和3年度
4,552,896	100.7	2,487,279	105.0	484,563	100.0	21,868,131	95.9	1,913,727	131.3	30,720,095	99.6	令和4年度
4,877,890	107.1	2,488,574	100.1	472,452	97.5	21,307,971	97.4	2,215,328	115.8	30,287,155	98.6	令和5年度
4,322,947	88.6	2,440,277	98.1	443,648	93.9	21,394,100	100.4	2,478,845	111.9	29,866,667	98.6	令和6年度

旧 法 に よ る 税		新 法 に よ る 税		軽油引取税		自動車取得税		合 計		税 外 収 入		税目 年度
料 理 飲 食 等 消 費 税	特 別 地 方 消 費 税	調 定 額	対 前 年 度 比	調 定 額	対 前 年 度 比	調 定 額	対 前 年 度 比	調 定 額	対 前 年 度 比	調 定 額	対 前 年 度 比	
%		%		%		%		%		%		
—	—	—	—	—	—	8,583,100	102.6	244,524,836	104.5	593,175	84.9	平成17年度
—	—	—	—	—	—	8,612,527	100.3	261,167,925	106.8	689,950	116.3	平成18年度
—	—	—	—	—	—	7,878,593	91.5	286,183,514	109.6	687,501	99.6	平成19年度
—	—	—	—	—	—	6,939,083	88.1	274,540,752	95.9	698,973	101.7	平成20年度
—	—	—	—	2,172,350	—	4,630,979	66.7	234,986,231	85.6	655,534	93.8	平成21年度
—	—	—	—	25	—	3,939,366	85.1	218,701,220	93.1	642,750	98.0	平成22年度
—	—	—	—	145	580.0	3,519,092	89.3	219,749,875	100.5	611,300	95.1	平成23年度
—	—	—	—	10	6.9	4,569,614	129.9	226,699,595	103.2	537,029	87.9	平成24年度
—	—	—	—	—	—	4,094,050	89.6	232,092,604	102.4	492,932	91.8	平成25年度
—	—	—	—	—	—	1,742,087	42.6	241,253,461	103.9	435,753	88.4	平成26年度
—	—	—	—	—	—	2,642,940	151.7	271,768,464	112.6	385,204	88.4	平成27年度
—	—	—	—	—	—	2,776,853	105.1	270,556,780	99.6	336,208	87.3	平成28年度
—	—	—	—	—	—	3,580,217	128.9	265,682,338	98.2	286,599	85.2	平成29年度
—	—	—	—	—	—	3,759,262	105.0	260,672,468	98.1	279,130	97.4	平成30年度
—	—	—	—	—	—	1,972,004	52.5	253,231,839	97.1	245,828	88.1	令和元年度
—	—	—	—	—	—	—	—	259,023,160	102.3	209,858	85.4	令和2年度
—	—	—	—	—	—	—	—	272,323,377	105.1	222,609	106.1	令和3年度
—	—	—	—	—	—	29,556	—	284,442,595	104.5	231,731	104.1	令和4年度
—	—	—	—	—	—	115,508	390.8	281,334,401	98.9	229,231	98.9	令和5年度
—	—	—	—	—	—	—	—	292,157,270	103.8	224,614	98.0	令和6年度

4 県 税 収 入 額

税目 年度	個人県民税		法人県民税		県民税利子割		個人事業税		法人事業税		地方消費税	
	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比
	%		%		%		%		%		%	
平成17年度	33,596,981	105.0	12,847,331	104.9	2,356,791	54.5	2,244,507	102.1	66,092,996	107.6	32,667,992	108.0
平成18年度	37,980,375	113.0	14,958,676	116.4	1,898,968	80.6	2,501,959	111.5	77,406,686	117.1	34,055,248	104.2
平成19年度	69,051,568	181.8	14,568,885	97.4	2,540,791	133.8	2,481,635	99.2	76,612,748	99.0	34,133,029	100.2
平成20年度	70,053,297	101.5	12,970,840	89.0	2,659,257	104.7	2,380,764	95.9	72,500,256	94.6	32,874,166	96.3
平成21年度	69,083,069	98.6	9,502,477	73.3	2,197,799	82.6	2,144,099	90.1	43,267,037	59.7	31,726,317	96.5
平成22年度	64,053,094	92.7	10,220,170	107.6	2,043,259	93.0	1,869,870	87.2	33,299,850	77.0	33,526,178	105.7
平成23年度	62,694,847	97.9	10,376,515	101.5	1,732,124	84.8	1,828,325	97.8	34,468,068	103.5	34,002,870	101.4
平成24年度	66,151,052	105.5	11,760,847	113.3	1,450,677	83.8	1,901,692	104.0	37,995,823	110.2	34,522,030	101.5
平成25年度	69,375,555	104.9	10,908,603	92.8	1,172,815	80.8	1,907,894	100.3	43,476,718	114.4	34,502,936	99.9
平成26年度	70,010,206	100.9	11,998,905	110.0	1,073,371	91.5	2,050,727	107.5	47,035,973	108.2	41,498,977	120.3
平成27年度	70,493,473	100.7	10,991,605	91.6	976,848	91.0	2,103,664	102.6	53,823,218	114.4	64,120,186	154.5
平成28年度	69,165,404	98.1	9,004,341	81.9	630,471	64.5	2,108,174	100.2	59,235,989	110.1	61,776,098	96.3
平成29年度	72,133,805	104.3	9,047,176	100.5	809,362	128.4	2,124,032	100.8	55,004,693	92.9	56,044,376	90.7
平成30年度	60,042,887	83.2	9,754,322	107.8	727,931	89.9	2,182,228	102.7	58,670,443	106.7	59,110,218	105.5
令和元年度	58,894,820	98.1	9,185,086	94.2	343,507	47.2	2,256,011	103.4	57,713,274	98.4	56,282,284	95.2
令和2年度	59,496,440	101.0	6,805,828	74.1	395,219	115.1	2,265,897	100.4	55,504,780	96.2	65,879,041	117.1
令和3年度	60,309,655	101.4	5,875,728	86.3	295,097	74.7	2,361,910	104.2	62,452,461	112.5	74,070,096	112.4
令和4年度	59,168,495	98.1	5,995,298	102.0	148,458	50.3	2,397,051	101.5	66,766,285	106.9	83,021,366	112.1
令和5年度	61,486,039	103.9	5,651,507	94.3	116,894	78.7	2,472,157	103.1	70,091,109	105.0	74,702,714	90.0
令和6年度	60,249,528	98.0	6,292,820	111.3	329,469	281.9	2,561,788	103.6	75,661,964	107.9	81,117,636	108.6

税目 年度	鉦 区 税		固 定 資 産 税		核 燃 料 税		狩 猟 税		産 業 廃 棄 物 税	
	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比
	%		%		%		%		%	
平成17年度	55,347	101.0	1,441,794	77.9	2,134,493	75.0	57,013	97.9	248,884	124.9
平成18年度	56,500	102.1	1,091,559	75.7	3,639,351	170.5	55,203	96.8	226,733	91.1
平成19年度	54,918	97.2	770,165	70.6	—	—	50,140	90.8	207,374	91.5
平成20年度	54,036	98.4	634,980	82.4	—	—	46,925	93.6	170,730	82.3
平成21年度	52,675	97.5	307,147	48.4	1,275,546	—	46,315	98.7	140,740	82.4
平成22年度	51,347	97.5	82,751	26.9	1,274,878	99.9	43,552	94.0	145,736	103.5
平成23年度	50,283	97.9	—	—	1,409,613	110.6	40,901	93.9	303,840	208.5
平成24年度	49,617	98.7	—	—	—	—	38,341	93.7	271,124	89.2
平成25年度	49,867	100.5	—	—	—	—	34,893	91.0	219,915	81.1
平成26年度	49,707	99.7	—	—	534,897	—	31,657	90.7	316,243	143.8
平成27年度	49,846	100.3	—	—	3,209,844	600.1	15,701	49.6	139,625	44.2
平成28年度	49,620	99.5	—	—	3,209,844	100.0	13,451	85.7	134,157	96.1
平成29年度	48,275	97.3	—	—	3,209,844	100.0	12,684	94.3	142,808	106.4
平成30年度	47,782	99.0	—	—	3,209,844	100.0	12,608	99.4	146,784	102.8
令和元年度	41,762	87.4	—	—	3,460,042	107.8	11,813	93.7	170,923	116.4
令和2年度	32,827	78.6	—	—	4,712,634	136.2	11,546	97.7	162,728	95.2
令和3年度	31,592	96.2	—	—	4,712,634	100.0	11,950	103.5	157,500	96.8
令和4年度	31,186	98.7	—	—	4,712,634	100.0	10,678	89.4	142,947	90.8
令和5年度	32,161	103.1	—	—	4,712,634	100.0	10,156	95.1	123,344	86.3
令和6年度	31,849	99.0	—	—	4,775,186	101.3	10,436	102.8	118,134	95.8

(注1)自動車取得税は令和元年10月1日に廃止、自動車税環境性能割は令和元年10月1日から導入。

(注2)自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

(注3)平成30年度以前の自動車税種別割欄は、自動車税の額を記載。令和元年度以降の自動車税種別割欄は、自動車税及び自動車税種別割の合計額を記載。

の 推 移 (平成 17 年度～令和 6 年度)

(単位:千円)

不動産取得税		県たばこ税		ゴルフ場利用税		軽油引取税		自動車税				税目 年度
収入額	対前年度比	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比	環境性能割		種別割		
	%		%		%		%	%	%	収入額	対前年度比	収入額
8,704,594	134.8	4,948,220	99.0	749,598	96.8	32,139,133	106.9	-	-	35,902,279	102.5	平成 17 年度
7,246,112	83.2	5,032,068	101.7	762,792	101.8	29,707,421	92.4	-	-	35,426,686	98.7	平成 18 年度
6,896,627	95.2	4,949,277	98.4	720,474	94.5	28,546,504	96.1	-	-	35,277,574	99.6	平成 19 年度
6,868,265	99.6	4,701,347	95.0	736,871	102.3	25,713,851	90.1	-	-	34,624,970	98.2	平成 20 年度
5,761,174	83.9	4,456,074	94.8	694,050	94.2	22,477,839	87.4	-	-	34,169,330	98.7	平成 21 年度
5,019,866	87.1	4,542,130	101.9	632,433	91.1	24,355,506	108.4	-	-	33,412,168	97.8	平成 22 年度
5,134,878	102.3	5,202,141	114.5	595,252	94.1	25,272,112	103.8	-	-	33,174,024	99.3	平成 23 年度
4,652,360	90.6	5,094,022	97.9	574,882	96.6	24,976,033	98.8	-	-	32,882,614	99.1	平成 24 年度
5,362,250	115.3	3,026,942	59.4	579,719	100.8	24,753,614	99.1	-	-	32,614,511	99.2	平成 25 年度
5,203,926	97.0	2,695,354	89.0	576,810	99.5	24,281,386	98.1	-	-	32,179,855	98.7	平成 26 年度
5,157,655	99.1	2,616,996	97.1	584,095	101.3	23,380,354	96.3	-	-	31,832,803	98.9	平成 27 年度
4,926,538	95.5	2,542,528	97.2	577,725	98.9	22,719,583	97.2	-	-	31,666,129	99.5	平成 28 年度
5,329,839	108.2	2,387,617	93.9	542,909	94.0	23,516,014	103.5	-	-	31,731,803	100.2	平成 29 年度
4,694,405	88.1	2,340,750	98.0	537,145	98.9	23,670,731	100.7	-	-	31,816,624	100.3	平成 30 年度
4,749,997	101.2	2,343,220	100.1	536,946	100.0	23,011,853	97.2	734,928	-	31,569,286	99.2	令和元年度
4,748,639	100.0	2,224,626	94.9	460,081	85.7	22,749,860	98.9	1,472,595	200.4	31,222,405	98.9	令和 2 年度
4,500,342	94.8	2,368,933	106.5	484,722	105.4	22,812,596	100.3	1,457,218	99.0	30,839,626	98.8	令和 3 年度
4,547,762	101.1	2,487,279	105.0	484,563	100.0	21,855,196	95.8	1,913,727	131.3	30,715,444	99.6	令和 4 年度
4,851,669	106.7	2,488,574	100.1	472,452	97.5	21,277,102	97.4	2,215,328	115.8	30,277,919	98.6	令和 5 年度
4,292,590	88.5	2,440,277	98.1	443,648	93.9	21,416,806	100.7	2,478,845	111.9	29,861,060	98.6	令和 6 年度

旧法による税								合計		税目 年度
料理飲食等消費税		特別地方消費税		軽油引取税		自動車取得税		収入額	対前年度比	
収入額	対前年度比	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比	収入額	対前年度比			収入額
	%		%		%		%		%	
11	44.0	3,269	157.7	-	-	8,583,100	102.6	244,774,333	105.0	平成 17 年度
184	1672.7	1,086	33.2	-	-	8,612,527	100.3	260,660,134	106.5	平成 18 年度
-	-	1,216	112.0	-	-	7,878,593	91.5	284,741,518	109.2	平成 19 年度
-	-	538	44.2	-	-	6,939,083	88.1	273,930,176	96.2	平成 20 年度
-	-	95	17.7	2,461,575	-	4,630,979	66.7	234,394,337	85.6	平成 21 年度
-	-	153	161.1	2,848	0	3,939,366	85.1	218,515,155	93.2	平成 22 年度
-	-	261	170.6	2,517	88.4	3,519,092	89.3	219,807,663	100.6	平成 23 年度
-	-	283	108.4	1,302	51.7	4,569,614	129.9	226,892,313	103.2	平成 24 年度
-	-	-	-	400	30.7	4,094,050	89.6	232,080,682	102.3	平成 25 年度
-	-	-	-	952	238.0	1,742,087	42.6	241,281,033	104.0	平成 26 年度
-	-	-	-	-	-	2,642,940	151.7	272,138,853	112.8	平成 27 年度
-	-	-	-	-	-	2,776,853	105.1	270,536,905	99.4	平成 28 年度
-	-	-	-	-	-	3,580,217	128.9	265,665,454	98.2	平成 29 年度
-	-	-	-	-	-	3,759,262	105.0	260,723,964	98.1	平成 30 年度
-	-	-	-	-	-	1,972,004	52.5	253,277,756	97.1	令和元年度
-	-	-	-	-	-	-	-	258,145,146	101.9	令和 2 年度
-	-	-	-	-	-	-	-	272,742,060	105.7	令和 3 年度
-	-	-	-	-	-	29,556	-	284,427,925	104.3	令和 4 年度
-	-	-	-	-	-	115,508	390.8	281,097,267	98.8	令和 5 年度
-	-	-	-	-	-	-	-	292,082,036	103.9	令和 6 年度

5 納期内納税状況調

(1) 県税部等別

(単位:円)

区分 県税部等	調定額		納期内納税額		納期内納税率		
	調定総額	左のうち 個人県民税を 除いた額	徴収総額	左のうち 個人県民税を 除いた額	6年度 (A)	5年度 (B)	(A)－(B)
新 発 田	16,317,559,392	10,519,632,157	15,663,378,179	9,893,997,600	95.99	95.39	0.60
新 潟	119,962,856,480	98,071,601,918	115,468,539,318	93,714,353,167	96.25	96.90	△ 0.65
長 岡	28,211,747,197	15,657,567,836	27,174,688,493	14,685,970,882	96.32	96.22	0.10
南 魚 沼	9,220,610,572	5,445,170,789	8,824,667,151	5,067,887,289	95.71	95.19	0.52
上 越	20,278,729,360	12,579,508,399	19,616,971,040	11,962,476,408	96.74	96.67	0.07
税 務 課	98,165,767,463	89,678,641,831	98,165,138,817	89,678,013,185	99.99	99.63	0.36
計	292,157,270,464	231,952,122,930	284,913,382,998	225,002,698,531	97.52	97.52	0.00

(注)この調は現年課税分である。

(2) 税目別

(単位:円)

区分 税目	調定額	納期内納税額	納期内納税率		
			6年度(A)	5年度(B)	(A)－(B)
法 人 県 民 税	6,299,222,600	6,067,064,502	96.31	96.97	△ 0.66
県 民 税 利 子 割	329,469,091	329,110,545	99.89	99.79	0.10
個 人 事 業 税	2,570,676,100	2,234,350,200	86.92	88.17	△ 1.25
法 人 事 業 税	75,753,031,000	73,376,218,034	96.86	98.05	△ 1.19
地 方 消 費 税	81,117,636,240	81,117,636,240	100.00	100.00	0.00
不 動 産 取 得 税	4,322,946,700	3,948,540,600	91.34	92.02	△ 0.68
県 た ば こ 税	2,440,276,634	2,440,275,350	99.99	99.99	0.00
ゴ ル フ 場 利 用 税	443,648,250	438,514,400	98.84	97.45	1.39
(普 徴 分) 自動車税環境性能割	537,427,800	537,157,700	99.95	60.03	39.92
自動車税種別割	29,056,397,400	25,511,608,265	87.80	86.73	1.07
自動車取得税	0	0	—	—	—
自動車税	45,000	45,000	100.00	100.00	0.00
鉦 区 税	31,849,200	31,849,200	100.00	100.00	0.00
核 燃 料 税	4,775,186,100	4,775,186,100	100.00	100.00	0.00
県 固 定 資 産 税	0	0	—	—	—
軽 油 引 取 税	21,394,100,138	21,314,962,048	99.63	99.58	0.05
産 業 廃 棄 物 税	118,133,577	118,103,247	99.97	99.74	0.23
計	229,190,045,830	222,240,621,431	96.97	96.98	△ 0.01
(証 紙 分) 自動車税環境性能割	1,941,417,300	1,941,417,300	100.00	100.00	0.00
自動車税種別割	810,224,300	810,224,300	100.00	100.00	0.00
自動車取得税	0	0	—	—	—
自動車税	0	0	—	—	—
狩 猟 税	10,435,500	10,435,500	100.00	100.00	0.00
合 計	231,952,122,930	225,002,698,531	97.00	97.02	△ 0.02

(注1)この調は現年課税分である。

(注2)納期内納税率は、個人県民税を除いたものである。

(注3)自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

6 県税徴収金

税目	区分	調定区分	予算額(A)	調定		収入		不納欠損	
				件数	税額	件数	税額(B)	件数	税額
個人県民税	現		59,586,000,000	8,900	60,205,147,534	8,900	59,910,684,467	—	367,856
	繰		338,000,000	—	1,202,163,432	—	338,844,020	—	108,902,826
	計		59,924,000,000	8,900	61,407,310,966	8,900	60,249,528,487	—	109,270,682
法人県民税	現		6,282,000,000	67,635	6,299,222,600	67,292	6,288,381,539	18	205,858
	繰		4,000,000	541	15,780,554	158	4,437,701	112	3,807,382
	計		6,286,000,000	68,176	6,315,003,154	67,450	6,292,819,240	130	4,013,240
県民税利子割	現		329,000,000	5,576	329,469,091	5,576	329,469,091	—	—
	計		329,000,000	5,576	329,469,091	5,576	329,469,091	—	—
個人事業税	現		2,547,000,000	30,198	2,570,676,100	29,994	2,551,675,761	—	—
	繰		10,000,000	330	47,399,722	129	10,112,399	6	1,461,200
	計		2,557,000,000	30,528	2,618,075,822	30,123	2,561,788,160	6	1,461,200
法人事業税	現		75,564,000,000	34,530	75,753,031,000	34,390	75,648,138,366	4	424,500
	繰		14,000,000	184	74,360,049	42	13,825,827	46	23,915,530
	計		75,578,000,000	34,714	75,827,391,049	34,432	75,661,964,193	50	24,340,030
地方消費税譲渡割	現		61,590,000,000	12	61,589,338,267	12	61,589,338,267	—	—
	計		61,590,000,000	12	61,589,338,267	12	61,589,338,267	—	—
地方消費税貨物割	現		19,528,000,000	12	19,528,297,973	12	19,528,297,973	—	—
	計		19,528,000,000	12	19,528,297,973	12	19,528,297,973	—	—
不動産取得税	現		4,265,000,000	26,531	4,322,946,700	26,323	4,277,409,249	—	—
	繰		15,000,000	490	112,965,750	90	15,181,447	37	10,299,223
	計		4,280,000,000	27,021	4,435,912,450	26,413	4,292,590,696	37	10,299,223
県たばこ税	現		2,440,000,000	115	2,440,276,634	115	2,440,276,634	—	—
	繰		—	—	—	—	—	—	—
	計		2,440,000,000	115	2,440,276,634	115	2,440,276,634	—	—
ゴルフ場利用税	現		444,000,000	411	443,648,250	411	443,648,250	—	—
	繰		—	—	—	—	—	—	—
	計		444,000,000	411	443,648,250	411	443,648,250	—	—
軽油引取税	現		21,315,000,000	2,568	21,394,100,138	2,566	21,328,857,851	—	—
	繰		88,000,000	3	87,948,303	3	87,948,303	—	—
	計		21,403,000,000	2,571	21,482,048,441	2,569	21,416,806,154	—	—
自動車税環境性能割	現		2,479,000,000	32,237	2,478,845,100	32,237	2,478,845,100	—	—
	繰		—	—	—	—	—	—	—
	計		2,479,000,000	32,237	2,478,845,100	32,237	2,478,845,100	—	—
自動車税種別割	現		29,832,000,000	921,316	29,866,666,700	920,752	29,845,544,942	1	757
	繰		16,000,000	1,104	41,101,283	398	15,514,898	110	4,007,146
	計		29,848,000,000	922,420	29,907,767,983	921,150	29,861,059,840	111	4,007,903
鉱区税	現		32,000,000	528	31,849,200	528	31,849,200	—	—
	繰		—	—	—	—	—	—	—
	計		32,000,000	528	31,849,200	528	31,849,200	—	—
県固定資産税	現		—	—	—	—	—	—	
	計		—	—	—	—	—	—	
核燃料税	現		4,775,000,000	5	4,775,186,100	5	4,775,186,100	—	—
	繰		—	—	—	—	—	—	—
	計		4,775,000,000	5	4,775,186,100	5	4,775,186,100	—	—
狩猟税	現		10,000,000	3,206	10,435,500	3,206	10,435,500	—	—
	繰		—	—	—	—	—	—	—
	計		10,000,000	3,206	10,435,500	3,206	10,435,500	—	—
産業廃棄物税	現		118,000,000	111	118,133,577	111	118,133,577	—	—
	繰		—	—	—	—	—	—	—
	計		118,000,000	111	118,133,577	111	118,133,577	—	—

(本税) 決算額調

(単位:円)

未 還 付		未 納		収 入 率		予算額に対する 収入額の増減 (B)-(A)	調 定 区 分	区 分 税 目
件 数	税 額	件 数	税 額	本 年 度	前 年 度			
				%	%			
—	5,742,660	—	299,837,871	99.51	99.32	324,684,467	現	個 人 県 民 税
—	313,644	—	754,730,230	28.19	27.75	844,020	繰	
—	6,056,304	—	1,054,568,101	98.11	97.96	325,528,487	計	
—	144,400	325	10,779,603	99.83	99.80	6,381,539	現	法 人 県 民 税
—	11,100	271	7,546,571	28.12	26.17	437,701	繰	
—	155,500	596	18,326,174	99.65	99.64	6,819,240	計	
—	—	—	—	100.00	100.00	469,091	現	県 民 税 利 子 割
—	—	—	—	100.00	100.00	469,091	計	
—	—	204	19,000,339	99.26	99.24	4,675,761	現	個 人 事 業 税
—	8,000	195	35,834,123	21.33	29.56	112,399	繰	
—	8,000	399	54,834,462	97.85	97.96	4,788,160	計	
—	35,500	136	104,503,634	99.86	99.90	84,138,366	現	法 人 事 業 税
—	—	96	36,618,692	18.59	10.21	△ 174,173	繰	
—	35,500	232	141,122,326	99.78	99.83	83,964,193	計	
—	—	—	—	100.00	100.00	△ 661,733	現	地 方 消 費 税 譲 渡 割
—	—	—	—	100.00	100.00	△ 661,733	計	
—	—	—	—	100.00	100.00	297,973	現	地 方 消 費 税 貨 物 割
—	—	—	—	100.00	100.00	297,973	計	
—	—	208	45,537,451	98.95	99.28	12,409,249	現	不 動 産 取 得 税
—	—	363	87,485,080	13.44	9.31	181,447	繰	
—	—	571	133,022,531	96.77	97.58	12,590,696	計	
—	—	—	—	100.00	100.00	276,634	現	県 た ば こ 税
—	—	—	—	—	—	—	繰	
—	—	—	—	100.00	100.00	276,634	計	
—	—	—	—	100.00	100.00	△ 351,750	現	ゴ ル フ 場 利 用 税
—	—	—	—	—	—	—	繰	
—	—	—	—	100.00	98.86	△ 351,750	計	
—	—	2	65,242,287	99.70	99.59	13,857,851	現	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	100.00	100.00	△ 51,697	繰	
—	—	2	65,242,287	99.70	99.59	13,806,154	計	
—	—	—	—	100.00	100.00	△ 154,900	現	自 動 車 税 環 境 性 能 割
—	—	—	—	—	—	—	繰	
—	—	—	—	100.00	100.00	△ 154,900	計	
—	175,000	563	21,296,001	99.93	99.93	13,544,942	現	自 動 車 税 種 別 割
—	100	596	21,579,339	37.75	37.75	△ 485,102	繰	
—	175,100	1,159	42,875,340	99.84	99.84	13,059,840	計	
—	—	—	—	100.00	100.00	△ 150,800	現	鉦 区 税
—	—	—	—	—	—	—	繰	
—	—	—	—	100.00	100.00	△ 150,800	計	
—	—	—	—	—	—	—	現	県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	—	計	
—	—	—	—	100.00	100.00	186,100	現	核 燃 料 税
—	—	—	—	100.00	100.00	186,100	計	
—	—	—	—	100.00	100.00	435,500	現	狩 猟 税
—	—	—	—	100.00	100.00	435,500	計	
—	—	—	—	100.00	100.00	133,577	現	産 業 廃 棄 物 税
—	—	—	—	—	—	—	繰	
—	—	—	—	100.00	100.00	133,577	計	

税目	区分	調定区分	予算額(A)	調定		収入		不納欠損	
				件数	税額	件数	税額(B)	件数	税額
旧法による税									
料理飲食等消費税	現 繰 計		—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
特別地方消費税	現 繰 計		—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	現 繰 計		—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
自動車取得税	現 繰 計		—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
合 計	現 繰 計		291,136,000,000	1,133,891	292,157,270,464	1,132,430	291,596,171,867	23	998,971
			485,000,000	2,652	1,581,719,093	820	485,864,595	311	152,393,307
			291,621,000,000	1,136,543	293,738,989,557	1,133,250	292,082,036,462	334	153,392,278
令和5年度決算		計	280,833,000,000	1,138,755	282,822,916,820	1,135,840	281,097,267,229	224	128,274,946
差引増減額		計	10,788,000,000	△ 2,212	10,916,072,737	△ 2,590	10,984,769,233	110	25,117,332

(注1) 件数は、個人県民税均等割・所得割を除いたものである。

(注2) 自動車取得税は令和元年10月1日に廃止、自動車税環境性能割は令和元年10月1日から導入。

(注3) 自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

(注4) 自動車税種別割は自動車税及び自動車税種別割の合計値を記載。

7 県 税 収 入

県税部等	区分	調定		収入		不納欠損	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
新 発 田		103,854	16,491,587,726	103,582	16,317,596,681	36	10,275,384
新 潟		567,808	120,646,819,061	566,130	119,893,101,152	186	75,731,903
長 岡		185,945	28,493,349,387	185,316	28,173,578,489	63	31,341,511
南 魚 沼		64,913	9,389,900,305	64,535	9,248,164,909	30	10,710,135
上 越		109,765	20,551,565,615	109,429	20,283,827,768	19	25,333,345
税 務 課		104,258	98,165,767,463	104,258	98,165,767,463	—	—
合 計		1,136,543	293,738,989,557	1,133,250	292,082,036,462	334	153,392,278

(注) 件数は、個人県民税均等割・所得割を除いたものである。

(単位:円)

未 還 付		未 納		収 入 率		予算額に対する 収入額の増減 (B)-(A)	調 定 区 分	区 分 税 目
件 数	税 額	件 数	税 額	本 年 度	前 年 度			
				%	%			
—	—	—	—	—	—	—	現 繰 計	旧法による税
—	—	—	—	—	—	—	現 繰 計	料理飲食等消費税
—	—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	現 繰 計	特別地方消費税
—	—	—	—	—	—	—	現 繰 計	軽油引取税
—	—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—	—	現 繰 計	自動車取得税
—	—	—	—	—	—	—	現 繰 計	合 計
—	6,097,560	1,438	566,197,186	99.81	99.76	460,171,867		
—	332,844	1,521	943,794,035	30.72	28.80	864,595		
—	6,430,404	2,959	1,509,991,221	99.44	99.39	461,036,462	計	
—	7,424,910	2,691	1,604,799,555	99.39	99.42	264,267,229	計	令和5年度決算
—	△ 994,506	268	△ 94,808,334	0.05	△ 0.03	196,769,233	計	差引増減額

状 況 調(県税部等別)

(単位:円)

未 還 付		未 納		収 入 率	区 分 県税部等
件 数	税 額	件 数	税 額		
				%	
—	34,813	236	163,750,474	98.94	新 発 田
—	4,498,821	1,492	682,484,827	99.38	新 潟
—	286,788	566	288,716,175	98.88	長 岡
—	247,403	348	131,272,664	98.49	南 魚 沼
—	1,362,579	317	243,767,081	98.70	上 越
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	6,430,404	2,959	1,509,991,221	99.44	合 計

8 県税調定収

(1) 個人県民税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入			
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比	
			%			%	
令和6年	4月	685	66,381,650	105.95	668	66,351,167	105.89
	5月	366	7,574,930,443	89.56	383	393,616,674	83.25
	6月	536	13,297,443,429	97.62	536	4,299,638,784	104.44
	7月	2,280	30,535,104,677	90.45	2,279	4,698,259,220	81.44
	8月	348	172,536,134	102.60	349	3,261,731,933	51.69
	9月	400	136,559,272	106.02	400	4,143,041,457	90.58
	10月	600	123,770,241	86.28	600	5,194,008,889	105.67
	11月	371	122,284,196	112.88	371	4,382,483,553	96.50
	12月	631	163,455,398	109.09	631	5,152,583,241	102.98
令和7年	1月	1,964	7,703,188,389	165.75	1,964	11,527,525,263	135.18
	2月	374	116,736,888	102.79	374	4,688,398,778	96.29
	3月	345	116,845,718	116.55	345	4,475,695,833	102.95
	4月	—	41,901,079	53.62	—	4,374,200,126	99.68
	5月	—	34,010,020	95.05	—	3,253,149,549	99.85
	計	8,900	60,205,147,534	97.77	8,900	59,910,684,467	97.96

(注1)この調は、現年課税分である。(各税目同じ)

(注2)件数は、配当割及び株式等譲渡所得割の件数。均等割・所得割の件数は除いたものである。

(2) 法人県民税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入			
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比	
			%			%	
令和6年	4月	4,728	197,354,400	100.25	2,316	105,940,700	98.76
	5月	10,896	1,110,792,100	124.78	11,229	1,066,440,870	117.65
	6月	6,806	1,352,479,000	100.22	6,290	1,548,678,111	110.09
	7月	4,246	232,707,900	123.23	4,752	117,633,410	87.32
	8月	6,039	427,478,500	97.20	4,756	229,429,120	89.61
	9月	4,098	183,317,800	160.89	5,099	357,053,200	102.52
	10月	4,871	208,650,700	102.31	4,839	193,438,000	152.50
	11月	9,412	1,536,521,800	110.41	6,008	474,567,230	106.68
	12月	3,644	189,149,500	116.22	7,590	1,286,659,972	111.06
令和7年	1月	2,703	171,797,800	140.67	3,033	137,929,995	120.01
	2月	6,530	316,432,700	107.83	4,719	260,123,537	109.62
	3月	3,665	372,640,400	121.59	5,852	499,207,937	121.56
	4月	△ 2	△ 80,000	—	821	19,152,300	126.67
	5月	△ 1	△ 20,000	—	△ 12	△ 7,872,843	—
	計	67,635	(1,496,952,000)	120.39	67,292	(1,494,407,182)	120.43
			6,299,222,600	111.30		6,288,381,539	111.33

(注)「調定・収入」欄の()書は、超過課税相当分である。

(3) 県民税利子割

(単位:円)

月 別	調 定			収 入			
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比	
			%			%	
令和6年	4月	516	14,018,066	98.60	514	14,006,465	99.39
	5月	468	8,725,260	95.29	470	8,736,940	94.12
	6月	459	8,044,218	108.06	459	8,044,139	108.06
	7月	457	8,380,175	102.50	457	8,380,175	102.50
	8月	462	10,547,909	101.45	462	10,547,909	101.45
	9月	467	35,024,887	284.05	467	35,024,904	284.05
	10月	491	16,813,170	138.14	491	16,813,165	138.14
	11月	460	23,843,790	298.89	460	23,843,778	298.89
	12月	447	9,951,297	133.20	447	9,957,257	133.27
令和7年	1月	461	15,179,227	136.40	461	15,175,337	136.37
	2月	436	12,843,041	154.64	436	12,840,971	154.62
	3月	452	166,098,051	2,045.60	452	166,108,769	2,042.81
	4月	—	—	—	—	△ 3,929	—
	5月	—	—	—	—	△ 6,789	—
	計	5,576	329,469,091	281.85	5,576	329,469,091	281.85

入 状 況 調(月別)

(4) 個人事業税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入			
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比	
			%			%	
令和6年	4月	229	20,988,800	107.62	24	2,650,800	50.49
	5月	130	19,261,600	122.83	172	16,021,400	120.39
	6月	102	12,013,500	71.18	114	14,201,900	89.77
	7月	28,671	2,422,570,700	104.25	76	10,107,800	55.77
	8月	111	15,824,600	94.79	3,961	344,084,100	86.38
	9月	394	29,760,600	79.58	9,861	817,704,800	112.20
	10月	110	7,744,100	36.68	1,047	70,030,700	120.09
	11月	122	11,632,200	149.54	2,969	289,845,629	96.03
	12月	201	15,949,600	120.15	10,114	860,871,181	103.82
令和7年	1月	73	7,651,000	176.79	959	68,048,400	146.68
	2月	66	7,711,100	813.49	408	31,668,845	139.52
	3月	△ 10	△ 383,000	—	162	14,578,283	139.57
	4月	△ 1	△ 48,700	—	63	5,225,971	116.46
	5月	—	—	—	64	6,635,952	118.57
	計	30,198	2,570,676,100	103.77	29,994	2,551,675,761	103.79

(5) 法人事業税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入			
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比	
			%			%	
令和6年	4月	2,245	1,754,878,900	112.26	1,135	886,661,846	107.80
	5月	5,252	12,710,288,600	137.25	5,380	11,329,558,379	122.55
	6月	3,851	15,465,902,900	83.59	3,647	19,479,744,323	99.37
	7月	1,794	3,653,912,600	171.38	2,139	1,469,580,479	117.13
	8月	3,192	4,462,112,900	89.74	2,329	2,268,635,780	97.02
	9月	1,760	2,167,298,900	168.63	2,521	4,180,235,364	103.92
	10月	2,057	1,923,436,100	114.06	1,999	1,650,668,285	118.32
	11月	5,946	23,147,994,200	105.05	3,104	5,291,187,845	111.62
	12月	1,831	1,836,854,400	130.17	4,792	20,101,480,592	105.39
令和7年	1月	1,577	1,816,401,400	149.35	1,622	1,409,424,491	131.76
	2月	2,924	2,992,653,400	106.94	2,147	2,426,902,973	105.13
	3月	2,103	3,821,925,000	115.90	3,053	5,022,270,898	119.24
	4月	△ 2	△ 628,300	—	459	189,271,129	99.72
	5月	—	—	—	63	△ 57,484,018	—
	計	34,530	75,753,031,000	107.97	34,390	75,648,138,366	107.94

(6) 地方消費税(譲渡割)

(単位:円)

月 別	調 定			収 入			
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比	
			%			%	
令和6年	4月	1	6,913,888,794	98.18	1	6,913,888,794	98.18
	5月	1	2,767,678,583	86.61	1	2,767,678,583	86.61
	6月	1	6,816,625,762	130.43	1	6,816,625,762	130.43
	7月	1	9,196,915,930	114.07	1	9,196,915,930	114.07
	8月	1	755,264,765	122.95	1	755,264,765	122.95
	9月	1	2,752,123,594	122.18	1	2,752,123,594	122.18
	10月	1	6,085,538,020	86.16	1	6,085,538,020	86.16
	11月	1	6,295,326,630	178.45	1	6,295,326,630	178.45
	12月	1	4,289,780,178	88.36	1	4,289,780,178	88.36
令和7年	1月	1	5,865,189,170	86.88	1	5,865,189,170	86.88
	2月	1	4,647,765,534	159.90	1	4,647,765,534	159.90
	3月	1	5,203,241,307	129.79	1	5,203,241,307	129.79
	4月	—	—	—	—	—	—
	5月	—	—	—	—	—	—
	計	12	61,589,338,267	110.96	12	61,589,338,267	110.96

(貨物割)

(単位:円)

月 別	調 定			収 入			
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比	
			%			%	
令和6年	4月	1	1,722,173,530	83.45	1	1,722,173,530	83.45
	5月	1	1,630,093,591	64.17	1	1,630,093,591	64.17
	6月	1	1,601,389,241	257.63	1	1,601,389,241	257.63
	7月	1	1,672,713,254	81.88	1	1,672,713,254	81.88
	8月	1	809,979,401	59.70	1	809,979,401	59.70
	9月	1	2,535,901,005	184.44	1	2,535,901,005	184.44
	10月	1	1,292,948,138	149.47	1	1,292,948,138	149.47
	11月	1	2,088,187,711	134.57	1	2,088,187,711	134.57
	12月	1	1,704,113,608	109.50	1	1,704,113,608	109.50
令和7年	1月	1	1,192,617,962	57.72	1	1,192,617,962	57.72
	2月	1	1,695,735,982	192.12	1	1,695,735,982	192.12
	3月	1	1,582,444,550	69.57	1	1,582,444,550	69.57
	4月	—	—	—	—	—	—
	5月	—	—	—	—	—	—
	計	12	19,528,297,973	101.73	12	19,528,297,973	101.73

(7) 不動産取得税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入			
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比	
			%			%	
令和6年	4月	4,333	663,800,700	69.29	1,082	156,708,031	50.58
	5月	484	133,735,600	181.48	2,980	482,245,869	77.75
	6月	3,185	497,530,700	51.12	1,742	313,268,400	53.55
	7月	1,098	183,441,700	73.61	2,124	326,383,400	62.84
	8月	1,454	146,715,700	52.74	1,195	187,622,575	78.36
	9月	2,956	553,817,200	133.37	1,553	178,373,275	50.37
	10月	2,941	395,303,400	90.76	2,951	592,693,975	167.57
	11月	3,224	538,562,600	159.04	3,214	394,592,500	99.35
	12月	3,016	457,125,500	125.13	2,505	442,421,152	144.66
令和7年	1月	2,356	446,993,700	95.81	3,058	473,833,175	149.97
	2月	1,611	284,765,300	114.38	2,248	440,965,475	89.31
	3月	△ 119	22,901,200	30.23	1,427	243,103,343	102.00
	4月	△ 5	△ 939,000	—	184	35,415,274	36.55
	5月	△ 3	△ 807,600	—	60	9,782,805	74.13
	計	26,531	4,322,946,700	88.62	26,323	4,277,409,249	88.32

(8) 県たばこ税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入			
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比	
			%			%	
令和6年	4月	9	197,189,207	91.64	—	—	—
	5月	10	207,474,773	102.81	9	197,189,207	47.30
	6月	10	212,272,319	98.25	10	207,474,773	96.02
	7月	9	199,593,831	93.40	9	212,272,319	99.36
	8月	10	216,338,975	101.29	10	199,593,831	93.44
	9月	10	218,749,428	98.90	9	216,338,975	202,638.58
	10月	12	197,334,647	94.21	9	218,749,428	50.81
	11月	12	213,966,831	102.85	11	197,334,647	94.85
	12月	11	201,688,254	101.06	12	213,973,336	188,206.05
令和7年	1月	10	207,317,896	98.28	10	201,684,488	49.15
	2月	9	189,052,619	98.82	8	207,315,157	108.34
	3月	11	179,297,854	95.49	10	189,053,539	247,361.62
	4月	—	—	—	2	35,295	0.02
	5月	△ 8	—	—	6	179,261,639	—
	計	115	2,440,276,634	98.06	115	2,440,276,634	98.06

(9) ゴルフ場利用税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入			
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比	
			%			%	
令和6年	4月	29	16,604,850	72.60	14	5,874,200	66.63
	5月	41	44,284,950	101.46	53	50,514,400	88.20
	6月	41	59,410,250	94.93	22	28,475,600	86.40
	7月	41	59,197,850	103.75	45	67,287,100	119.03
	8月	41	45,594,750	87.10	40	49,710,650	82.10
	9月	41	49,585,800	102.60	39	46,591,250	96.72
	10月	42	54,135,250	96.88	43	51,197,900	94.39
	11月	41	65,588,700	100.50	43	63,487,000	104.25
	12月	41	44,109,350	98.91	46	60,101,700	106.48
令和7年	1月	37	3,632,400	36.13	35	16,531,700	88.09
	2月	10	1,037,600	40.60	21	2,902,750	33.77
	3月	6	466,500	6.42	10	974,000	10.67
	4月	—	—	—	—	—	—
	5月	—	—	—	—	—	—
計		411	443,648,250	93.90	411	443,648,250	93.90

(10) 軽油引取税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入			
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比	
			%			%	
令和6年	4月	225	1,831,061,803	98.66	29	29,779,913	97.83
	5月	211	1,691,139,113	102.03	314	1,491,345,797	96.92
	6月	209	1,667,892,195	98.45	108	556,574,063	105.71
	7月	215	1,672,464,824	101.57	216	1,762,095,885	98.33
	8月	208	1,801,661,843	92.52	207	1,712,357,584	97.94
	9月	214	1,746,868,519	97.94	195	1,703,015,408	97.69
	10月	211	1,784,978,467	97.07	227	1,723,008,167	95.82
	11月	206	1,890,109,252	100.63	213	1,842,906,081	98.83
	12月	217	1,857,485,402	101.10	232	1,878,405,729	100.49
令和7年	1月	218	1,957,865,231	99.76	195	1,799,577,427	99.59
	2月	215	1,637,989,392	104.24	213	1,897,424,103	100.51
	3月	219	1,854,584,097	113.45	330	2,472,138,770	135.68
	4月	—	—	—	63	1,163,339,816	73.90
	5月	—	—	—	24	1,296,889,108	106.54
計		2,568	21,394,100,138	100.40	2,566	21,328,857,851	100.51

(11) 自動車税環境性能割

(単位:円)

月 別	調 定			収 入			
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比	
			%			%	
令和6年	4月	2,244	165,072,400	118.42	164	23,403,700	144.37
	5月	2,480	182,428,100	134.54	2,454	185,468,800	124.35
	6月	2,906	237,777,200	143.84	2,601	190,174,400	129.77
	7月	2,840	217,962,800	123.69	2,882	242,823,000	146.40
	8月	2,375	192,138,600	130.44	2,864	213,930,000	935.41
	9月	2,982	232,766,100	128.32	2,369	191,393,600	64.02
	10月	2,660	195,758,100	127.99	3,072	247,357,500	137.39
	11月	2,697	210,484,900	128.03	2,879	204,362,300	129.72
	12月	2,251	179,391,600	124.03	2,518	196,638,900	120.54
令和7年	1月	1,804	132,093,100	39.23	2,072	169,803,600	49.57
	2月	2,294	174,291,400	109.83	1,956	141,846,900	101.34
	3月	4,704	358,680,800	114.70	3,265	221,688,400	122.43
	4月	—	—	—	3,141	20,283,400	8.07
	5月	—	—	—	—	229,670,600	—
計		32,237	2,478,845,100	111.90	32,237	2,478,845,100	111.90

(12) 自動車税種別割(普通徴収分) (全体—証紙徴収分)

(単位:円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比
			%			%
令和6年 4月	864,844	30,086,739,100	98.53	313	19,281,724	128.61
5月	173	△ 186,629,200	—	340,608	11,269,372,145	94.93
6月	316	△ 198,574,800	—	449,958	15,712,167,092	101.12
7月	793	△ 140,500,200	—	39,053	1,381,409,410	106.04
8月	893	△ 123,638,500	—	21,122	516,151,999	73.29
9月	910	△ 103,859,300	—	8,513	259,649,561	176.41
10月	1,122	△ 85,151,200	—	4,665	△ 24,091,305	—
11月	1,434	△ 79,575,900	—	2,999	△ 27,540,551	—
12月	1,260	△ 51,438,600	—	2,232	△ 25,538,795	—
令和7年 1月	828	△ 33,301,800	—	1,267	△ 3,286,281	—
2月	1,220	△ 21,542,900	—	1,486	△ 47,474,974	—
3月	967	△ 6,084,300	—	1,232	△ 5,043,493	—
4月	—	—	—	148	5,470,395	101.43
5月	—	—	—	600	4,793,715	80.04
計	874,760	29,056,442,400	98.61	874,196	29,035,320,642	98.61

(注1) 自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

(注2) 自動車税及び自動車税種別割の合計値を記載。

(証紙徴収分)

(単位:円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比
			%			%
令和6年 4月	4,553	139,054,700	97.94	—	—	—
5月	4,411	121,188,000	104.62	4,553	139,054,700	97.98
6月	4,914	122,824,800	99.62	4,411	121,000,500	104.39
7月	5,148	113,130,800	108.26	4,914	122,956,600	99.74
8月	4,003	75,719,100	94.09	5,148	112,677,200	—
9月	5,074	81,079,800	100.28	4,003	76,120,600	41.09
10月	4,546	61,613,500	95.62	5,074	80,971,300	100.10
11月	4,142	44,348,500	86.78	4,546	61,450,700	95.34
12月	3,379	26,932,800	81.97	4,142	44,445,900	86.99
令和7年 1月	2,948	15,561,000	94.58	3,379	27,019,000	82.90
2月	3,448	8,844,500	85.30	2,948	15,567,700	93.15
3月	△ 10	△ 73,200	—	3,448	8,971,100	87.06
4月	—	—	—	△ 10	△ 11,000	—
5月	—	—	—	—	—	—
計	46,556	810,224,300	98.56	46,556	810,224,300	98.56

(13) 鋳区税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比
			%			%
令和6年 4月	527	31,849,200	99.11	—	—	—
5月	—	—	—	10	278,400	65.38
6月	1	—	—	518	31,570,800	99.56
7月	—	—	—	—	—	—
8月	—	—	—	—	—	—
9月	—	—	—	—	—	—
10月	—	—	—	—	—	—
11月	—	—	—	—	—	—
12月	—	—	—	—	—	—
令和7年 1月	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—
4月	—	—	—	—	—	—
5月	—	—	—	—	—	—
計	528	31,849,200	99.03	528	31,849,200	99.03

(14) 県固定資産税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比
			%			%
令和6年 4月	—	—	—	—	—	—
5月	—	—	—	—	—	—
6月	—	—	—	—	—	—
7月	—	—	—	—	—	—
8月	—	—	—	—	—	—
9月	—	—	—	—	—	—
10月	—	—	—	—	—	—
11月	—	—	—	—	—	—
12月	—	—	—	—	—	—
令和7年 1月	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—
4月	—	—	—	—	—	—
5月	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

(15) 核燃料税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比
			%			%
令和6年 4月	—	—	—	—	—	—
5月	1	1,178,158,600	100.00	—	—	—
6月	—	—	—	1	1,178,158,600	100.00
7月	—	—	—	—	—	—
8月	1	1,178,158,600	100.00	—	—	—
9月	—	—	—	1	1,178,158,600	100.00
10月	—	—	—	—	—	—
11月	1	1,178,158,600	100.00	—	—	—
12月	1	392,493,400	—	1	1,178,158,600	100.00
令和7年 1月	—	—	—	1	392,493,400	—
2月	1	848,216,900	72.00	—	—	—
3月	—	—	—	1	848,216,900	72.00
4月	—	—	—	—	—	—
5月	—	—	—	—	—	—
計	5	4,775,186,100	101.33	5	4,775,186,100	101.33

(16) 狩猟税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比
			%			%
令和6年 4月	—	—	—	—	—	—
5月	—	—	—	—	—	—
6月	—	—	—	—	—	—
7月	—	—	—	—	—	—
8月	—	—	—	—	—	—
9月	—	—	—	—	—	—
10月	1,304	1,092,000	163.74	3	30,200	—
11月	1,426	5,708,300	65.94	255	2,134,100	320.00
12月	334	2,433,300	1,013.03	622	5,867,400	67.77
令和7年 1月	121	963,100	272.68	169	1,620,200	674.52
2月	18	222,300	112.44	78	701,300	198.56
3月	1	16,500	40.05	7	82,300	41.63
4月	—	—	—	—	—	—
5月	2	—	—	2,072	—	—
計	3,206	10,435,500	102.75	3,206	10,435,500	102.75

(17) 産業廃棄物税

(単位:円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比
			%			%
令和6年 4月	22	24,753,485	80.22	11	2,849,163	27.80
5月	—	—	—	11	21,904,322	106.29
6月	—	—	—	—	—	—
7月	25	30,515,241	95.41	16	21,234,991	196.80
8月	—	—	—	9	9,280,250	43.79
9月	1	24,330	—	1	24,330	—
10月	26	30,160,517	104.42	16	11,103,045	93.84
11月	—	—	—	10	19,057,472	111.76
12月	—	—	—	—	8,400	253.01
令和7年 1月	25	32,664,054	104.94	16	14,019,962	114.16
2月	—	—	—	9	18,644,092	96.90
3月	12	15,950	17.92	6	7,550	—
4月	—	—	—	6	—	—
5月	—	—	—	—	—	—
計	111	118,133,577	95.78	111	118,133,577	95.78

(18) 旧法による税(自動車取得税)

(単位:円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比
			%			%
令和6年 4月	—	—	—	—	—	—
5月	—	—	—	—	—	—
6月	—	—	—	—	—	—
7月	—	—	—	—	—	—
8月	—	—	—	—	—	—
9月	—	—	—	—	—	—
10月	—	—	—	—	—	—
11月	—	—	—	—	—	—
12月	—	—	—	—	—	—
令和7年 1月	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—
4月	—	—	—	—	—	—
5月	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

(19) 合計

(単位:円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対 前 年 度 比	件 数	税 額	対 前 年 度 比
			%			%
令和6年 4月	885,191	43,845,809,585	97.66	6,272	9,949,570,033	94.68
5月	24,925	29,193,550,113	105.79	368,628	31,049,520,077	99.52
6月	23,338	41,153,030,714	97.16	470,419	52,107,186,488	105.55
7月	47,619	50,058,112,082	98.42	58,964	21,310,052,973	99.23
8月	19,139	10,186,433,277	89.75	42,454	10,680,997,097	74.72
9月	19,309	10,619,017,935	135.73	35,033	18,670,749,923	108.12
10月	20,995	12,294,125,150	96.84	25,038	17,404,465,407	100.15
11月	29,496	37,293,142,310	114.94	27,084	21,603,226,625	120.99
12月	17,266	11,319,474,987	105.59	35,886	37,399,928,351	103.68
令和7年 1月	15,127	19,535,813,629	108.93	18,243	23,309,207,289	107.96
2月	19,158	12,912,755,756	124.86	17,053	16,441,329,123	117.71
3月	12,348	13,672,617,427	112.01	19,602	20,942,739,986	112.07
4月	△ 10	40,205,079	51.48	4,877	5,812,378,777	86.52
5月	△ 10	33,182,420	94.59	2,877	4,914,819,718	114.63
計	1,133,891	292,157,270,464	103.85	1,132,430	291,596,171,867	103.89

9 税目別県税収

(1) 個人県民税

区分 県税部等	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	—	5,797,927,235	—	5,769,380,579	—	28,546,969
新 潟	—	21,891,254,562	—	21,754,186,151	—	140,982,375
長 岡	—	12,554,179,361	—	12,488,717,611	—	65,606,382
南 魚 沼	—	3,775,439,783	—	3,756,779,862	—	18,902,573
上 越	—	7,699,220,961	—	7,654,494,632	—	45,799,572
税 務 課	8,900	8,487,125,632	8,900	8,487,125,632	—	—
計	8,900	60,205,147,534	8,900	59,910,684,467	—	299,837,871

(注1)この調は、現年課税分である。(各税目同じ)

(注2)件数は、配当割及び株式等譲渡所得割の件数。均等割・所得割の件数は除いたものである。

(2) 法人県民税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	4,854	227,101,300	4,834	226,817,601	17	250,500
新 潟	41,526	5,032,440,700	41,308	5,025,635,854	203	6,695,387
長 岡	10,686	585,210,500	10,629	583,714,584	57	1,515,916
南 魚 沼	4,393	179,536,300	4,371	177,881,200	22	1,655,100
上 越	6,176	274,933,800	6,150	274,332,300	26	662,700
計	67,635	6,299,222,600	67,292	6,288,381,539	325	10,779,603

(3) 県民税利子割

区 分	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
税 務 課	5,576	329,469,091	5,576	329,469,091	—	—
計	5,576	329,469,091	5,576	329,469,091	—	—

入 状 況 調(県税部等別)

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部等
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	313	—	—	99.51	新 発 田
—	4,128,603	—	214,639	99.37	新 潟
—	199,232	—	54,600	99.48	長 岡
—	242,652	—	—	99.51	南 魚 沼
—	1,171,860	—	98,617	99.42	上 越
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	5,742,660	—	367,856	99.51	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	3	33,199	99.88	新 発 田
—	63,200	15	172,659	99.86	新 潟
—	20,000	—	—	99.74	長 岡
—	—	—	—	99.08	南 魚 沼
—	61,200	—	—	99.78	上 越
—	144,400	18	205,858	99.83	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	—	—	—	100.00	計

(4) 個人事業税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	2,937	213,891,500	2,920	212,168,300	17	1,723,200
新 潟	16,224	1,493,500,900	16,105	1,482,446,475	119	11,054,425
長 岡	5,628	450,578,100	5,571	444,985,750	57	5,592,350
南 魚 沼	2,192	161,036,900	2,187	160,765,400	5	271,500
上 越	3,217	251,668,700	3,211	251,309,836	6	358,864
計	30,198	2,570,676,100	29,994	2,551,675,761	204	19,000,339

(5) 法人事業税

区分 県税部等	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	2,175	2,186,844,100	2,162	2,185,863,576	13	980,524
新 潟	22,950	62,365,198,400	22,868	62,313,695,564	78	51,078,336
長 岡	4,796	6,789,044,100	4,770	6,750,821,227	26	38,222,873
南 魚 沼	1,898	1,648,931,600	1,887	1,635,586,579	11	13,345,021
上 越	2,711	2,763,012,800	2,703	2,762,171,420	8	876,880
計	34,530	75,753,031,000	34,390	75,648,138,366	136	104,503,634

(6) 地方消費税

区 分	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
税 務 課	24	81,117,636,240	24	81,117,636,240	—	—
計	24	81,117,636,240	24	81,117,636,240	—	—

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
					%
—	—	—	—	99.19	新 発 田
—	—	—	—	99.26	新 潟
—	—	—	—	98.76	長 岡
—	—	—	—	99.83	南 魚 沼
—	—	—	—	99.86	上 越
—	—	—	—	99.26	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
					%
—	—	—	—	99.96	新 発 田
—	—	4	424,500	99.92	新 潟
—	—	—	—	99.44	長 岡
—	—	—	—	99.19	南 魚 沼
—	35,500	—	—	99.97	上 越
—	35,500	4	424,500	99.86	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
					%
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	—	—	—	100.00	計

(7) 不動産取得税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	2,553	340,758,800	2,540	334,002,100	13	6,756,700
新 潟	12,421	2,251,279,300	12,345	2,237,456,200	76	13,823,100
長 岡	5,165	912,393,500	5,145	897,787,195	20	14,606,305
南 魚 沼	2,879	374,075,400	2,801	366,195,877	78	7,879,523
上 越	3,513	444,439,700	3,492	441,967,877	21	2,471,823
計	26,531	4,322,946,700	26,323	4,277,409,249	208	45,537,451

(8) 県たばこ税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 潟	115	2,440,276,634	115	2,440,276,634	—	—
計	115	2,440,276,634	115	2,440,276,634	—	—

(9) ゴルフ場利用税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	133	197,218,400	133	197,218,400	—	—
新 潟	72	65,424,900	72	65,424,900	—	—
長 岡	88	84,258,050	88	84,258,050	—	—
南 魚 沼	35	30,921,100	35	30,921,100	—	—
上 越	83	65,825,800	83	65,825,800	—	—
計	411	443,648,250	411	443,648,250	—	—

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
				%	
—	—	—	—	98.02	新 発 田
—	—	—	—	99.39	新 潟
—	—	—	—	98.40	長 岡
—	—	—	—	97.89	南 魚 沼
—	—	—	—	99.44	上 越
—	—	—	—	98.95	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
				%	
—	—	—	—	100.00	新 潟
—	—	—	—	100.00	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
				%	
—	—	—	—	100.00	新 発 田
—	—	—	—	100.00	新 潟
—	—	—	—	100.00	長 岡
—	—	—	—	100.00	南 魚 沼
—	—	—	—	100.00	上 越
—	—	—	—	100.00	計

(10) 軽油引取税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	218	4,266,076,319	218	4,266,076,319	—	—
新 潟	1,206	8,975,298,148	1,204	8,910,055,861	2	65,242,287
長 岡	607	1,338,664,626	607	1,338,664,626	—	—
南 魚 沼	179	1,258,832,546	179	1,258,832,546	—	—
上 越	358	5,555,228,499	358	5,555,228,499	—	—
計	2,568	21,394,100,138	2,566	21,328,857,851	2	65,242,287

(11) 自動車税環境性能割

区 分	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
税 務 課	32,237	2,478,845,100	32,237	2,478,845,100	—	—
計	32,237	2,478,845,100	32,237	2,478,845,100	—	—

(12) 自動車税種別割

区分 県税部等	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	89,994	3,078,193,600	89,961	3,077,103,075	33	1,125,025
新 潟	470,426	15,406,729,700	470,072	15,393,646,201	353	13,183,742
長 岡	157,847	5,389,299,100	157,752	5,385,421,356	95	3,917,244
南 魚 沼	52,626	1,791,461,300	52,600	1,790,552,000	26	909,300
上 越	92,907	3,223,477,700	92,851	3,221,317,010	56	2,160,690
税 務 課	57,516	977,505,300	57,516	977,505,300	—	—
計	921,316	29,866,666,700	920,752	29,845,544,942	563	21,296,001

(注1) 自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

(注2) 自動車税及び自動車税種別割の合計値を記載。

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
				%	
—	—	—	—	100.00	新 発 田
—	—	—	—	99.27	新 潟
—	—	—	—	100.00	長 岡
—	—	—	—	100.00	南 魚 沼
—	—	—	—	100.00	上 越
—	—	—	—	99.70	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
				%	
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	—	—	—	100.00	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
				%	
—	34,500	—	—	99.96	新 発 田
—	101,000	1	757	99.92	新 潟
—	39,500	—	—	99.93	長 岡
—	—	—	—	99.95	南 魚 沼
—	—	—	—	99.93	上 越
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	175,000	1	757	99.93	計

(13) 鉱区税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 潟	528	31,849,200	528	31,849,200	—	—
計	528	31,849,200	528	31,849,200	—	—

(14) 県固定資産税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
計	—	—	—	—	—	—

(15) 核燃料税

区 分	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
税 務 課	5	4,775,186,100	5	4,775,186,100	—	—
計	5	4,775,186,100	5	4,775,186,100	—	—

(16) 狩猟税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	728	849,400	728	849,400	—	—
新 潟	1,042	7,258,000	1,042	7,258,000	—	—
長 岡	516	1,047,000	516	1,047,000	—	—
南 魚 沼	421	359,700	421	359,700	—	—
上 越	499	921,400	499	921,400	—	—
計	3,206	10,435,500	3,206	10,435,500	—	—

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	100.00	新 潟
—	—	—	—	100.00	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	—	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	—	—	—	100.00	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	100.00	新 発 田
—	—	—	—	100.00	新 潟
—	—	—	—	100.00	長 岡
—	—	—	—	100.00	南 魚 沼
—	—	—	—	100.00	上 越
—	—	—	—	100.00	計

(17) 産業廃棄物税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	36	8,698,738	36	8,698,738	—	—
新 潟	39	2,346,036	39	2,346,036	—	—
長 岡	32	107,072,860	32	107,072,860	—	—
南 魚 沼	4	15,943	4	15,943	—	—
上 越	—	—	—	—	—	—
計	111	118,133,577	111	118,133,577	—	—

(18) 旧法による税(自動車取得税)

区 分	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
税 務 課	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

(19) 合計

区分 県税部等	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	103,628	16,317,559,392	103,532	16,278,178,088	93	39,382,918
新 潟	566,549	119,962,856,480	565,698	119,664,277,076	831	302,059,652
長 岡	185,365	28,211,747,197	185,110	28,082,490,259	255	129,461,070
南 魚 沼	64,627	9,220,610,572	64,485	9,177,890,207	142	42,963,017
上 越	109,464	20,278,729,360	109,347	20,227,568,774	117	52,330,529
税 務 課	104,258	98,165,767,463	104,258	98,165,767,463	—	—
計	1,133,891	292,157,270,464	1,132,430	291,596,171,867	1,438	566,197,186

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
				%	県税部
—	—	—	—	100.00	新 発 田
—	—	—	—	100.00	新 潟
—	—	—	—	100.00	長 岡
—	—	—	—	100.00	南 魚 沼
—	—	—	—	—	上 越
—	—	—	—	100.00	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
				%	
—	—	—	—	—	税 務 課
—	—	—	—	—	計

(単位:円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
				%	県税部等
—	34,813	3	33,199	99.76	新 発 田
—	4,292,803	20	812,555	99.75	新 潟
—	258,732	—	54,600	99.54	長 岡
—	242,652	—	—	99.54	南 魚 沼
—	1,268,560	—	98,617	99.75	上 越
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	6,097,560	23	998,971	99.81	計

10 県税徴収金(税)

科目	区分	調定区分	予算額	調定		収入		未
				件数	金額	件数	金額	件数
延滞金		現	116,854,000	-	121,136,061	-	121,136,061	-
過少申告加算金		現		130	2,251,919	128	2,234,177	2
		繰計		1	61,681	-	-	1
				131	2,313,600	128	2,234,177	3
不申告加算金		現	42,000,000	141	2,114,413	125	1,774,707	16
		繰計		49	1,673,855	7	70,361	23
				190	3,788,268	132	1,845,068	39
重加算金		現		584	74,697,774	490	35,621,469	90
		繰計		86	22,601,923	7	2,486,747	50
				670	97,299,697	497	38,108,216	140
滞納処分費		現	684,000	5	76,700	5	76,700	-
		繰計		-	-	-	-	-
				5	76,700	5	76,700	-
過料 罰金及び追徴金相当額 通告処分費		現	3,000	-	-	-	-	-
		繰計		-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-
合 計		現	159,541,000	860	200,276,867	748	160,843,114	108
		繰計		136	24,337,459	14	2,557,108	74
				996	224,614,326	762	163,400,222	182
前年度決算 差引増減		計	158,076,000	897	229,230,889	731	184,495,689	136
		計	1,465,000	99	△ 4,616,563	31	△ 21,095,467	46

11 税外収入科目別調

区分	督促手数料				延滞金		過少申告加算金				不申告加算金			
	調定		収入		調定	収入	調定		収入		調定		収入	
	件数	金額	件数	金額	金額	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
新 発 田	-	-	-	-	8,003,576	8,003,576	3	19,448	3	19,448	10	96,337	8	87,202
新 潟	-	-	-	-	60,347,746	60,347,746	113	2,003,440	110	1,924,017	94	2,278,904	64	742,349
長 岡	-	-	-	-	30,339,873	30,339,873	8	234,074	8	234,074	33	571,852	21	259,394
南 魚 沼	-	-	-	-	7,332,495	7,332,495	2	7,108	2	7,108	9	450,033	7	433,818
上 越	-	-	-	-	15,112,371	15,112,371	3	45,030	3	45,030	33	363,842	21	295,005
税 務 課	-	-	-	-	-	-	2	4,500	2	4,500	11	27,300	11	27,300
計	-	-	-	-	121,136,061	121,136,061	131	2,313,600	128	2,234,177	190	3,788,268	132	1,845,068

外収入) 決算額調

(単位:円)

納		未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率		調定区分	区分	科目
金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	本年度			
-	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	現	延 滞 金
17,742	-	-	-	-	-	-	99.21	99.02	現	
61,681	-	-	-	-	-	-	-	-	繰	過 少 申 告 加 算 金
79,423	-	-	-	-	-	-	96.57	99.02	計	
339,706	-	-	-	-	-	-	83.93	60.06	現	
230,249	-	-	19	1,373,245	4.20	18.72			繰	不 申 告 加 算 金
569,955	-	-	19	1,373,245	48.70	51.28			計	
39,012,072	-	84,000	4	148,233	47.69	60.49			現	
12,237,813	-	-	29	7,877,363	11.00	3.46			繰	重 加 算 金
51,249,885	-	84,000	33	8,025,596	39.17	43.41			計	
-	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	現	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	繰	滞 納 処 分 費
-	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	現	過 料
-	-	-	-	-	-	-	-	-	現	罰 金 及 び 追 徴 金 相 当 額
-	-	-	-	-	-	-	-	-	現	通 告 処 分 費
39,369,520	-	84,000	4	148,233	80.31	89.20			現	
12,529,743	-	-	48	9,250,608	10.51	4.02			繰	合 計
51,899,263	-	84,000	52	9,398,841	72.75	80.48			計	
29,862,840	-	-	30	14,872,360	80.48	89.11			計	前 年 度 決 算
22,036,423	-	84,000	22	△ 5,473,519	△ 7.73	△ 8.63			計	差 引 増 減

定収入状況調(県税部等別)

(単位:円)

重 加 算 金				滞 納 処 分 費 等				計				区分 県税部等
調 定		収 入		調 定		収 入		調 定		収 入		
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
37	7,925,918	15	1,818,156	3	40,200	3	40,200	53	16,085,479	29	9,968,582	新 登 田
414	49,057,588	326	23,264,618	1	33,800	1	33,800	622	113,721,478	501	86,312,530	新 潟
150	29,278,791	103	8,689,318	1	2,700	1	2,700	192	60,427,290	133	39,525,359	長 岡
36	7,727,990	25	2,483,537	-	-	-	-	47	15,517,626	34	10,256,958	南 魚 沼
33	3,309,410	28	1,852,587	-	-	-	-	69	18,830,653	52	17,304,993	上 越
-	-	-	-	-	-	-	-	13	31,800	13	31,800	税 務 課
670	97,299,697	497	38,108,216	5	76,700	5	76,700	996	224,614,326	762	163,400,222	計

第3 課税に関する調

- 1 県税納税義務者数等調
- 2 個人県民税
- 3 法人県民税
- 4 県民税利子割
- 5 県民税配当割
- 6 県民税株式等譲渡所得割
- 7 個人事業税
- 8 法人事業税
- 9 地方消費税
- 10 不動産取得税
- 11 県たばこ税
- 12 ゴルフ場利用税
- 13 自動車税及び自動車税種別割
- 14 鋳 区 税
- 15 狩 猟 税
- 16 県固定資産税
- 17 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割
- 18 軽油引取税
- 19 減免申請等の処理状況調
- 20 産業振興等に係る条例による減免額調
- 21 不服申立ての処理状況調

1 県税納税義

税目 県税部等	県民税				個人事業税				法人事業税		
	個人	法人	計	利子割	第1種	第2種	第3種	計	普通	特別	計
新 発 田	122,291	4,317	126,608	—	1,210	1	277	1,488	3,101	497	3,598
新 潟	575,931	30,699	606,630	—	6,703	7	1,704	8,414	25,983	2,664	28,647
長 岡	223,760	8,991	232,751	—	2,351	6	546	2,903	7,217	810	8,027
南 魚 沼	88,850	3,812	92,662	—	943	—	177	1,120	2,921	369	3,290
上 越	138,211	5,426	143,637	—	1,305	—	348	1,653	3,979	635	4,614
税 務 課	—	—	—	471	—	—	—	—	—	—	—
計	1,149,043	53,245	1,202,288	471	12,512	14	3,052	15,578	43,201	4,975	48,176
記 載 内 容	納 税 義 務 者 数			特別徴収義務者数	納 税 義 務 者 数						

(注1) 個人県民税は、均等割・所得割の納税義務者数である。

(注2) 自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

(注3) 自動車税種別割は自動車税及び自動車税種別割の合計値を記載。

(注4) 自動車税種別割の税務課分は、証紙徴収分及びOSS分である。

(注5) 核燃料税の納税義務者数は、1である。

2 個 人

(1) 個人県民税の賦課状況調(県税部別)

区分 県税部	納 税 義 務 者 数			
	均等割のみ	所得割のみ	均等割及び所得割	計
新 発 田	21,400	1	100,890	122,291
新 潟	84,914	—	491,017	575,931
長 岡	36,636	—	187,124	223,760
南 魚 沼	24,208	3	64,639	88,850
上 越	25,661	388	112,162	138,211
計	192,819	392	955,832	1,149,043

(注) この調は現年課税分(決算分)である。

務者数等調

不動産取得税			県たばこ税	ゴルフ場利用税	軽油引取税	自動車税環境性能割	自動車税種別割	鉦区税	狩猟税	税目 県税部等
土地	家屋	計								
1,586	967	2,553	—	13	10	—	89,994	—	728	新 発 田
7,526	4,895	12,421	14	7	113	—	470,426	528	1,042	新 潟
3,100	2,065	5,165	—	8	42	—	157,847	—	516	長 岡
1,228	1,651	2,879	—	4	12	—	52,626	—	421	南 魚 沼
2,140	1,373	3,513	—	9	26	—	92,907	—	499	上 越
—	—	—	—	—	—	32,237	57,543	—	—	税 務 課
15,580	10,951	26,531	14	41	203	32,237	921,343	528	3,206	計

課税件数	特別徴収義務者数	課税件数	課税延台数	課税件数	納税者義務者数	記載内容

県民税

(単位:円)

賦課額			区分 県税部
均等割	所得割	計	
122,124,097	6,068,756,333	6,190,880,430	新 発 田
576,386,925	22,286,229,680	22,862,616,605	新 潟
222,701,830	12,651,083,414	12,873,785,244	長 岡
88,825,336	3,815,678,612	3,904,503,948	南 魚 沼
137,860,905	7,878,174,806	8,016,035,711	上 越
1,147,899,093	52,699,922,845	53,847,821,938	計

(2) 個人県民税の徴収方法別賦課状況調(市町村別)

(単位:人、円)

区分 市町村	令和6年度(決算)					
	普通徴収		特別徴収		計	
	人員	税額	人員	税額	人員	税額
村上市	9,829	291,848,967	18,274	937,962,927	28,103	1,229,811,894
関川村	873	18,021,483	1,529	76,212,517	2,402	94,234,000
粟島浦村	79	2,460,686	71	5,542,028	150	8,002,714
新発田市	11,937	428,062,702	36,845	2,097,741,452	48,782	2,525,804,154
阿賀野市	5,650	165,848,314	15,642	766,517,868	21,292	932,366,182
胎内市	2,252	98,337,680	11,987	556,346,317	14,239	654,683,997
聖籠町	1,396	53,210,408	5,927	298,236,971	7,323	351,447,379
計	32,016	1,057,790,240	90,275	4,738,560,080	122,291	5,796,350,320
五泉市	4,818	198,826,555	19,786	911,203,233	24,604	1,110,029,788
阿賀町	1,614	34,911,000	2,844	141,865,100	4,458	176,776,100
新潟市	68,967	2,558,668,200	338,030	10,841,512,883	406,997	13,400,181,083
三条市	9,393	482,954,460	40,344	2,256,648,289	49,737	2,739,602,749
加茂市	1,625	93,446,850	11,017	472,042,300	12,642	565,489,150
燕市	6,989	406,426,630	35,896	1,974,092,392	42,885	2,380,519,022
弥彦村	1,715	34,660,468	2,455	153,417,132	4,170	188,077,600
田上町	1,034	33,868,708	4,653	211,977,600	5,687	245,846,308
佐渡市	7,159	203,346,200	17,592	898,773,886	24,751	1,102,120,086
計	103,314	4,047,109,071	472,617	17,861,532,815	575,931	21,908,641,886
長岡市	24,146	1,355,139,580	113,586	6,738,361,382	137,732	8,093,500,962
小千谷市	3,747	143,544,658	14,396	741,885,673	18,143	885,430,331
見附市	3,848	211,942,940	16,809	832,563,600	20,657	1,044,506,540
出雲崎町	925	19,921,994	1,207	63,072,634	2,132	82,994,628
柏崎市	8,065	324,952,120	34,711	2,001,926,100	42,776	2,326,878,220
刈羽村	429	15,572,360	1,891	108,288,093	2,320	123,860,453
計	41,160	2,071,073,652	182,600	10,486,097,482	223,760	12,557,171,134

区分 市町村	令和6年度(決算)					
	普通徴収		特別徴収		計	
	人員	税額	人員	税額	人員	税額
魚沼市	4,095	154,942,061	13,826	663,770,266	17,921	818,712,327
南魚沼市	6,257	260,500,480	23,968	1,122,764,620	30,225	1,383,265,100
湯沢町	7,802	60,724,940	3,396	176,263,343	11,198	236,988,283
十日町市	8,520	228,267,306	16,446	919,703,828	24,966	1,147,971,134
津南町	1,120	41,334,400	3,420	139,219,200	4,540	180,553,600
計	27,794	745,769,187	61,056	3,021,721,257	88,850	3,767,490,444
妙高市	6,378	148,546,284	10,070	624,712,667	16,448	773,258,951
上越市	34,304	971,010,201	66,387	4,849,223,527	100,691	5,820,233,728
糸魚川市	7,794	229,451,174	13,278	884,151,538	21,072	1,113,602,712
計	48,476	1,349,007,659	89,735	6,358,087,732	138,211	7,707,095,391
合計	252,760	9,270,749,809	896,283	42,465,999,366	1,149,043	51,736,749,175
市計	235,773	8,956,063,362	868,890	41,091,904,748	1,104,663	50,047,968,110
町村計	16,987	314,686,447	27,393	1,374,094,618	44,380	1,688,781,065

(注1)この調は現年課税分(決算分)である。

(注2)特別徴収の税額には、翌年度に調定すべきものを含む。

(3) 個人県民税と個人市町村民税の割合(年度別)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	調定額	割合								
		%		%		%		%		%
個人県民税	66,056,092	39.6	67,054,265	39.7	68,336,695	39.7	57,240,583	32.9	56,052,720	31.9
個人市町村民税	100,545,998	60.4	102,059,354	60.3	103,989,885	60.3	116,748,643	67.1	119,486,339	68.1
計	166,602,090	100.0	169,113,619	100.0	172,326,580	100.0	173,989,226	100.0	175,539,059	100.0

(注)この調は現年課税分である。

(4) 個人県民税の調定収入状況調(市町村別)

区分	現年課税分				滞納繰		
	調定	収入	収入率		調定	収入	
			本年度	前年度			
市町村			%	%			
新発田県税	村上市	1,228,578,520	1,217,562,235	99.10	99.17	30,083,183	8,892,425
	関川村	94,336,287	93,976,282	99.62	99.66	869,966	378,838
	粟島浦村	7,779,179	6,226,002	80.03	94.11	421,527	284,009
	新発田市	2,524,710,379	2,517,835,756	99.73	99.54	44,276,425	13,150,919
	阿賀野市	935,462,794	930,584,236	99.48	99.27	21,650,249	6,879,820
	胎内市	655,660,680	652,236,015	99.48	99.28	17,609,576	5,626,364
	聖籠町	351,399,396	350,960,053	99.87	99.72	2,015,745	936,070
	計	5,797,927,235	5,769,380,579	99.51	99.40	116,926,671	36,148,445
新潟県税	五泉市	1,112,750,434	1,097,351,866	98.62	99.19	40,145,089	11,481,662
	阿賀町	178,171,357	177,661,305	99.71	99.54	1,636,698	1,007,107
	新潟市	13,375,004,253	13,283,071,439	99.31	98.94	350,747,523	94,904,346
	三条市	2,740,224,475	2,730,610,267	99.65	99.51	33,706,891	11,791,639
	加茂市	567,497,502	564,246,390	99.43	99.30	14,812,294	3,262,182
	燕市	2,379,932,489	2,371,482,182	99.64	99.48	60,553,677	16,234,954
	弥彦村	189,491,548	188,698,611	99.58	99.59	2,519,264	766,640
	田上町	246,422,177	244,478,217	99.21	98.80	4,910,281	1,608,829
	佐渡市	1,101,760,327	1,096,585,874	99.53	99.54	16,648,573	6,511,989
計	21,891,254,562	21,754,186,151	99.37	99.13	525,680,290	147,569,348	

(単位:千円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		年度 区分
調定額	割合									
	%		%		%		%		%	
55,859,373	32.0	54,780,669	31.9	55,338,737	31.9	56,255,808	31.9	51,718,022	31.7	個人県民税
118,962,000	68.0	117,110,651	68.1	118,091,502	68.1	119,823,903	68.1	111,207,707	68.3	個人市町村民税
174,821,373	100.0	171,891,320	100.0	173,430,239	100.0	176,079,711	100.0	162,925,729	100.0	計

(単位:円)

越 分		計					年度 区分
収 入 率		調 定	収 入	収 入 率			
本年度	前年度			本年度	前年度	差	市町村
%	%			%	%		
29.56	26.65	1,258,661,703	1,226,454,660	97.44	97.82	△ 0.38	村上市
43.55	41.49	95,206,253	94,355,120	99.11	99.26	△ 0.15	関川村
67.38	100.00	8,200,706	6,510,011	79.38	94.50	△ 15.12	粟島浦村
29.70	25.90	2,568,986,804	2,530,986,675	98.52	98.35	0.17	新発田市
31.78	28.26	957,113,043	937,464,056	97.95	97.88	0.07	阿賀野市
31.95	21.35	673,270,256	657,862,379	97.71	97.51	0.20	胎内市
46.44	53.09	353,415,141	351,896,123	99.57	99.44	0.13	聖籠町
30.92	26.82	5,914,853,906	5,805,529,024	98.15	98.14	0.01	計
28.60	18.34	1,152,895,523	1,108,833,528	96.18	96.55	△ 0.37	五泉市
61.53	51.83	179,808,055	178,668,412	99.37	99.20	0.17	阿賀町
27.06	29.27	13,725,751,776	13,377,975,785	97.47	97.42	0.05	新潟市
34.98	35.42	2,773,931,366	2,742,401,906	98.86	98.86	0.00	三条市
22.02	26.10	582,309,796	567,508,572	97.46	97.57	△ 0.11	加茂市
26.81	26.00	2,440,486,166	2,387,717,136	97.84	97.65	0.19	燕市
30.43	28.06	192,010,812	189,465,251	98.67	98.33	0.34	弥彦村
32.76	21.28	251,332,458	246,087,046	97.91	97.79	0.12	田上町
39.11	26.35	1,118,408,900	1,103,097,863	98.63	98.48	0.15	佐渡市
28.07	28.13	22,416,934,852	21,901,755,499	97.70	97.67	0.03	計

市町村	区分	現 年 課 税 分				滞 納 繰	
		調 定	収 入	収 入 率		調 定	収 入
				本年度	前年度		
				%	%		
長岡県税	長岡市	8,080,954,512	8,034,100,994	99.42	99.30	145,669,604	52,213,185
	小千谷市	896,767,767	895,250,311	99.83	99.57	12,083,896	5,383,119
	見附市	1,045,391,640	1,043,114,064	99.78	99.29	13,306,365	6,116,390
	出雲崎町	83,298,017	82,565,207	99.12	98.99	1,932,706	1,045,577
	柏崎市	2,324,083,900	2,310,003,510	99.39	99.45	64,273,132	15,288,245
	刈羽村	123,683,525	123,683,525	100.00	99.87	437,903	247,982
	計	12,554,179,361	12,488,717,611	99.48	99.35	237,703,606	80,294,498
南魚沼県税	魚沼市	820,942,887	816,604,111	99.47	99.32	21,581,081	4,562,196
	南魚沼市	1,383,580,265	1,373,957,183	99.30	99.24	46,383,724	11,089,562
	湯沢町	235,336,352	233,106,900	99.05	98.27	12,519,824	3,531,402
	十日町市	1,152,636,063	1,151,195,569	99.88	99.74	7,900,471	2,437,557
	津南町	182,944,216	181,916,099	99.44	99.71	1,122,523	704,988
	計	3,775,439,783	3,756,779,862	99.51	99.37	89,507,623	22,325,705
上越県税	妙高市	775,552,737	770,704,858	99.37	99.57	13,461,670	3,826,351
	上越市	5,809,893,494	5,772,744,181	99.36	99.18	207,861,878	43,904,384
	糸魚川市	1,113,774,730	1,111,045,593	99.75	99.58	11,021,694	4,775,289
	計	7,699,220,961	7,654,494,632	99.42	99.28	232,345,242	52,506,024
	合 計	51,718,021,902	51,423,558,835	99.43	99.25	1,202,163,432	338,844,020

(単位:円)

越 分		計					区 分 市町村
収 入 率		調 定	収 入	収 入 率			
本年度	前年度			本年度	前年度	差	
%	%			%	%		
35.84	33.57	8,226,624,116	8,086,314,179	98.29	98.27	0.02	長岡市
44.55	50.88	908,851,663	900,633,430	99.10	98.76	0.34	小千谷市
45.97	46.99	1,058,698,005	1,049,230,454	99.11	98.74	0.37	見附市
54.10	23.06	85,230,723	83,610,784	98.10	98.02	0.08	出雲崎町
23.79	28.14	2,388,357,032	2,325,291,755	97.36	97.28	0.08	柏崎市
56.63	37.69	124,121,428	123,931,507	99.85	99.58	0.27	刈羽村
33.78	33.59	12,791,882,967	12,569,012,109	98.26	98.17	0.09	計
21.14	27.40	842,523,968	821,166,307	97.47	97.63	△ 0.16	魚沼市
23.91	26.98	1,429,963,989	1,385,046,745	96.86	96.91	△ 0.05	南魚沼市
28.21	31.82	247,856,176	236,638,302	95.47	94.93	0.54	湯沢町
30.85	26.98	1,160,536,534	1,153,633,126	99.41	99.33	0.08	十日町市
62.80	53.49	184,066,739	182,621,087	99.21	99.48	△ 0.27	津南町
24.94	28.05	3,864,947,406	3,779,105,567	97.78	97.80	△ 0.02	計
28.42	23.54	789,014,407	774,531,209	98.16	98.44	△ 0.28	妙高市
21.12	19.97	6,017,755,372	5,816,648,565	96.66	96.64	0.02	上越市
43.33	38.17	1,124,796,424	1,115,820,882	99.20	99.06	0.14	糸魚川市
22.60	21.00	7,931,566,203	7,707,000,656	97.17	97.17	0.00	計
28.19	27.75	52,920,185,334	51,762,402,855	97.81	97.78	0.03	合 計

(5) 個人県民税の徴収取扱費調(市町村別)

(単位:円)

市町村名	交付額合計	市町村名	交付額合計
新潟市	1,262,903,878	聖籠町	22,450,470
長岡市	422,941,400	弥彦村	12,792,271
三条市	153,229,745	田上町	17,266,428
柏崎市	133,111,946	阿賀町	13,997,215
新潟市	152,723,046	出雲崎町	6,804,262
小千谷市	55,008,184	湯沢町	34,494,170
加茂市	45,669,249	津南町	15,551,781
十日町市	76,819,527	刈羽村	7,262,243
見附市	63,548,754	関川村	7,427,546
村上市	87,561,738	粟島浦村	444,000
燕市	133,766,227	町 村 計	138,490,386
糸魚川市	65,587,582		
妙高市	52,261,133		
五泉市	75,663,263		
上越市	311,194,778		
阿賀野市	66,651,803		
佐渡市	77,336,472		
魚沼市	55,447,586		
南魚沼市	92,814,528		
胎内市	44,379,647	県 計	3,567,110,872
市 計	3,428,620,486		

(6) 県民税分離課税所得割交付金の交付額調

(単位:円)

指 定 都 市 名	交 付 額
新 潟 市	114,742,000
計	114,742,000

3 法 人

法人県民税の調定状況調

区 分		確定法人税割額						
		事業年度数			税 額			
		確定申告の あったもの	決定したもの	確定申告の ないもの	確定申告の あったもの①	決定したもの	確定申告の ないもの②	
普通法人	分割法人	県内	1,356	1	-	734,391	-	-
		うち連結分	33	-	-	34,140	-	-
	県外	県内	5,455	1	5	1,555,920	-	19,793
		うち連結分	752	-	-	377,869	-	-
	県内法人	うち連結分	36,695	44	19	986,424	53	104
		計	43,506	46	24	3,276,735	53	19,897
	特別法人	うち連結分	903	-	-	493,745	-	-
		計	1,076	2	-	52,864	-	-
	公益法人等	うち連結分	1	-	-	251	-	-
		計	1,083	-	-	9,223	-	-
寮等のみを有する法人	うち連結分	-	-	-	-	-	-	
	計	258	-	-	232	-	-	
清算法人	うち連結分	1,306	1	-	1,561	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	
特定信託	うち連結分	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	
法人課税信託	うち連結分	-	-	-	-	-	-	
	計	47,229	49	24	3,340,615	53	19,897	
合計	うち連結分	904	-	-	493,996	-	-	

区 分		既還付請求 利子割額が 過大である 場合の納付額 ⑥	中間納付額の歳出還付額		現事業年度 分調定額 ①+②-③+④ +⑤+⑥+⑦ ⑧	過事業年度分 調定額 ⑨	
			前年度に収入 したもの ⑦	当該年度に収入 したもの			
普通法人	分割法人	県内	-	16,040	-	813,360	38,103
		うち連結分	-	426	-	54,884	228
	県外	県内	-	32,960	-	1,684,223	24,929
		うち連結分	-	9,983	-	494,807	2,985
	県内法人	うち連結分	-	46,436	-	1,087,123	19,541
		計	-	95,436	-	3,584,706	82,573
	特別法人	うち連結分	-	13,847	-	641,988	3,245
		計	-	-	-	56,765	1,921
	公益法人等	うち連結分	-	-	-	251	6
		計	-	-	-	9,223	108
寮等のみを有する法人	うち連結分	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	232	72	
清算法人	うち連結分	-	87	-	1,583	1,048	
	計	-	-	-	-	-	
特定信託	うち連結分	-	-	-	-	-	
	計	-	95,523	-	3,652,509	85,722	
法人課税信託	うち連結分	-	-	-	-	-	
	計	-	13,847	-	642,239	3,251	

県 民 税

(単位:千円)

確定法人税割額に対応する 前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる 中 間 申 告 額		確 定 申 告 期 限 が 翌年度となる見込納付額		区 分
事業年度数	税 額 ③	事業年度数	税 額 ④	事業年度数	税 額 ⑤	
434	231,242	467	282,567	7	11,604	県 内 } うち連結分 } 分割法人 } 県 外 } 普通法人 } うち連結分 } 県 内 法 人 } うち連結分 } 計 } うち連結分 } 特 別 法 人 } うち連結分 } 公 益 法 人 等 } 寮等のみを有する法人 } 人 格 な き 社 団 等 } 清 算 法 人 } 特 定 信 託 } 法 人 課 税 信 託 } 合 計 } うち連結分 }
19	13,642	26	22,406	5	11,554	
2,452	540,991	2,637	584,765	76	31,776	
415	97,320	502	173,103	65	31,172	
5,892	273,630	5,956	321,812	26	5,977	
54	26,400	61	30,259	9	3,264	
8,778	1,045,863	9,060	1,189,144	109	49,357	
488	137,362	589	225,768	79	45,990	
-	-	-	-	3	3,901	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
26	103	1	38	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
8,804	1,045,966	9,061	1,189,182	112	53,258	
488	137,362	589	225,768	79	45,990	

法人税割調定額 ⑧ + ⑨ ⑩	均等割調定額 ⑪	合 計 ⑩ + ⑪	当該年度に発生 した歳出還付額 ⑫	⑫のうち利子割 に係る額 ⑬	区 分
851,463	98,139	949,602	-	-	県 内 } うち連結分 } 分割法人 } 県 外 } 普通法人 } うち連結分 } 県 内 法 人 } うち連結分 } 計 } うち連結分 } 特 別 法 人 } うち連結分 } 公 益 法 人 等 } 寮等のみを有する法人 } 人 格 な き 社 団 等 } 清 算 法 人 } 特 定 信 託 } 法 人 課 税 信 託 } 合 計 } うち連結分 }
55,112	7,195	62,307	-	-	
1,709,152	1,277,069	2,986,221	-	-	
497,792	371,887	869,679	-	-	
1,106,664	973,418	2,080,082	-	-	
92,329	13,806	106,135	-	-	
3,667,279	2,348,626	6,015,905	21,453	-	
645,233	392,888	1,038,121	8,028	-	
58,686	55,905	114,591	-	-	
257	800	1,057	-	-	
9,331	22,810	32,141	-	-	
-	108,399	108,399	-	-	
304	5,713	6,017	-	-	
2,631	19,539	22,170	-	-	
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	
3,738,231	2,560,992	6,299,223	22,696	-	
645,490	393,688	1,039,178	8,028	-	

4 県 民 税 利 子 割

(1) 利子割額に関する調

(単位:千円)

	種 類	税 額	課税支払額	非課税支払額	左のうち非居 住者・外国法 人に係る額	
平成二十七年十二月まで	公 社 債 利 子 銀 行 預 金 利 子 銀行以外の金融機関の預貯金利子 勤 務 先 預 金 等 の 利 子 合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配 公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 郵 便 貯 金 利 子 公 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 国 外 公 社 債 等 の 利 子 等 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	-	-	-	-	
		-	-	-	-	
		-	-	-	-	
		-	-	-	-	
		-	-	-	-	
		-	-	-	-	
		-	-	-	-	
		-	-	-	-	
		-	-	-	-	
		-	-	-	-	
	私 運 の 収 益 の 分 配 募 用 投 資 信 託 等 公 社 債 等	私 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配	-	-	-	-
		社 債 的 受 益 証 券 の 収 益 の 分 配	-	-	-	-
		国 外 私 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 等 の 収 益 の 分 配	-	-	-	-
	金 融 類 商 品	懸 賞 金 付 預 貯 金 等 の 懸 賞 金 等	-	-	-	-
		定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金	-	-	-	-
		掛 金 の 給 付 補 て ん 金	-	-	-	-
		抵 当 証 券 の 利 息	-	-	-	-
		貴 金 属 等 の 売 戻 し 条 件 付 売 買 の 利 益	-	-	-	-
		外 貨 建 預 貯 金 等 の 為 替 差 益	-	-	-	-
	一 時 払 養 老 保 険 ・ 一 時 払 損 害 保 険 等 の 差 益	-	-	-	-	
小 計	-	-	-	-		
計	0	0	0	0		

(2) 利子割の特別徴収義務者等に関する調

(単位:人,件)

区 分	特別徴収義務者数	営 業 所 数
銀 行 等	19	790
信 用 金 庫 等	24	270
農 林 中 央 金 庫 等	29	210
証 券 会 社	14	53
保 険 会 社 等	30	115
社 内 預 金 実 施 企 業	123	134
そ の 他 の 金 融 機 関 等	232	237
合 計	471	1,809

(単位:千円)

種 類		税 額	課税支払額	非課税支払額	左のうち非居 住者・外国法 人に係る額
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	1,963	43,445	475	-
	銀行預金利子	201,754	4,808,790	239,094	246
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	96,045	2,045,946	73,041	35
	勤務先預金等の利子	10,699	211,143	423	-
	合同運用信託の収益の分配	2,862	57,504	1,894	-
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託 以外の収益の分配	-	5	12	-
	郵便貯金利子	5	146	-	-
	国外一般公社債等の利子等	-	-	-	-
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	5,788	115,770	1,739	-
	私運の 募用収 募投資 公資の 社信分 債託配 等 等 等	私募公社債等運用投資信託の収益の分配	13	250	-
特定目的信託の社債的受益証券の収益の分 配で公募以外のもの	-	-	-	-	
国外私募公社債等運用投資信託等の収益の 分	-	-	-	-	
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	553	11,137	-	-
	定期積金の給付補てん金	2,126	47,603	-	-
	掛金の給付補てん金	-	-	-	-
	抵当証券の利息	-	-	-	-
	貴金属等の売戻し条件付売買の利益	-	-	-	-
	外貨建預貯金等の為替差益	-	-	-	-
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	7,661	153,435	-	-
小 計	10,340	212,175	-	-	
計	329,469	7,495,174	316,678	281	
合 計	329,469	7,495,174	316,678	281	

(3) 県民税利子割交付金の交付額調(市町村別)

(単位:千円)

市町村名			交付額合計	市町村名			交付額合計	
県	計		103,266	五	泉	市	1,803	
市	計		100,508	上	越	市	9,213	
郡	計		2,758	阿	賀	野	市	1,552
新	潟	市	41,520	佐	渡	市	1,727	
長	岡	市	12,889	魚	沼	市	1,324	
三	条	市	4,502	南	魚	沼	市	2,224
柏	崎	市	3,807	胎	内	市	1,081	
新	発	田	4,119	聖	籠	町	560	
小	千	谷	1,441	弥	彦	村	319	
加	茂	市	955	田	上	町	418	
十	日	町	1,866	阿	賀	町	295	
見	附	市	1,596	出	雲	崎	町	138
村	上	市	2,032	湯	沢	町	357	
燕		市	3,794	津	南	町	298	
糸	魚	川	1,788	刈	羽	村	205	
妙	高	市	1,275	関	川	村	158	
				栗	島	浦	村	10

5 県 民 税 配 当 割

(1) 県民税配当割に関する調

(単位:千円、枚)

	種 類	税 額	課税支払額	還付分支払額	非課税支払額	納入申告書数
平成二十七年十二月まで	上場株式等の配当等	-	-	-	-	-
	公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等	-	-	-	-	-
	特定投資法人の投資口の配当等	-	-	-	-	-
	源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
平成二十八年一月以降	上場株式等の配当等	948,260	18,967,957	-	21,411,230	-
	投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配	52,353	1,054,583	-	8,942,324	-
	特定投資法人の投資口の配当等	-	-	-	-	-
	特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの	-	-	-	-	-
	特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還	19,442	390,902	-	748,735	-
	源泉徴収選択口座内配当等	2,761,766	58,807,306	3,545,183	5,610,303	-
計	3,781,821	79,220,748	3,545,183	36,712,592	8,299	
合 計	3,781,821	79,220,748	3,545,183	36,712,592	8,299	

(2) 県民税配当割交付金の交付額調(市町村別)

(単位:千円)

市町村名	交付額合計	市町村名	交付額合計
県 計	2,245,320	五 泉 市	39,176
市 計	2,185,000	上 越 市	200,442
郡 計	60,320	阿 賀 野 市	33,766
		佐 渡 市	37,522
新 潟 市	902,504	魚 沼 市	28,811
長 岡 市	280,019	南 魚 沼 市	48,415
三 条 市	97,842	胎 内 市	23,520
柏 崎 市	82,640	聖 籠 町	12,232
新 発 田 市	89,530	弥 彦 村	6,972
小 千 谷 市	31,346	田 上 町	9,120
加 茂 市	20,733	阿 賀 町	6,469
十 日 町	40,626	出 雲 崎 町	3,022
見 附 市	34,680	湯 沢 町	7,818
村 上 市	44,091	津 南 町	6,512
燕 市	82,587	刈 羽 村	4,479
糸 魚 川 市	38,960	関 川 村	3,458
妙 高 市	27,790	栗 島 浦 村	238

6 県民税株式等譲渡所得割

(1) 県民税株式等譲渡所得割に関する調

(単位:千円, 枚)

種 類	税 額	課税支払額	還付分支払額	非課税支払額	納入申告書数
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得 金 額	4,705,304	121,756,871	27,645,714	—	601

(2) 県民税株式等譲渡所得割交付金の交付額調(市町村別)

(単位:千円)

市町村名	交付額合計	市町村名	交付額合計
県 計	2,783,569	五 泉 市	48,507
市 計	2,708,726	上 越 市	248,688
郡 計	74,843	阿 賀 野 市	41,874
		佐 渡 市	46,466
新 潟 市	1,118,954	魚 沼 市	35,737
長 岡 市	346,992	南 魚 沼 市	60,068
三 条 市	121,243	胎 内 市	29,152
柏 崎 市	102,327	聖 籠 町	15,194
新 発 田 市	110,965	弥 彦 村	8,652
小 千 谷 市	38,854	田 上 町	11,303
加 茂 市	25,623	阿 賀 町	8,034
十 日 町 市	50,403	出 雲 崎 町	3,751
見 附 市	42,973	湯 沢 町	9,719
村 上 市	54,538	津 南 町	8,074
燕 市	102,495	刈 羽 村	5,542
糸 魚 川 市	48,379	関 川 村	4,274
妙 高 市	34,488	粟 島 浦 村	300

(1) 個人事業税の所得金額等調(業種別)

第 1 種 事 業

種 別	課 税 人 員			所
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
物 品 販 売 業	1,214	32	1,246	7,432,055
保 險 業	1	0	1	2,976
金 銭 貸 付 業	1	0	1	3,049
物 品 貸 付 業	30	0	30	186,012
不 動 産 貸 付 業	3,202	59	3,261	23,312,637
製 造 業	649	27	676	3,652,269
電 気 供 給 業	12	0	12	109,537
土 石 採 取 業	2	0	2	8,828
電 気 通 信 事 業	6	0	6	28,649
運 送 業	252	12	264	1,038,498
運 送 取 扱 業	3	0	3	18,322
船 舶 て い け い 場 業	0	0	0	0
倉 庫 業	1	0	1	3,067
駐 車 場 業	81	1	82	452,581
請 負 業	5,520	106	5,626	29,745,252
印 刷 業	13	0	13	76,226
出 版 業	1	0	1	4,632
写 真 業	34	0	34	162,613
席 貸 業	0	0	0	0
旅 館 業	50	4	54	261,992
料 理 店 業	135	1	136	651,384
飲 食 店 業	662	11	673	3,445,143
周 旋 業	25	1	26	143,578
代 理 業	130	6	136	630,783
仲 立 業	28	0	28	161,098
問 屋 業	11	0	11	93,535
両 替 業	0	0	0	0
公 衆 浴 場 業	1	0	1	17,735
演 劇 興 行 業	0	0	0	0
遊 技 場 業	5	0	5	20,059
遊 覧 所 業	0	0	0	0
商 品 取 引 業	0	0	0	0
不 動 産 売 買 業	5	0	5	63,881
広 告 業	40	0	40	275,304
興 信 所 業	0	0	0	0
案 内 業	5	0	5	70,504
冠 婚 葬 祭 業	13	0	13	47,653
合 計	12,132	260	12,392	72,119,852

第 2 種 事 業

種 別	課 税 人 員			所
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
畜 産 業	0	0	0	0
水 産 業	14	0	14	168,270
薪 炭 製 造 業	0	0	0	0
合 計	14	0	14	168,270

事業税

(単位:人、千円)

得 金 額		事業主控除額 ②	差引課税所得金額 ①-②	種 別
所得税失格者	計 ①			
108,619	7,540,674	3,540,675	3,999,999	物 品 販 売 業
0	2,976	2,900	76	保 険 業
0	3,049	2,900	149	金 銭 貸 付 業
0	186,012	84,584	101,428	物 品 貸 付 業
222,131	23,534,768	9,234,146	14,300,622	不 動 産 貸 付 業
91,441	3,743,710	1,920,295	1,823,415	製 造 業
0	109,537	34,800	74,737	電 気 供 給 業
0	8,828	5,800	3,028	土 石 採 取 業
0	28,649	17,400	11,249	電 気 通 信 事 業
36,928	1,075,426	739,748	335,678	運 送 業
0	18,322	6,767	11,555	運 送 取 扱 業
0	0	0	0	船 舶 て い け い 場 業
0	3,067	2,900	167	倉 庫 業
3,174	455,755	229,585	226,170	駐 車 場 業
380,046	30,125,298	16,055,690	14,069,608	請 負 業
0	76,226	37,700	38,526	印 刷 業
0	4,632	2,900	1,732	出 版 業
0	162,613	95,943	66,670	写 真 業
0	0	0	0	席 貸 業
12,333	274,325	151,769	122,556	旅 館 業
3,110	654,494	367,098	287,396	料 理 店 業
41,880	3,487,023	1,889,607	1,597,416	飲 食 店 業
3,203	146,781	75,400	71,381	周 旋 業
11,766	642,549	381,594	260,955	代 理 業
0	161,098	79,267	81,831	仲 立 業
0	93,535	29,725	63,810	問 屋 業
0	0	0	0	両 替 業
0	17,735	2,900	14,835	公 衆 浴 場 業
0	0	0	0	演 劇 興 行 業
0	20,059	14,500	5,559	遊 技 場 業
0	0	0	0	遊 覧 所 業
0	0	0	0	商 品 取 引 業
0	63,881	14,500	49,381	不 動 産 売 買 業
0	275,304	109,719	165,585	広 告 業
0	0	0	0	興 信 所 業
0	70,504	14,500	56,004	案 内 業
0	47,653	36,251	11,402	冠 婚 葬 祭 業
914,631	73,034,483	35,181,563	37,852,920	合 計

(単位:人、千円)

得 金 額		事業主控除額 ②	差引課税所得金額 ①-②	種 別
所得税失格者	計 ①			
0	0	0	0	畜 産 業
0	168,270	40,600	127,670	水 産 業
0	0	0	0	薪 炭 製 造 業
0	168,270	40,600	127,670	合 計

第 3 種 事 業

種 別	課 税 人 員			所
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
医 業	158	0	158	1,307,689
歯 科 医 業	92	0	92	714,042
薬 剤 師 業	4	0	4	19,041
あん摩等の事業	96	2	98	429,052
獣 医 業	42	0	42	435,016
装 蹄 師 業	0	0	0	0
弁 護 士 業	174	1	175	1,965,170
司 法 書 士 業	149	1	150	1,329,329
行 政 書 士 業	52	4	56	301,831
公 証 人 業	8	0	8	68,170
弁 理 士 業	5	0	5	68,428
税 理 士 業	289	5	294	3,129,241
公 認 会 計 士 業	56	0	56	623,085
計 理 士 業	1	0	1	4,648
社 会 保 険 労 務 士 業	76	2	78	479,036
コ ン サ ル タ ン ト 業	272	3	275	1,632,880
設 計 監 督 者 業	212	2	214	1,256,329
不 動 産 鑑 定 業	22	0	22	351,333
デ ザ イ ン 業	177	2	179	929,548
諸 芸 師 匠 業	127	4	131	595,813
理 容 業	107	11	118	467,288
美 容 業	683	14	697	3,203,380
ク リ ー ニ ン グ 業	14	0	14	87,664
公 衆 浴 場 業	1	0	1	5,713
歯 科 衛 生 士 業	0	0	0	0
歯 科 技 工 士 業	58	2	60	278,303
測 量 士 業	15	0	15	76,235
土 地 家 屋 調 査 士 業	89	3	92	616,559
海 事 代 理 士 業	0	0	0	0
印 刷 製 版 業	0	0	0	0
合 計	2,979	56	3,035	20,374,823

(2) 個人事業税の所得金額等調(県税部別)

県税部	区分	課 税 人 員			所
		所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
新 発 田		1,415	50	1,465	8,101,928
新 潟		8,183	174	8,357	52,138,249
長 岡		2,833	48	2,881	16,800,982
南 魚 沼		1,084	23	1,107	6,194,387
上 越		1,610	21	1,631	9,427,399
計		15,125	316	15,441	92,662,945

(単位:人、千円)

得 金 額		事 業 主 控 除 額 ②	差引課税所得金額 ①-②	種 別
所得税失格者	計 ①			
0	1,307,689	453,611	854,078	医 業
0	714,042	264,143	449,899	歯 科 医 業
0	19,041	8,942	10,099	薬 剤 師 業
6,319	435,371	280,818	154,553	あ ん 摩 等 の 事 業
0	435,016	121,800	313,216	獣 医 業
0	0	0	0	装 蹄 師 業
4,339	1,969,509	507,500	1,462,009	弁 護 士 業
3,107	1,332,436	432,584	899,852	司 法 書 士 業
9,715	311,546	159,017	152,529	行 政 書 士 業
0	68,170	18,851	49,319	公 証 人 業
0	68,428	14,500	53,928	弁 理 士 業
27,232	3,156,473	843,177	2,313,296	税 理 士 業
0	623,085	155,392	467,693	公 認 会 計 士 業
0	4,648	2,900	1,748	計 理 士 業
9,598	488,634	222,093	266,541	社 会 保 険 労 務 士 業
17,322	1,650,202	759,570	890,632	コ ン サ ル タ ン ト 業
7,212	1,263,541	613,351	650,190	設 計 監 督 者 業
0	351,333	62,350	288,983	不 動 産 鑑 定 業
6,514	936,062	507,263	428,799	デ ザ イ ン 業
13,137	608,950	374,101	234,849	諸 芸 師 匠 業
35,838	503,126	337,127	165,999	理 容 業
47,950	3,251,330	2,003,911	1,247,419	美 容 業
0	87,664	40,600	47,064	ク リ ー ニ ン グ 業
0	5,713	2,900	2,813	公 衆 浴 場 業
0	0	0	0	歯 科 衛 生 士 業
6,007	284,310	174,000	110,310	歯 科 技 工 士 業
0	76,235	42,050	34,185	測 量 士 業
11,303	627,862	264,384	363,478	土 地 家 屋 調 査 士 業
0	0	0	0	海 事 代 理 士 業
0	0	0	0	印 刷 製 版 業
205,593	20,580,416	8,666,935	11,913,481	合 計

(単位:人、千円)

得 金 額		事 業 主 控 除 額 ②	差引課税所得金額 ①-②	県 税 部 区 分
所得税失格者	計 ①			
180,590	8,282,519	4,209,848	4,072,671	新 発 田
602,697	52,740,945	23,659,563	29,081,382	新 潟
177,162	16,978,144	8,212,843	8,765,301	長 岡
81,523	6,275,910	3,175,272	3,100,638	南 魚 沼
78,252	9,505,651	4,631,572	4,874,079	上 越
1,120,224	93,783,169	43,889,098	49,894,071	計

(3) 個人事業税課税所得金額の階層別調(事業別)

区 分 事業別		300万円以下		300万円超 310万円以下		310万円超 320万円以下		320万円超 330万円以下		
		人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	
第1種事業	所得税課税者	435	1,269,892	436	1,305,353	375	1,155,592	383	1,233,932	
	所得税失格者	34	96,725	22	60,823	28	85,359	18	55,316	
	計	469	1,366,617	458	1,366,176	403	1,240,951	401	1,289,248	
第2種事業	所得税課税者	0	0	1	3,073	0	0	0	0	
	所得税失格者	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	1	3,073	0	0	0	0	
第3種事業	あん摩 業等以 外のもの	所得税課税者	121	352,953	101	305,827	95	296,423	93	296,700
		所得税失格者	12	35,275	4	12,248	8	25,032	4	13,008
		計	133	388,228	105	318,075	103	321,455	97	309,708
	あん摩 業等	所得税課税者	8	23,554	5	15,242	3	9,451	6	19,445
		所得税失格者	0	0	1	3,038	0	0	1	3,281
		計	8	23,554	6	18,280	3	9,451	7	22,726
	小 計	141	411,782	111	336,355	106	330,906	104	332,434	
	合 計	所得税課税者	564	1,646,399	543	1,629,495	473	1,461,466	482	1,550,077
		所得税失格者	46	132,000	27	76,109	36	110,391	23	71,605
		計	610	1,778,399	570	1,705,604	509	1,571,857	505	1,621,682

区 分 事業別		370万円超 380万円以下		380万円超 390万円以下		390万円超 400万円以下		400万円超 500万円以下		
		人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	
第1種事業	所得税課税者	337	1,256,335	318	1,199,009	303	1,184,038	2,498	10,998,555	
	所得税失格者	13	48,794	4	12,128	6	23,674	47	170,024	
	計	350	1,305,129	322	1,211,137	309	1,207,712	2,545	11,168,579	
第2種事業	所得税課税者	0	0	0	0	0	0	1	4,156	
	所得税失格者	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	1	4,156	
第3種事業	あん摩 業等以 外のもの	所得税課税者	78	290,288	67	255,915	61	238,197	507	2,261,592
		所得税失格者	1	3,736	3	11,629	1	3,955	8	31,562
		計	79	294,024	70	267,544	62	242,152	515	2,293,154
	あん摩 業等	所得税課税者	1	3,753	1	3,862	3	11,852	27	118,020
		所得税失格者	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	1	3,753	1	3,862	3	11,852	27	118,020
	小 計	80	297,777	71	271,406	65	254,004	542	2,411,174	
	合 計	所得税課税者	416	1,550,376	386	1,458,786	367	1,434,087	3,033	13,382,323
		所得税失格者	14	52,530	7	23,757	7	27,629	55	201,586
		計	430	1,602,906	393	1,482,543	374	1,461,716	3,088	13,583,909

(単位:人、千円)

330万円超 340万円以下		340万円超 350万円以下		350万円超 360万円以下		360万円超 370万円以下		区 分		事業別
人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額			
376	1,248,469	337	1,149,563	355	1,240,588	317	1,144,155	所得税課税者	}	第1種事業
11	34,515	18	62,252	9	28,417	10	36,351	所得税失格者		
387	1,282,984	355	1,211,815	364	1,269,005	327	1,180,506	計		
0	0	0	0	0	0	1	3,657	所得税課税者	}	第2種事業
0	0	0	0	0	0	0	0	所得税失格者		
0	0	0	0	0	0	1	3,657	計		
73	243,903	81	276,110	73	259,349	79	287,867	所得税課税者	}	第3種事業
3	10,064	1	3,430	1	3,587	2	7,327	所得税失格者		
76	253,967	82	279,540	74	262,936	81	295,194	計		
4	13,511	3	10,433	3	10,712	6	21,797	所得税課税者	}	第3種事業
0	0	0	0	0	0	0	0	所得税失格者		
4	13,511	3	10,433	3	10,712	6	21,797	計		
80	267,478	85	289,973	77	273,648	87	316,991	小 計		
453	1,505,883	421	1,436,106	431	1,510,649	403	1,457,476	所得税課税者	}	合 計
14	44,579	19	65,682	10	32,004	12	43,678	所得税失格者		
467	1,550,462	440	1,501,788	441	1,542,653	415	1,501,154	計		

500万円超 600万円以下		600万円超 700万円以下		700万円超 1,000万円以下		1,000万円超		合 計		区 分		
人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額			
1,701	9,087,630	1,123	7,116,921	1,596	12,804,846	1,242	18,724,974	12,132	72,119,852	所得税課税者	}	
26	97,410	4	25,753	6	45,120	4	31,970	260	914,631	所得税失格者		
1,727	9,185,040	1,127	7,142,674	1,602	12,849,966	1,246	18,756,944	12,392	73,034,483	計		
0	0	2	12,600	3	27,452	6	117,332	14	168,270	所得税課税者	}	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	所得税失格者		
0	0	2	12,600	3	27,452	6	117,332	14	168,270	計		
332	1,788,259	237	1,507,048	414	3,315,459	471	7,969,881	2,883	19,945,771	所得税課税者	}	
2	11,766	2	6,999	1	9,654	1	10,002	54	199,274	所得税失格者		
334	1,800,025	239	1,514,047	415	3,325,113	472	7,979,883	2,937	20,145,045	計		
13	69,352	6	38,021	4	24,587	3	35,460	96	429,052	所得税課税者	}	
0	0	0	0	0	0	0	0	2	6,319	所得税失格者		
13	69,352	6	38,021	4	24,587	3	35,460	98	435,371	計		
347	1,869,377	245	1,552,068	419	3,349,700	475	8,015,343	3,035	20,580,416	小 計		
2,046	10,945,241	1,368	8,674,590	2,017	16,172,344	1,722	26,847,647	15,125	92,662,945	所得税課税者	}	
28	109,176	6	32,752	7	54,774	5	41,972	316	1,120,224	所得税失格者		
2,074	11,054,417	1,374	8,707,342	2,024	16,227,118	1,727	26,889,619	15,441	93,783,169	計		

8 法人

(1) 法人事業税の調定状況調

区 分		現 事 業 年										
		確 定 額							確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額	確定申になる		
		事業年度数		所得(収入) 金 額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告		事業年度数	税 額 ③	事業年度数	
		確定申告があったもの	決定したもの		確定申告があったもの ①	決定したもの	事業年度数	税 額 ②				
所得課税分(外形対象法人分を除く)	普通法人	本店 県分	1,268	1	96,233,649	6,457,383	-	-	-	380	1,752,183	412
		他店 県分	3,825	1	128,160,239	8,908,273	-	2	90	1,460	2,429,949	1,564
		県内法人	35,661	44	269,856,245	17,179,345	1,565	13	1,293	5,527	4,701,061	5,601
		小計 A	40,754	46	494,250,133	32,545,001	1,565	15	1,383	7,367	8,883,193	7,577
		特別法人 B	2,021	2	22,060,520	1,060,661	-	-	-	-	-	1
		公益法人等 C	1,083	-	3,034,775	188,114	-	-	-	-	-	1
		人格なき社団等 D	258	-	157,745	6,297	-	-	-	-	-	-
		清算法人 E	1,302	1	515,518	30,186	-	-	-	25	2,490	1
		特定信託 F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		法人課税信託 G	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計 A + B + C + D + E + F + G + H	45,418	49	520,018,691	33,830,259	1,565	15	1,383	7,392	8,885,683	7,580
		法第72条の2第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる事業分 I	206	-	-	11,246,765	-	-	-	125	5,793,479	127
		課税標準の特例による課税分 J	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分 K	1,723	-	-	24,781,097	-	3	176,318	1,404	10,290,527	1,452	
	地方法人特別税分 L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	特別法人事業税分 M	-	-	-	28,013,579	579	-	129,500	-	9,751,257	-	
	合 計 H + I + J + K + L + M	47,347	49	-	97,871,700	2,144	18	307,201	8,921	34,720,946	9,159	

(注1)この調は現年課税分である。

(注2)事業年度数は、事業年度が1年であると6カ月であるにかかわらず、事業年度ごとにそれぞれ1件とした。

事業税

(単位:千円)

度 分					過事業年度分			合 計 ⑦ + ⑧	当該年度において発生した歳出還付額	区 分		
告が翌年度 中間申告額	確定申告期限 が翌年度となる見込納付額		中間納付額の 歳出還付額		調 定 額 ①+②-③ +④+⑤+⑥	所 得 (収入) 金 額	調 定 額 ⑧				⑨	
税 額 ④	事 業 年度数	税 額 ⑤	前年度に 収入した もの ⑥	当該年 度に収 入した もの ⑦								
2,195,611	7	53,033	131,784	-	7,085,628	4,316,284	298,544	7,384,172	-	本 店 県 分 } 分割法人 } 普通 他 店 県 分 } 法人 県 内 法 人 } 小 計 A 特 別 法 人 B 公 益 法 人 等 C 人 格 な き 社 団 等 D 清 算 法 人 E 特 定 信 託 F 法 人 課 税 信 託 G 計 A + B + C + D + E + F + G + H 法第72条の2第1項第2号、第3号及 び第4号に掲げる事業分 I 課 税 標 準 の 特 例 に よ る 課 税 分 J 法第72条の2第1項第1号イに掲げる 法 人 分 K 地 方 法 人 特 別 税 分 L 特 別 法 人 事 業 税 分 M 合 計 H + I + J + K + L + M		
2,239,908	38	149,282	209,131	-	9,076,735	1,837,936	128,602	9,205,337	-			
5,539,895	25	61,286	780,356	-	18,861,114	5,583,610	293,397	19,154,511	-			
9,975,414	70	263,601	1,121,271	-	35,023,477	11,737,830	720,543	35,744,020	-			
146	3	62,984	-	-	1,123,791	564,878	27,137	1,150,928	-			
120	-	-	-	-	188,234	74,413	1,642	189,876	-			
-	-	-	-	-	6,297	23,867	841	7,138	-			
1,134	-	-	2,006	-	30,836	279,841	15,599	46,435	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
9,976,814	73	326,585	1,123,277	-	36,372,635	12,680,829	765,762	37,138,397	-			
5,993,127	3	194,575	6,928	-	11,647,916	-	7,860	11,655,776	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
11,340,125	57	561,221	180,786	-	26,749,020	-	209,838	26,958,858	-			
-	-	-	-	-	-	-	61,110	61,110	-			
10,836,410	-	541,307	697,675	-	30,467,214	-	365,991	30,833,205	-			
38,146,476	133	1,623,688	2,008,666	-	105,236,785	-	1,410,561	106,647,346	757,605			

(2) 法人事業税課税所得金額の階層別調

区 分	欠損 法人	年所得400万円 以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下			
		事 業 年度数	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	
事業年度 年2回法人	分割 法人	軽 減 税 率 適 用 法 人 A	-	-	-	-	-	-	-	-	
		そ の 他 B	-	-	-	-	-	-	-	-	
	県 内 法 人 C	3	1	290	-	-	-	-	-	-	
	計 A + B + C D	3	1	290	-	-	-	-	-	-	
事業年度 年1回法人	分割 法人	軽 減 税 率 適 用 法 人 E	422	77	111,655	41	237,247	16	140,318	167	4,194,213
		そ の 他 F	126	8	19,744	11	69,932	1	9,695	53	1,514,783
	県 内 法 人 G	22,340	6,490	9,567,259	2,113	12,047,990	665	5,892,412	3,053	66,288,491	
	計 E + F + G H	22,888	6,575	9,698,658	2,165	12,355,169	682	6,042,425	3,273	71,997,487	
合 計 D + H		22,891	6,576	9,698,948	2,165	12,355,169	682	6,042,425	3,273	71,997,487	

(注1)この調は、令和5年度において確定した普通法人に係る法人の事業税額(中間申告に係る税額を除く。)に対応する所得金額のうち現事業年度分について

(注2)軽減税率適用法人については、その総所得金額によって区分した。

(注3)事業年度が年2回の法人の所得の区分については、「年所得400万円以下」の欄には200万円以下のものを記載したものであり、以下の所得区分についても

(注4)分割法人については、本県本店の分についてその所得の総額を記載してあり、他県本店の分については記載していない。

(単位:千円)

年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円を 超えるもの		合 計		区 分	
事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額		
-	-	-	-	-	-	-	-	軽 減 税 率 適用法人 A	} 分割 法人 } 事業年度 年2回法人
-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他 B	
-	-	-	-	-	-	4	290	県 内 法 人 C	
-	-	-	-	-	-	4	290	計 A + B + C D	
75	5,203,334	116	28,061,348	2	4,918,322	916	42,866,437	軽 減 税 率 適用法人 E	} 分割 法人 } 事業年度 年1回法人
47	3,308,586	133	43,579,677	48	197,846,700	427	246,349,117	そ の 他 F	
550	38,217,801	508	113,572,351	19	49,955,204	35,738	295,541,508	県 内 法 人 G	
672	46,729,721	757	185,213,376	69	252,720,226	37,081	584,757,062	計 E + F + G H	
672	46,729,721	757	185,213,376	69	252,720,226	37,085	584,757,352	合 計 D + H	

作成した。

同様とした。

(3) 法人事業税の月別調定状況調

(単位:千円)

月別	県内法人		県外法人		計	各月の 調定割合
	調定額	構成比	調定額	構成比		
		%		%		%
令和6年4月	1,269,395	72.3%	485,484	27.7%	1,754,879	2.3
5月	9,027,896	70.9%	3,697,468	29.1%	12,725,364	16.8
6月	3,381,438	21.9%	12,084,465	78.1%	15,465,903	20.4
7月	1,169,195	32.0%	2,484,718	68.0%	3,653,913	4.8
8月	2,865,504	64.2%	1,596,609	35.8%	4,462,113	5.9
9月	1,019,768	47.1%	1,147,531	52.9%	2,167,299	2.9
10月	1,340,805	69.7%	582,631	30.3%	1,923,436	2.5
11月	8,769,659	37.9%	14,378,336	62.1%	23,147,995	30.6
12月	1,442,456	78.5%	394,399	21.5%	1,836,855	2.4
令和7年1月	1,431,440	78.8%	384,961	21.2%	1,816,401	2.3
2月	2,254,853	75.3%	737,801	24.7%	2,992,654	4.0
3月	1,688,656	44.2%	2,133,270	55.8%	3,821,926	5.1
4月	△ 628	100%	-	-	△ 628	0.0
5月	-	-	-	-	-	-
計	35,660,437	47.1%	40,107,673	52.9%	75,768,110	100.0

(注)この調は現年課税分である。

(5) 法人事業税の資本金額段階別法人数調

資本金別	分割法人							県内法	
	利益法人			欠損法人			小計 ①+②	利益法人 ④	欠損法人 ⑤
	2県に またが るもの	3以上 の県に またが るもの	計 ①	2県に またが るもの	3以上 の県に またが るもの	計 ②			
300万円未満	32	5	37	66	9	75	112	2,163	3,882
300万円以上1,000万円未満	98	17	115	99	14	113	228	5,694	11,253
1,000万円	99	26	125	84	30	114	239	2,625	4,188
1,000万円超5,000万円未満	158	112	270	86	51	137	407	2,356	2,376
5,000万円以上1億円未満	63	68	131	44	33	77	208	417	409
1億円	19	24	43	11	6	17	60	68	48
1億円超10億円未満	14	28	42	2	2	4	46	43	20
10億円	-	3	3	-	-	-	3	1	-
10億円超50億円未満	2	13	15	-	-	-	15	7	3
50億円	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円超100億円未満	-	6	6	-	-	-	6	-	4
100億円以上	-	5	5	-	-	-	5	2	-
合計	485	307	792	392	145	537	1,329	13,376	22,183

(4) 法人事業税等の非課税の状況調

(単位:千円)

区 分	法 人			個 人	
	法 人 数	事 業 年 度 数	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額
林 業	17	17	8,251	—	—
鉱物の採掘事業	1	1	25,586	2	162
農 業	445	446	1,867,253	—	—
計	463	464	1,901,090	2	162

人	合 計			そ の 他				区 分
	利 益 法 人 ①+④	欠 損 法 人 ②+⑤	計 ③+⑥	不 申 告 法 人	休 法 業 中 の 人	清 法 算 中 の 人	所 法 在 不 明 の 人	
小計 ④+⑤ ⑥								資 本 金 別
6,045	2,200	3,957	6,157	456	24	165	195	300 万 円 未 満
16,947	5,809	11,366	17,175	488	38	530	168	300 万 円 以 上 1,000 万 円 未 満
6,813	2,750	4,302	7,052	86	13	179	44	1,000 万 円 未 満
4,732	2,626	2,513	5,139	59	4	90	27	1,000 万 円 超 5,000 万 円 未 満
826	548	486	1,034	8	2	14	9	5,000 万 円 以 上 1 億 円 未 満
116	111	65	176	5	—	1	—	1 億 円 未 満
63	85	24	109	1	—	1	—	1 億 円 超 10 億 円 未 満
1	4	—	4	—	—	—	—	10 億 円 未 満
10	22	3	25	—	—	—	—	10 億 円 超 50 億 円 未 満
—	—	—	—	—	—	—	—	50 億 円 未 満
4	6	4	10	—	—	—	—	50 億 円 超 100 億 円 未 満
2	7	—	7	—	—	—	—	100 億 円 以 上
35,559	14,168	22,720	36,888	1,103	81	980	443	合 計

9 地 方 消 費 税

(1) 地方消費税の調定状況調

(単位:千円)

区 分	前年度2、3月調定額	調 定 額 合 計	左 の うち 当 年 度 2、3月調定額
譲 渡 割	6,915,632	61,589,338	9,851,007
貨 物 割	3,157,181	19,528,298	3,278,180
合 計	10,072,813	81,117,636	13,129,187

(2) 清算金収入額、清算金支出額等に関する調

(単位:千円)

区 分	Ⅰ期収入・ 支出額等	Ⅱ期収入・ 支出額等	Ⅲ期収入・ 支出額等	Ⅳ期収入・ 支出額等	収入・支出額等 合 計
清算金対象額	18,655,789	23,636,459	14,169,906	21,397,558	77,859,712
清算金収入額(a)	12,703,229	14,768,656	7,980,225	14,623,876	50,075,986
清算金支出額(b)	2,570,099	2,780,091	2,686,969	2,799,362	10,836,521
差 引 (a)-(b)	10,133,130	11,988,565	5,293,256	11,824,514	39,239,465
地 方 消 費 税 交 付 金 金 額	14,394,446	17,812,493	9,731,565	16,611,019	58,549,523

(3) 地方消費税交付金の交付額調(市町村別)

(単位:千円)

市 町 村 名	交付額合計	市 町 村 名	交付額合計
県 計	58,549,523	湯 沢 町	230,718
市 計	56,542,876	津 南 町	234,766
郡 計	2,006,647	刈 羽 村	116,168
		関 川 村	130,122
新 潟 市	21,014,791	粟 島 浦 村	10,116
長 岡 市	7,155,241		
三 条 市	2,613,188		
柏 崎 市	2,151,858		
新 発 田 市	2,478,594		
小 千 谷 市	917,949		
加 茂 市	639,179		
十 日 町 市	1,303,239		
見 附 市	998,930		
村 上 市	1,506,437		
燕 市	2,127,630		
糸 魚 川 市	1,074,788		
妙 高 市	810,414		
五 泉 市	1,202,581		
上 越 市	5,017,535		
阿 賀 野 市	1,049,113		
佐 渡 市	1,349,947		
魚 沼 市	901,192		
南 魚 沼 市	1,477,434		
胎 内 市	752,836		
聖 籠 町	447,024		
弥 彦 村	200,322		
田 上 町	275,186		
阿 賀 町	258,919		
出 雲 崎 町	103,306		

10 不 動 産

(1) 不動産取得税の取得区分別課税状況調(種類別)

種 類	区 分	承 継 取 得			原 始		
		件数	地積、床面積	調 定 税 額	件数	地積、床面積	
土 地	宅 地 その他	農 地	1,186	6,285,129.70	21,682,600	—	—
		山 林	302	31,020,715.23	17,511,600	—	—
		そ の 他	875	4,679,873.71	93,325,300	—	—
		小 計	2,363	41,985,718.64	132,519,500	—	—
		計	15,580	51,514,534.64	1,495,720,500	—	—
家 屋	木 造	住 宅	3,913	680,213.28	269,426,000	1,450	219,718.77
		併用住宅	471	166,659.68	65,881,400	88	20,701.48
		そ の 他	648	160,545.45	76,082,000	478	56,524.90
		小 計	5,032	1,007,418.41	411,389,400	2,016	296,945.15
		計	1,424	197,663.45	267,401,000	395	56,726.33
家 屋	非 木 造	住 宅	1,424	197,663.45	267,401,000	395	56,726.33
		併用住宅	153	109,382.11	116,123,300	5	6,399.44
		そ の 他	1,351	489,319.07	715,182,800	575	251,232.80
		小 計	2,928	796,364.63	1,098,707,100	975	314,358.57
		計	7,960	1,803,783.04	1,510,096,500	2,991	611,303.72
合 計		23,540	53,318,317.68	3,005,817,000	2,991	611,303.72	

(注)この調は現年課税分である。

(2) 不動産取得税の取得区分別課税状況調(県税部別)

県税部	区 分	承 継 取 得						原 始
		土 地		家 屋		計		家
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
新 発 田		1,586	113,567,700	669	106,212,200	2,255	219,779,900	298
新 潟		7,526	868,910,800	3,444	663,246,500	10,970	1,532,157,300	1,451
長 岡		3,100	295,238,600	1,426	301,752,900	4,526	596,991,500	639
南 魚 沼		1,228	60,550,600	1,410	249,305,900	2,638	309,856,500	241
上 越		2,140	157,452,800	1,011	189,579,000	3,151	347,031,800	362
計		15,580	1,495,720,500	7,960	1,510,096,500	23,540	3,005,817,000	2,991

取得税

(単位:円)

取得 調定税額	計			区分	
	件数	地積、床面積	調定税額	種類	
—	13,217	9,528,816.00	1,363,201,000	宅 地	土 地
—	1,186	6,285,129.70	21,682,600	農 地	
—	302	31,020,715.23	17,511,600	山 林	
—	875	4,679,873.71	93,325,300	そ の 他	
—	2,363	41,985,718.64	132,519,500	小 計	
—	15,580	51,514,534.64	1,495,720,500	計	家 屋
190,345,200	5,363	899,932.05	459,771,200	住 宅	
31,606,300	559	187,361.16	97,487,700	併用住宅	
155,533,800	1,126	217,070.35	231,615,800	そ の 他	
377,485,300	7,048	1,304,363.56	788,874,700	小 計	
101,519,600	1,819	254,389.78	368,920,600	住 宅	非木造
22,574,800	158	115,781.55	138,698,100	併用住宅	
815,550,000	1,926	740,551.87	1,530,732,800	そ の 他	
939,644,400	3,903	1,110,723.20	2,038,351,500	小 計	
1,317,129,700	10,951	2,415,086.76	2,827,226,200	計	
1,317,129,700	26,531	53,929,621.40	4,322,946,700	合 計	

(単位:円)

取得 屋	合計						区分		
	土 地		家 屋		計		県税部		
	税額	件数	税額	件数	税額	件数			
120,978,900	1,586	113,567,700	967	227,191,100	2,553	340,758,800	新 発 田		
719,122,000	7,526	868,910,800	4,895	1,382,368,500	12,421	2,251,279,300	新 潟		
315,402,000	3,100	295,238,600	2,065	617,154,900	5,165	912,393,500	長 岡		
64,218,900	1,228	60,550,600	1,651	313,524,800	2,879	374,075,400	南 魚 沼		
97,407,900	2,140	157,452,800	1,373	286,986,900	3,513	444,439,700	上 越		
1,317,129,700	15,580	1,495,720,500	10,951	2,827,226,200	26,531	4,322,946,700	計		

(3) 家屋に関する調

種 類	区 分	①			②			
		件数	面積	価格	件数	面積	価格	
			㎡	千円		㎡	千円	
木造	建築分	専用住宅	8	25	1,643	5,884	523,232	51,031,230
		住宅部分		0	0			
		非住宅部分		0	0			
		計	0	0	0			
		小その他計	8	8	583			
	承継分	専用住宅	16	33	2,226	5,884	523,232	51,031,230
		住宅部分	184	8,134	10,456	1,994	236,008	6,063,924
		非住宅部分		947	1,018			
		計	24	1,407	1,296			
		小その他計	67	2,770	4,963			
非木造	建築分	専用住宅	275	12,311	16,715	1,994	236,008	6,063,924
		住宅部分	291	12,344	18,941	7,878	759,240	57,095,154
		非住宅部分	4	27	1,043	795	53,710	6,553,800
		計	4	27	1,043			
		小その他計	13	25	1,145			
	承継分	専用住宅	17	52	2,188	795	53,710	6,553,800
		住宅部分	24	105	606	762	60,930	4,181,871
		非住宅部分		0	0			
		計	0	0	0			
		小その他計	42	410	2,348			
合 計	計 A	83	567	5,142	1,557	114,640	10,735,671	
	計 B							
	計 A + B	374	12,911	24,083	9,435	873,880	67,830,825	

種 類	区 分	控 除 額				課税標準の特例を適用したあとの額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの			件数		
		⑤		⑥		⑦					
		件 数		控除額	件 数	控除額	件数(=)	面積	価格	(イ)-(ロ)- (ハ)-(ニ)	
		適用件数	全額控除のもの(ハ)								
木造	建築分	専用住宅	1,373	1	17,265,045	1,382	17,290,169	187	23,024	29,123	2,088
		住宅部分	70	0	889,486	70	889,486		0	0	
		非住宅部分		0	889,486	70	889,486		0	0	443
		計	70	0	889,486	70	889,486	0	0	0	492
		小その他計	0	0	0	2	1,651	0	0	0	492
	承継分	専用住宅	1,443	1	18,154,531	1,454	18,181,306	187	23,024	29,123	3,023
		住宅部分	16	0	56,572	17	57,894	5	478	114	4,001
		非住宅部分	39	2	83,178	39	83,178		347	0	
		計	39	2	83,178	39	83,178	3	470	150	471
		小その他計	1	1	2,475	1	2,475	0	0	0	651
非木造	建築分	専用住宅	56	3	142,225	57	143,547	8	948	264	5,123
		住宅部分	1,499	4	18,296,756	1,511	18,324,853	195	23,972	29,387	8,146
		非住宅部分	344	1	4,452,280	345	4,454,198	37	3,437	4,604	845
		計	3	0	224,943	3	224,943		0	0	
		小その他計	3	0	224,943	3	224,943	0	0	0	167
	承継分	専用住宅	0	0	0	4	10,798	0	0	0	627
		住宅部分	347	1	4,677,223	352	4,689,939	37	3,437	4,604	1,639
		非住宅部分	72	0	506,893	72	506,893	5	488	303	1,442
		計	11	0	27,457	11	27,457		0	0	
		小その他計	11	0	27,457	11	27,457	0	0	0	153
合 計	計 A	21	21	111,295	21	111,295	0	0	0	1,352	
	計 B	104	21	645,645	104	645,645	5	488	303	2,947	
	計 A + B	451	22	5,322,868	456	5,335,584	42	3,925	4,907	4,586	
	計 A + B	1,950	26	23,619,624	1,967	23,660,437	237	27,897	34,294	12,732	

法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの				控 除 額			区 分	種 類
③				④				
件数(イ)	面積 m ²	価格 千円	1 m ² 当たり 評 価 額 円	件 数		控除額 千円		
				適用件数	全額控除のもの(ロ)			
2,276	240,719	23,696,283	98,440	9	0	25,124	専用住宅 住宅部分 非住宅部分 計	併用 建築分
	16,763	1,484,850	88,579			0		
	3,926	352,539	89,796			0		
443	20,689	1,837,389	88,810	0	0	0		
492	54,942	4,061,091	73,916	2	0	1,651		
3,211	316,350	29,594,763	93,551	11	0	26,775		
4,006	611,142	9,252,867	15,140	1	0	1,322		
	87,490	1,054,171	12,049			0		
	60,604	928,364	15,319			0		
476	148,094	1,982,535	13,387	0	0	0		
652	157,746	1,913,146	12,128	0	0	0		
5,134	916,982	13,148,548	14,339	1	0	1,322		
8,345	1,233,332	42,743,311	34,657	12	0	28,097	小 計 A	併用 承継分
883	60,048	7,876,132	131,164	1	0	1,918		
	5,634	830,229	147,360			0		
	766	110,413	144,142			0		
167	6,400	940,642	146,975	0	0	0		
628	294,538	31,073,485	105,499	4	1	10,798		
1,678	360,986	39,890,259	110,504	5	1	12,716		
1,447	186,819	9,531,031	51,017	0	0	0		
	37,020	1,536,448	41,503			0		
	69,191	1,771,758	25,607			0		
153	106,211	3,308,206	31,147	0	0	0		
1,373	473,294	18,867,928	39,865	0	0	0		
2,973	766,324	31,707,165	41,376	0	0	0		
4,651	1,127,310	71,597,424	63,512	5	1	12,716		
12,996	2,360,642	114,340,735	48,436	17	1	40,813	合 計 B	A + B

課 税 標 準			⑧ 減免等される 前の税額	法第73条の2第7項、法第73条の27の2から法第73条の27の5まで、法附則第11条の4及び第62条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの ⑩		法第73条の31の規定、他法の規定により減免等をしたもの ⑪		調定額	区 分	種 類
価格 ③-⑥-⑦	左の内訳			⑨	件数	金額	件数			
	千円	千円	千円					千円	千円	千円
6,376,991	6,376,991		190,916	0	0	13	570	190,346	専用住宅 住宅部分 非住宅部分 計	併用 建築分
595,364	595,364		17,859	0	0		318	17,541		
352,539		352,539	14,090	0	0		26	14,064		
947,903	595,364	352,539	31,949	0	0	3	344	31,605		
4,059,440	0	4,059,440	162,341	5	697	18	6,110	155,534		
11,384,334	6,972,355	4,411,979	385,206	5	697	34	7,024	377,485		
9,194,859	9,194,859		275,601	90	6,104	4	71	269,426		
970,993	970,993		28,867		57		0	28,810		
928,214		928,214	37,071		0		0	37,071		
1,899,207	970,993	928,214	65,938	1	57	0	0	65,881		
1,910,671	0	1,910,671	76,388	0	0	4	306	76,082		
13,004,737	10,165,852	2,838,885	417,927	91	6,161	8	377	411,389		
24,389,071	17,138,207	7,250,864	803,133	96	6,858	42	7,401	788,874		
3,417,330	3,417,330		102,443	0	0	7	923	101,520		
605,286	605,286		18,159		0		0	18,159		
110,413		110,413	4,416		0		0	4,416		
715,699	605,286	110,413	22,575	0	0	0	0	22,575		
31,062,687	0	31,062,687	1,242,474	16	20,166	53	406,758	815,550		
35,195,716	4,022,616	31,173,100	1,367,492	16	20,166	60	407,681	939,645		
9,023,835	9,023,835		270,623	18	3,207	1	15	267,401		
1,508,991	1,508,991		45,261		0		0	45,261		
1,771,758		1,771,758	70,862		0		0	70,862		
3,280,749	1,508,991	1,771,758	116,123	0	0	0	0	116,123		
18,756,633	0	18,756,633	750,186	0	0	1	35,003	715,183		
31,061,217	10,532,826	20,528,391	1,136,932	18	3,207	2	35,018	1,098,707		
66,256,933	14,555,442	51,701,491	2,504,424	34	23,373	62	442,699	2,038,352		
90,646,004	31,693,649	58,952,355	3,307,557	130	30,231	104	450,100	2,827,226		
									合 計 B	A + B

(4) 土地に関する調

区分 種類	価額の全額が法第73条の15の2に規定する 免税点に満たないもの ①				※	法第73条の14第7項から第11項まで及び第15 項並びに法附則第11条等の課税標準の特例 に該当し、全額控除されたもの ②		
	件数	面積	価格	特例適用前 の価 格		件数	面積	価格
		㎡	千円	千円			㎡	千円
住宅用宅地	1,308	6,563,401	66,328	132,508		2	746	5,837
上記以外の宅地	11	751	533	1,053		0	0	0
農地	889	426,612	28,345	28,620		32	48,322	6,028
山林	386	658,917	10,267	10,645		0	0	0
その他	403	358,295	8,435	11,167		0	0	0
計	2,997	8,007,976	113,908	183,993		34	49,068	11,865

※…法附則第11条の5第1項の適用前の額(固定資産税評価額)

区分 種類	課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の 15の2に規定する免税点に満たないもの ⑤			課税標準額 ③-④-⑤ ⑥	減免等される前 の税額 ⑦	法第73条の24の規定の適用により全額減額されるもの ⑧	
	件数	面積	価格			件数	減額した額
		㎡	千円	千円	千円		千円
住宅用宅地	16	3,495	985	55,357,307	1,659,640	3,604	218,421
上記以外の宅地	9	450	497	1,145,767	34,342	4	150
農地	209	207,544	12,207	758,194	22,414	2	140
山林	1	2,545	31	592,811	17,766	1	24
その他	1	1,505	25	3,440,427	103,153	89	5,950
計	236	215,539	13,745	61,294,506	1,837,315	3,700	224,685

※		法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの ③			※		法第73条の14第7項から第11項まで及び第15項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの ④		区 分	
特例適用前 の 価 格	件 数	面 積	価 格	特例適用前 の 価 格	件 数	控除額			種 類	
千円		m ²	千円	千円		千円				
11,673	16,582	11,606,908	55,805,926	111,576,192	309	447,634			住 宅 用 宅 地	
0	302	314,692	1,437,529	2,873,442	154	291,265			上 記 以 外 の 宅 地	
6,028	1,416	6,166,577	918,072	1,167,023	560	147,671			農 地	
0	304	26,973,780	602,660	1,032,185	7	9,818			山 林	
0	970	4,330,225	3,457,631	6,678,347	18	17,179			そ の 他	
17,701	19,574	49,392,182	62,221,818	123,327,189	1,048	913,567			計	

法第73条の24の規定に該当したもので⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73条の25の規定の適用により徴収猶予をしているもの		⑦のうち、法附則第62条第2項の規定の適用により徴収猶予をしているもの		法第73条の27の2から法第73条の27の7まで並びに法附則第11条の4、第12条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの ⑩		法第73条の31、他法の規定により減免等をしたもの ⑪		調定額	区 分	
件数	減額した額	件数	徴収猶予額	件数	徴収猶予額	件数	減額等した額	件数	減免等した額	⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	種 類	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
1,251	93,779	13	4,509	0	0	45	3,154	22	11,236	1,333,050	住 宅 用 宅 地	
1	65	0	0	0	0	0	0	6	3,975	30,152	上 記 以 外 の 宅 地	
7	294	0	0	0	0	19	298	0	0	21,682	農 地	
7	230	0	0	0	0	0	0	0	0	17,512	山 林	
28	2,724	0	0	0	0	1	4	7	1,150	93,325	そ の 他	
1,294	97,092	13	4,509	0	0	65	3,456	35	16,361	1,495,721	計	

11 県 た ば こ 税

県たばこ税の月別調定状況調

(単位:本、円)

区分 月別	令和6年度			令和5年度 売渡本数(B)	差し引き (A) - (B)	対前年比 (A) / (B) %
	売渡しにかかる課税		手持品課税			
	売渡本数(A)	税 額	税 額			
令和6年4月	184,288,980	197,189,207	-	201,100,971	△ 16,811,991	91.64
5月	193,901,659	207,474,773	-	188,598,133	5,303,526	102.81
6月	198,385,348	212,272,319	-	201,912,746	△ 3,527,398	98.25
7月	186,536,295	199,593,831	-	199,710,751	△ 13,174,456	93.40
8月	202,185,962	216,338,975	-	199,617,608	2,568,354	101.29
9月	204,438,721	218,749,428	-	206,709,751	△ 2,271,030	98.90
10月	184,424,905	197,334,647	-	195,758,578	△ 11,333,673	94.21
11月	199,969,003	213,966,831	-	194,430,994	5,538,009	102.85
12月	188,493,701	201,688,254	-	186,509,180	1,984,521	101.06
令和7年1月	193,755,047	207,317,896	-	197,147,311	△ 3,392,264	98.28
2月	176,684,692	189,052,619	-	178,791,320	△ 2,106,628	98.82
3月	167,568,091	179,297,854	-	175,482,819	△ 7,914,728	95.49
計	2,280,632,404	2,440,276,634		2,325,770,162	△ 45,137,758	98.06

(注) たばこの売渡本数は課税免除、返還控除分にかかる本数を除いたものである。

(注) この調は現年課税分である。

12 ゴルフ場 利 用 税

(1) ゴルフ場利用税の調定状況調

(単位:人、千円)

区分	施設数	利用人員 ①	非課税利用人員					差引利用 人員①－ (②+③+ ④+⑤+ ⑥+⑦)	調定額	
			75条の2 第1号に 該当する 者(18歳 未満の 者) ②	75条の2 第2号に 該当する 者(70歳 以上の 者) ③	75条の2 第3号に 該当する 者(障害 者) ④	75条の3 第1号に 該当する 者(国ス ポ参加選 手) ⑤	75条の3 第2号に 該当する 者(学校 の学生 等) ⑥			法附則第 12条の2 に該当す る者(国 際競技大 会参加選 手等) ⑦
18ホールを超えるもの	10	375,591	552	96,410	1,357	-	2	-	277,270	178,554
18ホール	29	697,098	2,613	176,774	2,464	-	200	-	515,047	260,871
18ホール未満 9ホールを超えるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9ホール	2	13,108	100	2,429	21	-	-	-	10,558	4,223
計	41	1,085,797	3,265	275,613	3,842	-	202	-	802,875	443,648

(2) ゴルフ場利用税交付金の交付額調(市町村別)

(単位:円)

市町村名	交付額合計	市町村名	交付額合計
県 計	316,317,015	魚 沼 市	4,854,780
市 計	269,335,063	胎 内 市	39,317,026
郡 計	46,981,952	聖 籠 町	19,113,972
新 潟 市	17,146,500	田 上 町	14,718,900
長 岡 市	28,296,345	阿 賀 町	2,559,200
三 条 市	11,874,380	出 雲 崎 町	8,740,480
柏 崎 市	17,028,270	湯 沢 町	1,849,400
新 発 田 市	61,560,167		
小 千 谷 市	5,874,330		
十 日 町	14,940,590		
村 上 市	1,547,700		
糸 魚 川 市	5,584,040		
妙 高 市	20,591,007		
上 越 市	20,215,213		
阿 賀 野 市	19,318,635		
佐 渡 市	1,186,080		

13 自動車税及び自動車税種別割

自動車税及び自動車税種別割の車種別課税状況調

区 分		賦課期日 現在登録 台数	賦課期日 現在台数	②のうち 非課税 台数	②のうち 課税 台数	②のうち 課税除 数	差引課税 台数 ②-(③ +④+⑤)	⑥のうち 積雪によ る軽減税 率の適用 を受けた もの	⑥のうち グリーン化 による適 用を受けた もの	⑥のうち グリーン化 による適 用を受けた もの	賦課期日 現在調定額	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円	
乗 業 用	1,000cc以下	21	21	0	0	0	21	0	3	0	141	
	1,000cc超 1,500cc以下	668	667	0	0	0	667	0	94	17	5,126	
	1,500cc超 2,000cc以下	1,697	1,691	0	0	0	1,691	0	1	408	16,629	
	2,000cc超 2,500cc以下	76	75	0	0	0	75	0	4	14	1,029	
	2,500cc超 3,000cc以下	202	202	0	0	0	202	0	0	80	3,355	
	3,000cc超 3,500cc以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3,500cc超 4,000cc以下	1	1	0	0	0	1	0	0	1	24	
	4,000cc超 4,500cc以下	1	1	0	0	0	1	0	0	1	27	
	4,500cc超 6,000cc以下	4	4	0	0	0	4	0	0	3	121	
	6,000cc超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	2,670	2,662	0	0	0	2,662	0	102	524	26,452	
	用 車	1,000cc以下	32,660	31,974	30	5	650	31,289	0	0	4,419	942,469
		1,000cc超 1,500cc以下	258,465	254,074	530	85	5,265	248,194	0	0	51,656	8,826,129
1,500cc超 2,000cc以下		179,683	173,112	723	54	2,888	169,447	0	0	40,830	6,934,053	
2,000cc超 2,500cc以下		69,622	66,917	183	28	1,253	65,453	0	0	22,215	3,094,226	
2,500cc超 3,000cc以下		12,939	11,356	109	27	52	11,168	1	0	6,547	609,298	
3,000cc超 3,500cc以下		8,388	7,902	9	1	0	7,892	0	0	3,488	479,588	
3,500cc超 4,000cc以下		3,342	2,823	0	0	0	2,823	0	0	1,119	196,512	
4,000cc超 4,500cc以下		1,141	867	0	0	0	867	0	0	752	73,922	
4,500cc超 6,000cc以下		2,173	1,867	5	0	0	1,862	0	0	824	173,399	
6,000cc超		98	87	0	0	0	87	0	0	36	10,203	
小 計	568,511	550,979	1,589	200	10,108	539,082	1	0	131,886	21,339,799		
自家用 (新税率 適用分)	1,000cc以下	25,675	25,675	32	13	422	25,208	0	346	0	623,844	
	1,000cc超 1,500cc以下	86,902	86,902	117	35	1,263	85,487	0	32	0	2,606,646	
	1,500cc超 2,000cc以下	47,699	47,699	160	18	591	46,930	0	135	0	1,685,853	
	2,000cc超 2,500cc以下	15,679	15,679	35	17	183	15,444	0	448	0	657,254	
	2,500cc超 3,000cc以下	3,250	3,250	19	11	15	3,205	0	13	0	158,763	
	3,000cc超 3,500cc以下	1,198	1,198	4	0	0	1,194	0	2	0	67,411	
	3,500cc超 4,000cc以下	389	389	0	0	0	389	0	2	0	25,341	

⑩のうち ⑦に係る 調定額	年度末 現在登録 台数	年度末 現在非課 税台数	年度末 現在課 税台数	年度末 現在除 税台数	⑭、⑮の うち障 害等に 係るもの	年度末 現在課 税台数	⑰のうち 電気と 動力源 とする 自動車 台数	⑱のうち 天然ガ スを動 力とする 自動車 台数	⑲のうち プラグ インハイ ブリッド 自動車 台数	年度末 現在調 定額	区 分		
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑			
千円	台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円			
0	26	0	0	0	0	26	15	0	0	143	1,000cc以下	営 業 用	乗
0	778	0	0	0	0	777		0	0	5,422	1,000cc超 1,500cc以下		
0	1,504	0	0	0	0	1,498		0	6	15,997	1,500cc超 2,000cc以下		
0	95	0	0	0	0	94		0	0	1,082	2,000cc超 2,500cc以下		
0	202	0	0	0	0	202		0	0	3,352	2,500cc超 3,000cc以下		
0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	3,000cc超 3,500cc以下		
0	1	0	0	0	0	1		0	0	24	3,500cc超 4,000cc以下		
0	1	0	0	0	0	1		0	0	27	4,000cc超 4,500cc以下		
0	2	0	0	0	0	2		0	0	121	4,500cc超 6,000cc以下		
0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	6,000cc超		
0	2,609	0	0	0	0	2,601	15	0	6	26,168	小 計		
0	31,037	28	5	631	618	29,674	1,050	0	7	919,176	1,000cc以下	自 家 用 (旧税率適用分)	車
0	235,141	507	71	4,817	4,712	225,225		0	51	8,452,237	1,000cc超 1,500cc以下		
0	165,790	669	49	2,628	2,456	155,777		0	1,429	6,672,570	1,500cc超 2,000cc以下		
0	64,460	167	27	1,178	1,168	60,391		0	137	2,976,097	2,000cc超 2,500cc以下		
41	11,834	102	22	49	0	10,069		0	19	586,798	2,500cc超 3,000cc以下		
0	7,703	8	0	0	0	7,207		0	0	460,408	3,000cc超 3,500cc以下		
0	3,168	0	0	0	0	2,654		0	0	192,873	3,500cc超 4,000cc以下		
0	1,024	0	0	0	0	741		0	0	70,580	4,000cc超 4,500cc以下		
0	2,021	5	0	0	0	1,698		0	0	166,664	4,500cc超 6,000cc以下		
0	97	0	0	0	0	85		0	0	10,469	6,000cc超		
41	522,275	1,486	174	9,303	8,954	493,521	1,050	0	1,643	20,507,872	小 計		
0	28,647	39	14	475	473	28,118	1,522	0	0	651,384	1,000cc以下	自 家 用 (新税率適用分)	
0	107,884	150	50	1,575	1,554	106,107		0	95	2,859,788	1,000cc超 1,500cc以下		
0	59,165	195	21	718	686	58,231		0	495	1,852,872	1,500cc超 2,000cc以下		
0	19,981	53	19	227	224	19,681		0	1,675	729,259	2,000cc超 2,500cc以下		
0	4,236	21	11	18	0	4,186		0	38	176,681	2,500cc超 3,000cc以下		
0	1,510	4	0	0	0	1,506		0	3	73,814	3,000cc超 3,500cc以下		
0	442	0	0	0	0	442		0	6	26,871	3,500cc超 4,000cc以下		

区 分			賦課期日 現在台	課期日 現在台	②のうち 非課税 台	②のうち 課税 台	②のうち 課税除 台	②のうち 減免 台	差引課税 数 ②-(③ +④+⑤)	⑥のうち 積雪によ る軽減税 率の適用 を受けた もの	⑥のうち グリーン化 による適 用を受けた もの	⑥のうち グリーン化 による適 用を受けた もの	賦課期日 現在調定額
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
			台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円
乗 用 車	自 家 用 (新 税 率 適 用 分)	4,000cc超 4,500cc以下	25	25	0	0	0	0	25	0	2	0	1,777
		4,500cc超 6,000cc以下	115	115	0	0	0	0	115	0	0	0	10,015
		6,000cc超	28	28	0	0	0	0	28	0	0	0	3,085
		小 計	180,960	180,960	367	94	2,474	178,025	0	980	0	5,839,989	
計 A			752,141	734,601	1,956	294	12,582	719,769	1	1,082	132,410	27,206,240	
ト ラ ッ ク	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除く	営 業 用	1トン以下	490	488	0	0	0	488	0	1	61	3,204
			1トン超 2トン以下	2,421	2,418	0	0	0	2,418	0	9	738	22,363
			2トン超 3トン以下	2,987	2,983	0	0	0	2,983	0	0	681	36,613
			3トン超 4トン以下	1,823	1,820	0	0	0	1,820	0	0	626	28,239
			4トン超 5トン以下	181	180	0	0	0	180	0	0	51	3,422
			5トン超 6トン以下	117	117	0	0	0	117	0	0	39	2,660
			6トン超 7トン以下	312	311	0	0	0	311	0	0	101	8,183
			7トン超 8トン以下	354	353	0	0	0	353	0	0	125	10,776
	8トン超	7,166	7,160	0	0	0	7,160	0	0	1,590	387,980		
	けん引車	自 家 用	1トン以下	10,382	9,948	42	7	6	9,893	0	0	3,867	82,238
			1トン超 2トン以下	25,645	24,829	232	28	2	24,567	0	0	14,497	298,467
			2トン超 3トン以下	9,614	9,391	28	0	0	9,363	0	0	4,095	156,360
			3トン超 4トン以下	6,675	6,543	36	3	0	6,504	0	0	2,832	138,996
			4トン超 5トン以下	702	693	2	0	0	691	0	0	240	18,221
			5トン超 6トン以下	340	338	2	0	0	336	0	0	156	10,548
			6トン超 7トン以下	499	490	3	0	0	487	0	0	243	17,896
7トン超 8トン以下			570	558	4	1	0	553	0	0	237	23,345	
8トン超	2,859	2,754	0	0	0	2,754	0	0	1,166	160,223			
小 計			73,137	71,374	349	39	8	70,978	0	10	31,345	1,409,734	
けん引車	営業用	小 型 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		普 通 車	2,057	2,056	0	0	0	2,056	0	0	427	31,686	
	自家用	小 型 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		普 通 車	147	140	0	0	0	140	0	0	62	3,008	
小 計			2,204	2,196	0	0	0	2,196	0	0	489	34,694	

⑩のうち ⑦に係る 調定額	年度末 現在 登録台数	年度末 現在 非課税 台数	年度末 現在 課税 台数	年度末 現在 課除 数	年度末 現在 減免 数	⑭、⑮の うち 障害 者等 の 数	年度末 現在 課税 台数	⑰のうち 電気 動力 する 自動車 台数	⑰のうち 天然 ガスを 動力 とする 自動車 台数	⑰のうち プラグ イン ハイ ブリ ッド 自動車 台数	年度末 現在 調 定 額	区 分		
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑				
千円	台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円			乗 用 車	
0	32	0	0	0	0	0	32	0	3	2,091	4,000cc超 4,500cc以下	自家用 (新税率 適用分)		乗 用 車
0	133	0	0	0	0	133	0	0	10,944	4,500cc超 6,000cc以下				
0	28	0	0	0	0	28	0	0	3,295	6,000cc超				
0	222,058	462	115	3,013	2,937	218,464	1,522	0	2,315	6,386,999	小 計			
41	746,942	1,948	289	12,316	11,891	714,586	2,587	0	3,964	26,921,039	計 A			
0	484	0	0	0	0	482	40	0	0	3,242	1トン以下	営 業 用	けん 引 車 ・ 被 けん 引 車 ・ 貨 客 兼 用 車 を 除 く	
0	2,407	0	0	0	0	2,404	0	5	0	22,126	1トン超 2トン以下			
0	3,018	0	0	0	0	3,014	0	4	0	36,547	2トン超 3トン以下			
0	1,736	0	0	0	0	1,733	0	0	0	27,622	3トン超 4トン以下			
0	194	0	0	0	0	193	0	0	0	3,465	4トン超 5トン以下			
0	111	0	0	0	0	111	0	0	0	2,613	5トン超 6トン以下			
0	292	0	0	0	0	291	0	0	0	7,953	6トン超 7トン以下			
0	358	0	0	0	0	357	0	0	0	10,728	7トン超 8トン以下			
0	7,100	0	0	0	0	7,094	0	0	0	385,534	8トン超			
0	10,024	39	6	6	5	9,545	5	0	0	81,176	1トン以下	自 家 用	けん 引 車 ・ 被 けん 引 車 ・ 貨 客 兼 用 車 を 除 く	
0	25,034	225	30	4	4	23,939	0	0	0	296,043	1トン超 2トン以下			
0	9,681	28	0	0	0	9,430	0	1	0	156,535	2トン超 3トン以下			
0	6,634	35	3	0	0	6,460	0	0	0	138,518	3トン超 4トン以下			
0	719	2	0	0	0	705	0	0	0	18,462	4トン超 5トン以下			
0	349	3	0	0	0	342	0	0	0	10,598	5トン超 6トン以下			
0	507	3	0	0	0	495	0	0	0	17,928	6トン超 7トン以下			
0	571	4	1	0	0	555	0	0	0	23,271	7トン超 8トン以下			
0	2,812	0	0	0	0	2,712	0	0	0	159,193	8トン超			
0	72,031	339	40	10	9	69,862	45	10	0	1,401,554	小 計			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	小 型 車	営 業 用	けん 引 車	
0	2,066	0	0	0	0	2,065	0	0	0	31,639	普 通 車			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	小 型 車			
0	134	0	0	0	0	124	0	0	0	2,872	普 通 車			
0	2,200	0	0	0	0	2,189	0	0	0	34,511	小 計			

区 分			賦課期日 現在登録台	賦課期日 現在台数	②のうち 非課税台	②のうち 課税免除台	②のうち 減免台数	差引課税 数 ②-(③+④+⑤)	⑥のうち 積雪による 軽減税率の 適用を受けた もの	⑥のうち グリーン化による 軽減税率の 適用を受けた もの	⑥のうち グリーン化による 重課の適用 を受けたもの	賦課期日 現在調定額	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
			台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円	
ト ラ ッ ク	被けん引車	営業用	小型車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			普通車(8t以下)	5	5	0	0	0	5	0			38
			普通車(8t超)	2,399	2,396	0	0	0	2,396	0			168,484
		自家用	小型車	30	15	0	0	0	15	0			80
			普通車(8t以下)	74	60	1	0	0	59	0			602
			普通車(8t超)	150	135	0	0	0	135	0			14,204
		小計	2,658	2,611	1	0	0	2,610	0	0	0	183,408	
	貨客兼用車	営業用	1,000cc以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			1,000cc超 1,500cc以下	99	97	0	0	0	97	0	0	35	1,125
			1,500cc超	192	188	0	0	0	188	0	0	64	2,548
自家用		1,000cc以下	22	21	2	0	0	19	0	0	4	256	
		1,000cc超 1,500cc以下	18,841	18,613	294	110	23	18,186	0	0	2,178	263,109	
		1,500cc超	29,974	28,994	510	51	101	28,332	0	0	8,665	476,681	
	小計	49,128	47,913	806	161	124	46,822	0	0	10,946	743,719		
	計 B	127,127	124,094	1,156	200	132	122,606	0	10	42,780	2,371,555		
バス	営業用	一般乗合用	30人以下	77	77	0	0	0	77	0	0	924	
			30人超 40人以下	79	79	10	0	0	69	0	1	990	
			40人超 50人以下	67	67	0	0	0	67	0	0	1,173	
			50人超 60人以下	191	191	3	0	0	188	0	0	3,760	
			60人超 70人以下	138	138	0	0	0	138	0	0	3,105	
			70人超 80人以下	488	488	0	0	0	488	0	2	12,406	
			80人超	40	40	0	0	0	40	0	0	1,160	
			小計	1,080	1,080	13	0	0	1,067	0	3	0	23,518
	一般乗合用以外	30人以下	377	377	0	0	0	377	0	0	215	10,550	
		30人超 40人以下	26	26	0	0	0	26	0	0	20	896	
		40人超 50人以下	107	107	0	0	0	107	0	0	76	4,355	
		50人超 60人以下	298	297	0	0	0	297	0	0	157	13,759	
		60人超 70人以下	67	67	0	0	0	67	0	0	39	3,579	
		70人超 80人以下	27	27	0	0	0	27	0	0	24	1,676	
80人超	4	4	0	0	0	4	0	0	4	282			
	小計	906	905	0	0	0	905	0	0	535	35,097		

⑩のうち ⑦に係る 調定額	年 度 未 在 現 登 録 台 数	年 度 未 在 非 課 税 台 数	年 度 未 在 課 税 台 数	年 度 未 在 課 除 数 台 数	年 度 未 在 減 免 台 数	⑭、⑮の うち 障 害 者 等 に 係 る	年 度 未 在 課 税 台 数	⑰の うち 電 気 動 力 車 の 台 数	⑰の うち 天 然 ガ ス を 動 力 と す る 自 動 車 の 台 数	⑰の うち ガ ソ リ ン を 動 力 と す る 自 動 車 の 台 数	年 度 未 在 現 調 定 額	区 分		
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑				
千円	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	小 型 車		
0	11	0	0	0	0	0	11	0	0	0	38	普通車(8t以下)	営業用	被 け ん 引 車
0	2,380	0	0	0	0	0	2,377	0	0	0	168,428	普通車(8t超)		
0	32	0	0	0	0	0	16	0	0	0	95	小 型 車	自家用	
0	81	1	0	0	0	0	62	0	0	0	674	普通車(8t以下)		
0	151	0	0	0	0	0	133	0	0	0	14,580	普通車(8t超)		
0	2,655	1	0	0	0	0	2,599	0	0	0	183,815	小 計		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000cc以下		ト ラ ッ ク
0	90	0	0	0	0	0	88	0	0	0	1,060	1,000cc超 1,500cc以下	営業用	
0	192	0	0	0	0	0	188	0	0	0	2,486	1,500cc超		
0	18	2	0	0	0	0	15	9	0	0	256	1,000cc以下	自家用	
0	18,878	272	113	23	16	18,233	9	1	0	0	263,356	1,000cc超 1,500cc以下		
0	29,724	480	54	97	51	28,108	9	1	0	0	476,584	1,500cc超		
0	48,902	754	167	120	67	46,632	9	1	0	0	743,742	小 計		
0	125,788	1,094	207	130	76	121,282	54	11	0	0	2,363,622	計 B		
0	79	0	0	2	0	79	1	0	0	0	885	30人以下		バ ス
0	81	10	0	9	0	71	1	0	0	0	875	30人超 40人以下		
0	58	0	0	5	0	58	0	0	0	0	1,042	40人超 50人以下		
0	193	3	0	71	0	190	0	0	0	0	2,388	50人超 60人以下	一般乗合用	
0	122	0	0	42	0	122	2	0	0	0	2,056	60人超 70人以下		
0	481	0	0	113	0	481	4	0	0	0	9,610	70人超 80人以下		
0	41	0	0	6	0	41	0	0	0	0	1,029	80人超		
0	1,055	13	0	248	0	1,042	8	0	0	0	17,885	小 計		
0	381	0	0	0	0	381	0	0	0	0	10,520	30人以下	営業用	
0	27	0	0	0	0	27	0	0	0	0	896	30人超 40人以下		
0	111	0	0	0	0	111	0	0	0	0	4,443	40人超 50人以下		
0	282	0	0	0	0	281	0	0	0	0	13,490	50人超 60人以下	一般乗合用以外	
0	71	0	0	0	0	71	0	0	0	0	3,586	60人超 70人以下		
0	30	0	0	0	0	30	0	0	0	0	1,693	70人超 80人以下		
0	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	170	80人超		
0	906	0	0	0	0	905	0	0	0	0	34,798	小 計		

区 分		賦課期日 現在登録 台数	賦課期日 現在台数	②のうち 非課税 台数	②のうち 課税 台数	②のうち 課税除 台数	②のうち 減免台 数	差引課税 台数 ② - (③ + ④ + ⑤)	⑥のうち 積雪によ る軽減税 率の適用 を受けた もの	⑥のうち グリーン化 による軽 課の適用 を受けた もの	⑥のうち グリーン化 による重 課の適用 を受けた もの	賦課期日 現在調定額
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円
バス	自家用	30人以下	2,647	2,596	451	146	39	1,960	0	0	1,095	65,636
		30人超 40人以下	141	140	36	8	0	96	0	0	54	2,782
		40人超 50人以下	130	126	54	19	0	53	0	0	28	2,656
		50人超 60人以下	73	70	29	3	0	38	0	0	20	2,186
		60人超 70人以下	18	17	3	3	0	11	0	0	9	635
		70人超 80人以下	29	28	8	1	0	19	0	0	14	1,391
		80人超	10	10	3	1	0	6	0	0	6	319
		小 計	3,048	2,987	584	181	39	2,183	0	0	1,226	75,605
計 C		5,034	4,972	597	181	39	4,155	0	3	1,761	134,220	
三輪の小型 自動車	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自家用	8	5	0	0	0	0	5	0	0	3	33
	計 D	8	5	0	0	0	0	5	0	0	3	33
特種用途車	営業用	5,346	5,260	0	0	80	5,180	0	0	1,256	153,169	
	自家用	20,286	19,642	2,956	1,337	2,478	12,871	0	0	5,221	302,691	
	計 E	25,632	24,902	2,956	1,337	2,558	18,051	0	0	6,477	455,860	
合 計 A+B+C+D+E		909,942	888,574	6,665	2,012	15,311	864,586	1	1,095	183,431	30,167,908	

(注1) 自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。
(注2) 自動車税及び自動車税種別割の合計値を記載。

⑩のうち ⑦に係る 調定額	年 度 未 現 在 登 録 台 数	年 度 未 現 在 非 課 税 台 数	年 度 未 現 在 課 税 台 数	年 度 未 現 在 減 免 台 数	⑭、⑮のうち 障 害 者 等 に 係 る 物 品 の 数	年 度 未 現 在 課 税 台 数	⑰のうち 電 気 動 力 源 と す る 自 動 車 の 数	⑰のうち 天 然 動 力 源 と す る 自 動 車 の 数	⑰のうち ガ ン グ リ ド 自 動 車 の 数	年 度 未 現 在 調 定 額	区 分	
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑		
千円	台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円		
0	2,593	451	149	38	0	1,909	0	0	0	64,777	30人以下	自家用 バス
0	128	31	7	0	0	89	0	0	2,691	30人超 40人以下		
0	132	57	19	0	0	52	0	0	2,664	40人超 50人以下		
0	68	26	3	0	0	35	0	0	2,178	50人超 60人以下		
0	18	3	3	0	0	11	0	0	575	60人超 70人以下		
0	30	6	1	0	0	22	1	0	1,508	70人超 80人以下		
0	10	3	1	0	0	6	0	0	319	80人超		
0	2,979	577	183	38	0	2,124	1	0	0	74,712	小 計	
0	4,940	590	183	286	0	4,071	9	0	0	127,395	計 C	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	営 業 用	三輪の小型 自 動 車
0	7	0	0	0	0	4	0	0	0	33	自 家 用	
0	7	0	0	0	0	4	0	0	0	33	計 D	
0	5,338	0	0	78	78	5,174	0	0	0	234,631	営 業 用	特種用途車
0	20,218	2,926	1,347	2,413	2,396	12,868	0	0	4	219,947	自 家 用	
0	25,556	2,926	1,347	2,491	2,474	18,042	0	0	4	454,578	計 E	
41	903,233	6,558	2,026	15,223	14,441	857,985	2,650	11	3,968	29,866,667	合 計 A+B+C+D+E	

14 鉱 区 税

鉱区税の調定状況調

区分	総鉱区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調定額 (千円)	
	件数	面積又は延長 百アール	件数	面積又は延長 百アール	件数	面積又は延長 百アール		
試掘鉱区 砂を目的としな い鉱業権の鉱区 採掘鉱区	石油又は天然ガス 鉱区以外	2	468	—	—	5	1,154	173
	石油又は天然ガス 鉱区	58	15,076	—	—	66	17,479	2,096
	石油又は天然ガス 鉱区以外	25	8,054	—	—	25	8,067	3,227
	石油又は天然ガス 鉱区	435	98,994	6	334	429	98,872	26,351
権と砂 の鉱を 鉱を 区業 目的	法第180条第1項第 2号に規定する鉱区	1	2	—	—	1	3	1
	法附則第13条の規定 の適用を受ける鉱区	1	1 千メートル	—	—	1	1 千メートル	1
計								31,849

(注1) 課税対象鉱区は、年度内に課税したもので、年度末までに納税義務が消滅したものを含む。

(注2) 総鉱区は、年度末(令和7年3月31日)時点で鉱業権が存続しているもの。

15 狩 猟 税

狩猟税の調定状況調

(単位:円)

区 分	登 録 件 数				税 額
	網・わな	1 種	2 種	計	
税 率 16,500円該当	—	272	—	272	4,488,000
1/2 特例 8,200円該当	—	391	—	391	3,206,200
税 率 11,000円該当	—	9	—	9	99,000
1/2 特例 5,500円該当	—	22	—	22	121,000
税 率 8,200円該当	177	—	—	177	1,451,400
1/2 特例 4,100円該当	221	—	—	221	906,100
税 率 5,500円該当	10	—	8	18	99,000
1/2 特例 2,700円該当	15	—	9	24	64,800
課 税 免 除	937	1,121	14	2,072	—
合 計	1,360	1,815	31	3,206	10,435,500

16 県 固 定 資 産 税

(1) 大規模の償却資産に係る固定資産税の算出根拠

所 在 市町村	資産区分	令和6年度大規模償却資産に係る		令和5年度 基準財政 需要額 (B)	基準財政需要 額等の増等 (B)×160/100 ~220/100 (C)	令和4年度 基準財政 収入額 (D)	(D)に算入さ れた大規模の 償却資産に係る 税収入見込額 (E)	法第349条の4第1項 又は第349条の5第1項 の規定によって市町村 が課税できる額	
		決 定 価 格	課税標準額(A)					人口	課税定額(F)
刈羽村	在 来	154,601,856,644	154,601,856,644	—	—	—	—	4,380	500,000,000
刈羽村	在 来	1,011,939,816	1,011,939,816	—	—	—	—	4,380	500,000,000
刈羽村	在 来	756,237,983	756,237,983	—	—	—	—	4,380	500,000,000
刈羽村	在 来	613,284,844	613,284,844	—	—	—	—	4,380	500,000,000
刈羽村	在 来	584,665,149	582,836,684	—	—	—	—	4,380	500,000,000
	在 来 計	157,567,984,436	157,566,155,971	1,775,515,000	2,840,824,000	2,550,211,000	1,589,727,700	4,380	2,500,000,000
計		157,567,984,436	157,566,155,971						2,500,000,000

(注)資産区分 第1次、第2次、第3次なし

(計算根拠)

	(C)欄(地方税法第349条の5第2項)	(G)欄(地方税法施行規則第15条の2第1項第5号)
在 来	(B)×160/100	(500,000,000×5)×1.4/100×75/100

(E)欄 令和5年度の(M)欄×1.4/100×75/100

(2) 固定資産税(大規模償却資産)の課税状況

(単位:円)

県 税 部	調 定 額	収 入 額	収 入 率	課 税 標 準 額 の 内 訳		
				所在市町村	課税標準額	内 訳
長 岡	円	円	%	刈羽村	157,566,155,971	県分 0 村分 157,566,155,971

(単位:円、人)

$\left\{ \begin{array}{l} (F) \text{又は} \\ (F)+(L) \end{array} \right\}$ $\times 1.4/100$ $\times 75/100$ (G)	基準財政 収入見込額 (D)-(E)+(G) (H)	基準財政収入 見込額不足分 (C) - (H) (I)	(D)に係る 課税標準額 $(I) \times 100/75$ $\times 100/1.4$ (J)	(A) - (F) (K)	市町村が課税 定額を増加して 課税できる額 (L)	市町村が 課税できる額 (課税標準額) (F) + (L) (M)	道府県が課税 できる額 (課税標準額) (A) - (M) (N)	税額
-	-	-	-	154,101,856,644	154,101,856,644	154,601,856,644	0	-
-	-	-	-	511,939,816	511,939,816	1,011,939,816	0	-
-	-	-	-	256,237,983	256,237,983	756,237,983	0	-
-	-	-	-	113,284,844	113,284,844	613,284,844	0	-
-	-	-	-	82,836,684	82,836,684	582,836,684	0	-
26,250,000	986,733,300	1,854,090,700	176,580,066,666	155,066,155,971	155,066,155,971	157,566,155,971	0	-
				155,066,155,971	155,066,155,971	157,566,155,971	0	-

17 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割

(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の調定状況調(新車)

区 分		新規登録、 新規検査又は 届出数 ①	非課税、 税免除、 減免及び 免税点 以下台数 ②	②のうち身体 障害者等に 係るもの	課 税 台 数 ① - ②	取 得 価 額 ③	バリアブ リー特例 に係る控 除額 ④	ASV特例 に係る控 除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③ - (④ + ⑤)	税 額	
							千円			千円	千円
自 動 車	乗 用 車	普通車	17	12	0	5	17,900	0	0	17,900	358
		営業家計	25,584	13,589	24	11,995	44,584,524	0	1,750	44,582,774	1,246,865
		小 型 車	81	77	0	4	7,359	0	0	7,359	147
		営業家計	14,766	7,009	103	7,757	14,374,553	0	0	14,374,553	389,498
	ト ラ ク ク	計	14,847	7,086	103	7,761	14,381,912	0	0	14,381,912	389,645
		営業家計	98	89	0	9	25,259	0	0	25,259	505
		計	40,350	20,598	127	19,752	58,959,077	0	1,750	58,957,327	1,636,363
		営業家計	40,448	20,687	127	19,761	58,984,336	0	1,750	58,982,586	1,636,868
	ト ラ ク ク	けん引車・被けん 引車・貨客兼用車 を除いたもの	947	47	0	900	11,543,096	0	1,750	11,541,346	130,372
		営業家計	1,877	85	0	1,792	10,748,048	0	1,750	10,746,298	191,821
		けん引車	2,824	132	0	2,692	22,291,144	0	3,500	22,287,644	322,193
		営業家計	114	0	0	114	2,179,891	0	3,500	2,176,391	22,462
		被けん引車	5	0	0	5	90,671	0	0	90,671	1,165
		営業家計	119	0	0	119	2,270,562	0	3,500	2,267,062	23,627
		貨客兼用車	88	0	0	88	766,312	0	0	766,312	15,326
		営業家計	16	0	0	16	46,619	0	0	46,619	1,398
		計	104	0	0	104	812,931	0	0	812,931	16,724
		営業家計	4	0	0	4	9,015	0	0	9,015	133
	バ ス	営業用	2,764	466	0	2,298	5,457,460	0	0	5,457,460	118,253
		営業家計	2,768	466	0	2,302	5,466,475	0	0	5,466,475	118,386
自 家 用	計	1,153	47	0	1,106	14,498,314	0	5,250	14,493,064	168,293	
	営業家計	4,662	551	0	4,111	16,342,798	0	1,750	16,341,048	312,637	
三 小 型 自 動 車	計	5,815	598	0	5,217	30,841,112	0	7,000	30,834,112	480,930	
	営業用	16	2	0	14	385,237	60,000	0	325,237	3,456	
自 家 用	一般乗用以外	21	8	0	13	219,798	0	0	219,798	3,604	
	計	97	33	0	64	451,984	0	0	451,984	9,820	
三 小 型 自 動 車	計	134	43	0	91	1,057,019	60,000	0	997,019	16,880	
	の営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 種 用 途 車	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	営業用	323	7	4	316	4,301,631	0	1,750	4,299,881	51,771	
合 計	計	927	236	65	691	3,839,108	0	0	3,839,108	77,883	
	営業家計	1,250	243	69	1,007	8,140,739	0	1,750	8,138,989	129,654	
合 計	計	1,611	153	4	1,458	19,430,239	60,000	7,000	19,363,239	227,629	
	営業家計	46,036	21,418	192	24,618	79,592,967	0	3,500	79,589,467	2,036,703	
軽 自 動 車	計	47,647	21,571	196	26,076	99,023,206	60,000	10,500	98,952,706	2,264,332	
	営業用	4	1	0	3	5,305	0	0	5,305	88	
四 輪 乗 用 車	計	33,043	14,908	67	18,135	28,471,446	0	0	28,471,446	405,421	
	営業家計	33,047	14,909	67	18,138	28,476,751	0	0	28,476,751	405,509	
四 輪 ト ラ ク ク	計	304	230	0	74	89,173	0	0	89,173	1,398	
	営業家計	8,510	1,568	8	6,942	7,881,289	0	0	7,881,289	143,096	
三 輪 車	計	8,814	1,798	8	7,016	7,970,462	0	0	7,970,462	144,494	
	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	営業家計	308	231	0	77	94,478	0	0	94,478	1,486	
総 計	計	41,553	16,476	75	25,077	36,352,735	0	0	36,352,735	548,517	
	営業家計	41,861	16,707	75	25,154	36,447,213	0	0	36,447,213	550,003	
総 計	計	1,919	384	4	1,535	19,524,717	60,000	7,000	19,457,717	229,115	
	営業家計	87,589	37,894	267	49,695	115,945,702	0	3,500	115,942,202	2,585,220	
総 計		89,508	38,278	271	51,230	135,470,419	60,000	10,500	135,399,919	2,814,335	

(2) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の調定状況調(中古車)

区 分		新規登録、 新規検査又は 届出回数 ①	移転登録台 数 ②	自動車検査 証(軽自動車 届出済証)の 記入に係るも の ③	計 ② + ③ ④	① + ③ ⑤	非課税、課 税免除、減 免及び免税 点以下台数 ⑤	⑤のうち 身体障害 者等に係 るもの	課税台数 ④ - ⑤ ⑥	取得価額 ⑦	課税標準額 ⑧	税 額 ⑨	
		千円											
乗 用 車	普通車	営業 家用	15	31	19	65	63	0	2	1,315	1,315	26	
		計	9,935	34,735	5,727	50,397	46,076	23	4,321	5,855,640	5,855,640	166,812	
		営業 家用	9,950	34,766	5,746	50,462	46,139	23	4,323	5,856,955	5,856,955	166,838	
	小型車	営業 家用	41	51	24	116	116	0	0	0	0	0	
		計	7,222	22,673	4,724	34,619	33,455	9	1,164	1,003,956	1,003,956	26,702	
		営業 家用	7,263	22,724	4,748	34,735	33,571	9	1,164	1,003,956	1,003,956	26,702	
		計	56	82	43	181	179	0	2	1,315	1,315	26	
		営業 家用	17,157	57,408	10,451	85,016	79,531	32	5,485	6,859,596	6,859,596	193,514	
		計	17,213	57,490	10,494	85,197	79,710	32	5,487	6,860,911	6,860,911	193,540	
	ト ラ ク ク	けん引車・被けん 引車・貨客兼用車 を除いたもの	営業 家用	122	1,236	1,082	2,440	2,310	0	130	261,193	261,193	3,432
			計	838	3,414	1,171	5,423	5,244	0	179	356,677	356,677	7,999
		けん引車	営業 家用	13	180	175	368	326	0	42	81,455	81,455	984
			計	5	27	5	37	34	0	3	17,578	17,578	193
		被けん引車	営業 家用	18	207	180	405	360	0	45	99,033	99,033	1,177
			計	18	139	191	348	341	0	7	8,517	8,517	170
		貨客兼用車	営業 家用	9	20	4	33	32	0	1	1,956	1,956	59
			計	27	159	195	381	373	0	8	10,473	10,473	229
			営業 家用	2	15	24	41	41	0	0	0	0	0
			計	1,048	2,185	963	4,196	4,033	0	163	189,879	189,879	4,013
	計	1,050	2,200	987	4,237	4,074	0	163	189,879	189,879	4,013		
	計	155	1,570	1,472	3,197	3,018	0	179	351,165	351,165	4,586		
	計	1,900	5,646	2,143	9,689	9,343	0	346	566,090	566,090	12,264		
	計	2,055	7,216	3,615	12,886	12,361	0	525	917,255	917,255	16,850		
バ ス	営業用	一般乗合用	48	36	102	186	174	0	12	12,871	12,871	243	
		一般乗合用以外	25	49	90	164	156	0	8	10,152	10,152	99	
	自家用	計	43	107	46	196	188	0	8	11,611	11,611	296	
	計	116	192	238	546	518	0	28	34,634	34,634	638		
三 小 型 自 動 車	の営業 家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 種 用 途 車	の営業 家用	65	420	377	862	784	1	78	136,262	136,262	1,935		
	計	175	953	542	1,670	1,627	0	43	71,537	71,537	1,550		
	計	240	1,373	919	2,532	2,411	1	121	207,799	207,799	3,485		
合 計	の営業 家用	349	2,157	2,084	4,590	4,311	1	279	511,765	511,765	6,889		
	計	19,275	64,114	13,182	96,571	90,689	32	5,882	7,508,834	7,508,834	207,624		
	計	19,624	66,271	15,266	101,161	95,000	33	6,161	8,020,599	8,020,599	214,513		
軽 自 動 車	四輪乗用車	営業 家用	10	1	78	89	89	0	0	0	0	0	
		計	12,097	327	62,622	75,046	73,337	3	1,709	1,168,287	1,168,287	16,099	
		計	12,107	328	62,700	75,135	73,426	3	1,709	1,168,287	1,168,287	16,099	
	四輪トラック	営業 家用	68	14	422	504	499	0	5	3,018	3,018	42	
		計	2,349	50	15,817	18,216	17,805	0	411	247,465	247,465	4,428	
		計	2,417	64	16,239	18,720	18,304	0	416	250,483	250,483	4,470	
	三輪車	営業 家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	78	15	500	593	588	0	5	3,018	3,018	42		
	計	14,446	377	78,439	93,262	91,142	3	2,120	1,415,752	1,415,752	20,527		
	計	14,524	392	78,939	93,855	91,730	3	2,125	1,418,770	1,418,770	20,569		
総 計	の営業 家用	427	2,172	2,584	5,183	4,899	1	284	514,783	514,783	6,931		
	計	33,721	64,491	91,621	189,833	181,831	35	8,002	8,924,586	8,924,586	228,151		
	計	34,148	66,663	94,205	195,016	186,730	36	8,286	9,439,369	9,439,369	235,082		

(3) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の取得価額段階別に関する調(新車)

区 分			50万円以下 のもの		50万円を超え 100万円以下のもの		100万円を超え 150万円以下のもの		150万円を超え 200万円以下のもの			
			台数	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額
自家用車	自動車	普通車 小型車 計	9	1	526	11	1	1,077	32	858	1,587,451	47,578
		けん引車 けん引車 被けん引車 貨客兼用車 計	7	0	0	0	984	1,373,908	37,251	4,922	8,685,814	246,278
		けん引車 けん引車 被けん引車 貨客兼用車 計	16	1	526	11	985	1,374,985	37,283	5,780	10,273,265	293,856
		けん引車 けん引車 被けん引車 貨客兼用車 計	0	0	0	0	1	1,251	25	34	59,612	1,018
		けん引車 けん引車 被けん引車 貨客兼用車 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		けん引車 けん引車 被けん引車 貨客兼用車 計	0	5	4,052	122	5	6,787	204	0	0	0
	バス 三輪の小型自動車 特種用途車 合計	2	0	0	0	228	314,712	6,454	1,050	1,679,379	45,979	
	バス 三輪の小型自動車 特種用途車 合計	2	5	4,052	122	234	322,750	6,683	1,084	1,738,991	46,997	
	バス 三輪の小型自動車 特種用途車 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	バス 三輪の小型自動車 特種用途車 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	バス 三輪の小型自動車 特種用途車 合計	24	8	5,043	151	2	2,641	79	109	181,509	5,408	
	バス 三輪の小型自動車 特種用途車 合計	42	14	9,621	284	1,221	1,700,376	44,045	6,973	12,193,765	346,261	
軽自動車	四輪乗用車	1	539	500,587	9,940	6,651	8,915,750	112,679	9,955	16,934,919	247,549	
	四輪トラック	3	2,119	1,974,512	39,371	4,317	5,062,137	91,453	493	808,939	11,662	
	三輪車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	4	2,658	2,475,099	49,311	10,968	13,977,887	204,132	10,448	17,743,858	259,211	
総 計			46	2,672	2,484,720	49,595	12,189	15,678,263	248,177	17,421	29,937,623	605,472

(4) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の取得価額段階別に関する調(中古車)

区 分			50万円以下 のもの		50万円を超え 70万円以下のもの		70万円を超え 90万円以下のもの		90万円を超え 110万円以下のもの			
			台数	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額
自家用車	自動車	普通車 小型車 計	39,153	1,107	659,094	18,687	742	588,754	16,727	526	522,857	14,989
		けん引車 けん引車 被けん引車 貨客兼用車 計	31,162	393	234,755	6,405	320	255,308	7,000	230	228,074	6,224
		けん引車 けん引車 被けん引車 貨客兼用車 計	70,315	1,500	893,849	25,092	1,062	844,062	23,727	756	750,931	21,213
		けん引車 けん引車 被けん引車 貨客兼用車 計	4,874	45	25,665	514	10	7,776	139	12	12,335	235
		けん引車 けん引車 被けん引車 貨客兼用車 計	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		けん引車 けん引車 被けん引車 貨客兼用車 計	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	バス 三輪の小型自動車 特種用途車 合計	3,651	47	27,898	780	27	21,442	511	23	22,873	410	
	バス 三輪の小型自動車 特種用途車 合計	8,586	92	53,563	1,294	37	29,218	650	35	35,208	645	
	バス 三輪の小型自動車 特種用途車 合計	166	1	523	16	1	853	17	2	1,950	58	
	バス 三輪の小型自動車 特種用途車 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	バス 三輪の小型自動車 特種用途車 合計	1,520	8	4,934	128	5	4,203	109	7	6,841	177	
	バス 三輪の小型自動車 特種用途車 合計	80,587	1,601	952,869	26,530	1,105	878,336	24,503	800	794,930	22,093	
軽自動車	四輪乗用車	71,350	1,066	629,822	8,041	460	360,115	5,029	173	166,682	2,832	
	四輪トラック	17,584	365	209,539	3,781	44	35,929	627	2	1,997	20	
	三輪車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	88,934	1,431	839,361	11,822	504	396,044	5,656	175	168,679	2,852	
総 計			169,521	3,032	1,792,230	38,352	1,609	1,274,380	30,159	975	963,609	24,945

(単位:千円)

200万円を超え 250万円以下のもの			250万円を超え 300万円以下のもの			300万円を超えるもの			合 計		
台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額
1,823	4,089,487	121,870	2,992	8,342,189	235,297	6,320	30,563,794	842,077	11,995	44,584,524	1,246,865
1,415	3,089,114	76,036	360	966,289	23,899	76	259,428	6,034	7,757	14,374,553	389,498
3,238	7,178,601	197,906	3,352	9,308,478	259,196	6,396	30,823,222	848,111	19,752	58,959,077	1,636,363
69	149,563	4,443	138	392,152	9,329	1,550	10,145,470	177,006	1,792	10,748,048	191,821
0	0	0	0	0	0	5	90,671	1,165	5	90,671	1,165
0	0	0	1	2,600	78	5	33,180	994	16	46,619	1,398
112	250,197	7,501	241	695,372	14,248	667	2,517,800	44,071	2,298	5,457,460	118,253
181	399,760	11,944	380	1,090,124	23,655	2,227	12,787,121	223,236	4,111	16,342,798	312,637
0	0	0	2	5,864	176	62	446,120	9,644	64	451,984	9,820
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	16,542	496	28	78,375	2,236	537	3,554,998	69,513	691	3,839,108	77,883
3,426	7,594,903	210,346	3,762	10,482,841	285,263	9,222	47,611,461	1,150,504	24,618	79,592,967	2,036,703
973	2,076,445	34,404	17	43,745	849	0	0	0	18,135	28,471,446	405,421
8	17,030	237	0	0	0	5	18,671	373	6,942	7,881,289	143,096
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
981	2,093,475	34,641	17	43,745	849	5	18,671	373	25,077	36,352,735	548,517
4,407	9,688,378	244,987	3,779	10,526,586	286,112	9,227	47,630,132	1,150,877	49,695	115,945,702	2,585,220

(単位:千円)

110万円を超え 130万円以下のもの			130万円を超え 150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合 計		
台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額
417	496,160	14,547	347	485,564	13,926	1,182	3,103,211	87,936	4,321	5,855,640	166,812
149	176,460	4,743	39	54,099	1,324	33	55,260	1,006	1,164	1,003,956	26,702
566	672,620	19,290	386	539,663	15,250	1,215	3,158,471	88,942	5,485	6,859,596	193,514
11	13,104	238	17	23,945	410	84	273,852	6,463	179	356,677	7,999
0	0	0	0	0	0	3	17,578	193	3	17,578	193
0	0	0	0	0	0	1	1,956	59	1	1,956	59
15	17,770	247	11	15,228	303	40	84,668	1,762	163	189,879	4,013
26	30,874	485	28	39,173	713	128	378,054	8,477	346	566,090	12,264
1	1,125	34	1	1,450	44	2	5,710	127	8	11,611	296
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4,616	116	2	2,821	28	17	48,122	992	43	71,537	1,550
597	709,235	19,925	417	583,107	16,035	1,362	3,590,357	98,538	5,882	7,508,834	207,624
10	11,668	197	0	0	0	0	0	0	1,709	1,168,287	16,099
0	0	0	0	0	0	0	0	0	411	247,465	4,428
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	11,668	197	0	0	0	0	0	0	2,120	1,415,752	20,527
607	720,903	20,122	417	583,107	16,035	1,362	3,590,357	98,538	8,002	8,924,586	228,151

(5) 自動車税環境性能割交付金の交付額調(市町村別)

(単位:円)

市町村名	交付額合計	市町村名	交付額合計
県計	1,118,450,000	弥彦村	5,009,000
市計	1,055,787,000	田上町	6,822,000
郡計	62,663,000	阿賀町	11,452,000
指定市計	146,082,021	出雲崎町	3,638,000
		湯沢町	5,998,000
新潟市	282,882,000	津南町	8,075,000
長岡市	135,398,000	刈羽村	3,200,000
三条市	44,068,000	関川村	8,893,000
柏崎市	42,385,000	粟島浦村	616,000
新発田市	45,594,000		
小千谷市	17,396,000		
加茂市	12,571,000	新潟市(指定市分)	146,082,021
十日町市	33,056,000		
見附市	17,232,000		
村上市	39,423,000		
燕市	39,518,000		
糸魚川市	25,552,000		
妙高市	21,670,000		
五泉市	24,105,000		
上越市	113,145,000		
阿賀野市	25,754,000		
佐渡市	57,398,000		
魚沼市	25,936,000		
南魚沼市	36,395,000		
胎内市	16,309,000		
聖籠町	8,960,000		

(6) 軽自動車税環境性能割の徴収取扱費調(市町村別)

(単位:円)

市町村名		交付額合計	市町村名		交付額合計
県	計	25,502,660	弥彦村		70,370
市	計	24,544,585	田上町		126,930
郡	計	958,075	阿賀町		131,610
			出雲崎町		39,120
			湯沢町		132,655
新	潟	市	7,048,570	津南町	192,240
長	岡	市	3,169,335	刈羽村	62,825
三	条	市	1,080,390	関川村	65,155
柏	崎	市	1,155,860	粟島浦村	4,770
新	発	田	市	956,205	
小	千	谷	市	497,715	
加	茂	市	219,220		
十	日	町	市	786,400	
見	附	市	450,715		
村	上	市	737,615		
燕		市	881,330		
糸	魚	川	市	678,810	
妙	高	市	497,675		
五	泉	市	473,485		
上	越	市	3,132,755		
阿	賀	野	市	371,405	
佐	渡	市	895,655		
魚	沼	市	503,405		
南	魚	沼	市	725,785	
胎	内	市	282,255		
聖	籠	町	132,400		

(注) この調は、令和5年度の軽自動車税環境性能割の賦課徴収に係る費用について、令和6年に交付を受けた額である。

18 軽油

(1) 軽油引取税の調定状況調(県税部別)

県税部	項目	総引渡数量 (A)	非課税又は課税 免除の数量 (B)	差し引き	
	区分			(A)-(B)	(C)
新発田	納入申告分	145,524,217.160	11,576,297.350	133,947,919.810	
	納付申告分	275,169.605	6,026.370	269,143.235	
	普通徴収分	-	-	-	
	小計	145,799,386.765	11,582,323.720	134,217,063.045	
新潟	納入申告分	718,707,935.630	436,836,679.980	281,871,255.650	
	納付申告分	361,868.484	35,935.260	325,933.224	
	普通徴収分	-	-	-	
	小計	719,069,804.114	436,872,615.240	282,197,188.874	
長岡	納入申告分	67,158,163.230	28,169,897.200	38,988,266.030	
	納付申告分	3,736,600.350	634,025.560	3,102,574.790	
	普通徴収分	-	-	-	
	小計	70,894,763.580	28,803,922.760	42,090,840.820	
南魚沼	納入申告分	41,586,630.920	2,041,280.940	39,545,349.980	
	納付申告分	68,069.050	1,996.380	66,072.670	
	普通徴収分	-	-	-	
	小計	41,654,699.970	2,043,277.320	39,611,422.650	
上越	納入申告分	221,618,883.400	47,829,728.230	173,789,155.170	
	納付申告分	2,476,957.930	1,468,139.000	1,008,818.930	
	普通徴収分	-	-	-	
	小計	224,095,841.330	49,297,867.230	174,797,974.100	
計	納入申告分	1,194,595,830.340	526,453,883.700	668,141,946.640	
	納付申告分	6,918,665.419	2,146,122.570	4,772,542.849	
	普通徴収分	-	-	-	
	合計	1,201,514,495.759	528,600,006.270	672,914,489.489	

(注)この調は現年課税分である。

引 取 税

(単位:リットル、円)

欠 減 量 (D)	課 税 標 準 量 (C)-(D) (E)	調 定 税 額 (F)	(F)のうち更正・決定額 (G)
1,317,963.960	132,629,955.850	4,257,421,529	-
-	269,143.235	8,639,447	151,495
-	478.000	15,343	15,343
1,317,963.960	132,899,577.085	4,266,076,319	166,838
2,592,890.653	279,278,364.997	8,964,835,223	-
-	325,933.224	10,462,283	850,131
-	20.000	642	642
2,592,890.653	279,604,318.221	8,975,298,148	850,773
387,885.163	38,600,380.867	1,239,072,091	9,541
-	3,102,574.790	99,592,535	62,835
-	-	-	-
387,885.163	41,702,955.657	1,338,664,626	72,376
395,453.524	39,149,896.456	1,256,711,645	-
-	66,072.670	2,120,901	82,591
-	-	-	-
395,453.524	39,215,969.126	1,258,832,546	82,591
1,737,891.606	172,051,263.564	5,522,845,485	-
-	1,008,818.930	32,383,014	294,527
-	-	-	-
1,737,891.606	173,060,082.494	5,555,228,499	294,527
6,432,084.906	661,709,861.734	21,240,885,973	9,541
-	4,772,542.849	153,198,180	1,441,579
-	498.000	15,985	15,985
6,432,084.906	666,482,902.583	21,394,100,138	1,467,105

(2) 軽油引取税の課税免除等の状況調(納入申告分)

区分 県税部	元売・特約業者 間等の引渡数量 (法144条の2)	課税済軽油等の引渡数量 (法144条の5)		免税軽油数量 (法144条の6) (A)	合衆国軍隊へ の引渡数量	計
		輸 出	課 税 済			
新 発 田	-	-	3,801,565.35	7,774,732.00	-	11,576,297.35
新 潟	351,330,205.00	206,000	55,808,978.01	29,491,496.97	-	436,836,679.98
長 岡	1,653,000.00	-	25,230,321.89	1,286,575.31	-	28,169,897.20
南 魚 沼	-	-	1,271,122.94	770,158.00	-	2,041,280.94
上 越	38,405,710	-	6,085,588.23	3,338,430.00	-	47,829,728.23
計	391,388,915.00	206,000.00	92,197,576.42	42,661,392.28	-	526,453,883.70

(注) 本表は、(1)表の(B)欄の納入申告分の内訳である。

区分 県税部	(A) 欄 内 訳 (免 税 軽 油 数 量)					
	漁 業	漁業以外の船舶	鉄 道 ・ 軌 道	農 業	林 業	倉 庫
新 発 田	1,911,840.00	2,056,034.00	51,400.00	1,325,235.00	22,636.00	393,860.00
新 潟	2,589,500.57	8,387,764.40	3,919,513.00	10,502,873.00	197,936.00	7,640.00
長 岡	17,850.00	41,865.31	250,780.00	374,620.00	-	-
南 魚 沼	15,340.00	484,188.00	-	57,020.00	-	-
上 越	66,900.00	135,574.00	859,770.00	184,570.00	-	9,000.00
計	4,601,430.57	11,105,425.71	5,081,463.00	12,444,318.00	220,572.00	410,500.00

(単位:リットル)

(A) 欄内訳 (免税軽油数量)

自衛隊	セメント製品	電気供給	鉱物掘採	とび土工	港湾運送
-	45,960.00	-	1,681,150.00	-	124,410.00
470,000.00	53,100.00	-	1,469,514.00	157,756.00	570,600.00
-	28,090.00	-	145,270.00	105,906.00	64,240.00
-	-	-	22,900.00	-	-
-	16,620.00	-	1,500,810.00	9,636.00	211,330.00
470,000.00	143,770.00	-	4,819,644.00	273,298.00	970,580.00

(A) 欄内訳 (免税軽油数量)

貨物	航空運送	廃棄物処理	木材加工	木材市場	索道	合計
-	-	31,537.00	-	-	130,670.00	7,774,732.00
14,820.00	59,060.00	3,450.00	86,010.00	14,810.00	987,150.00	29,491,496.97
-	-	45,760.00	8,040.00	-	204,154.00	1,286,575.31
-	-	-	-	-	190,710.00	770,158.00
-	-	-	-	-	344,220.00	3,338,430.00
14,820.00	59,060.00	80,747.00	94,050.00	14,810.00	1,856,904.00	42,661,392.28

(3) 更正・決定状況調

県税部		新発田			新潟			長岡		
区分	項目	義務者数	調定件数	調定税額	義務者数	調定件数	調定税額	義務者数	調定件数	調定税額
		納入申告分	-	-	-	-	-	-	-	2
納付申告分	元・特の燃料炭化水素油販売	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	販売店の燃料炭化水素油販売	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	軽油以外の自動車燃料消費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別徴収義務者の消滅	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自己消費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	免税軽油譲渡	-	-	-	15	15	249,273	-	-	-
	免税軽油の用途外消費	11	16	151,495	38	38	600,858	4	5	62,835
	特徴者以外の自己消費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	輸入軽油譲渡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	11	16	151,495	53	53	850,131	4	5	62,835
普通徴収分	5	5	15,343	1	1	642	-	-	-	
合計	16	21	166,838	54	54	850,773	6	6	72,376	

(注) 本表は、(1)表の(G)欄の内訳である。

(4) 軽油引取税交付金の交付額調

(単位:円)

政令指定市名	交付額
新潟市	5,088,597,000
計	5,088,597,000

(単位:円)

南魚沼			上越			合計		
義務者数	調定件数	調定税額	義務者数	調定件数	調定税額	義務者数	調定件数	調定税額
-	-	-	-	-	-	2	1	9,541
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	15	15	249,273
5	12	82,591	15	19	294,527	73	90	1,192,306
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	12	82,591	15	19	294,527	88	105	1,441,579
-	-	-	-	-	-	6	6	15,985
5	12	82,591	15	19	294,527	96	112	1,467,105

19 減免申請等の

(1) 申請の処理区分

区分 税目等	減 免 申 請						処			
	前年度以前に申請のあったもの		本年度中に申請のあったもの		計		申請の取下げをしたもの		減免の許可をしなかったもの	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
法人県民税	-	-	88	1,115,800	88	1,115,800	-	-	2	38,300
個人事業税	-	-	3	193,700	3	193,700	-	-	1	128,600
不動産取得税	-	-	58	28,795,700	58	28,795,700	-	-	-	-
自動車税環境性能割	-	-	347	27,256,100	347	27,256,100	1	64,900	-	-
自動車税種別割	-	-	19,876	690,132,200	19,876	690,132,200	3	22,800	278	9,962,600
計	-	-	20,372	747,493,500	20,372	747,493,500	4	87,700	281	10,129,500
延滞金	-	-	17	129,461	17	129,461	-	-	-	-
合計	-	-	20,389	747,622,961	20,389	747,622,961	4	87,700	281	10,129,500

(2) 減免等の理由別内訳

区分 税目等	地震		火災		風水害		開発公社		開放型病院等		都市再開発等	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
法人県民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人事業税	2	65,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得税	10	445,000	9	399,100	-	-	-	-	-	-	13	6,747,600
自動車税環境性能割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税種別割	3	59,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	15	569,700	9	399,100	-	-	-	-	-	-	13	6,747,600
延滞金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	15	569,700	9	399,100	-	-	-	-	-	-	13	6,747,600

区分 税目等	地方公共団体の用に供した不動産代替		その他知事協議		身体障害者 戦傷病者		日本赤十字社		構造変更車		社会福祉等	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
法人県民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得税	-	-	1	92,100	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税環境性能割	-	-	-	-	267	15,278,700	-	-	79	8,267,400	-	-
自動車税種別割	-	-	-	-	14,303	528,875,900	-	-	2,618	47,261,300	578	21,455,700
計	-	-	1	92,100	14,570	544,154,600	-	-	2,697	55,528,700	578	21,455,700
延滞金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	1	92,100	14,570	544,154,600	-	-	2,697	55,528,700	578	21,455,700

(注1)自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

処理状況調

(単位:円)

理 済						受理から決定までの期間			未 処 理		区 分
一 部 減 免				全 部 減 免		15 日 以内の もの	16 日 から 30 日 までの もの	31 日 以上の もの	件数	税額	
件 数	当初の税額	減 免 額	減免後の税額	件 数	減 免 額	件 数	件 数	件 数	件数	税額	税目等
-	-	-	-	86	1,077,500	14	20	54	-	-	法 人 県 民 税
-	-	-	-	2	65,100	1	1	1	-	-	個 人 事 業 税
30	17,922,500	2,055,800	15,866,700	28	10,873,200	56	-	2	-	-	不 動 産 取 得 税
105	10,878,200	7,233,100	3,645,100	241	16,313,000	335	8	4	-	-	自 動 車 税 環 境 性 能 割
2,417	104,320,100	44,495,500	51,758,100	17,178	575,826,700	17,237	217	2,422	-	-	自 動 車 税 種 別 割
2,552	133,120,800	53,784,400	71,269,900	17,535	604,155,500	17,643	246	2,483	-	-	計
11	112,261	21,757	90,504	6	17,200	17	-	-	-	-	延 滞 金
2,563	133,233,061	53,806,157	71,360,404	17,541	604,172,700	17,660	246	2,483	-	-	計

(単位:円)

補 助 金		公 民 館 等		公益法人・地縁団体・NPO		地方公共団体等 への無償譲渡		非公共事業 代替取得		区 画 整 理	
件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
-	-	-	-	86	1,077,500	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	17	4,849,800	-	-	8	395,400	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	17	4,849,800	86	1,077,500	8	395,400	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	17	4,849,800	86	1,077,500	8	395,400	-	-	-	-

生活路線バス		廃止路線バス		商品中古自動車		リース教習車		自動車運転免許 技能試験提供車		そ の 他		計	
件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86	1,077,500
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	65,100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58	12,929,000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	346	23,546,100
176	4,188,000	72	1,511,300	1,746	15,652,400	99	1,318,000	-	-	-	-	19,595	620,322,200
176	4,188,000	72	1,511,300	1,746	15,652,400	99	1,318,000	-	-	-	-	20,087	657,939,900
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	38,957	17	38,957
176	4,188,000	72	1,511,300	1,746	15,652,400	99	1,318,000	-	-	17	38,957	20,104	657,978,857

20 産業振興等に係る条例による減免額調

(単位:千円)

	過疎法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除対象となる減免額						その他の減免額
	過疎法	農工法	企業立地法	離島法	地域再生法	地域未来投資促進法	その他のもの
個人事業税	—	—	—	—	—	—	—
法人事業税	4,105	—	—	438	—	—	262,947
不動産取得税	59,729	—	—	—	2,393	231,735	147,607
固定資産税 (特例分)	—	—	—	—	—	—	—
計	63,834	0	0	438	2,393	231,735	410,554

21 不服申立ての処理状況調

税目	区分	要処理件数			処理済件数						未処理件数
		前年度からの繰越	本年度発生	合計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	合計	
徴収		1	—	1	1	—	—	—	—	1	—
計		1	—	1	1	—	—	—	—	1	—

第4 徴収に関する調

- 1 滞納整理状況調
- 2 督促状及び催告書発付状況調
- 3 滞納額に対する処置状況調
- 4 徴収猶予処理状況調
- 5 滞納処分の停止状況調(税目別)
- 6 過誤納金等の還付充当状況調
- 7 不納欠損理由別処理状況調

1 滞 納 整

区 分	調 定 額 ①		納 期 内 収 入 額 ②				
	件 数	税 額	件 数	左 の うち 証 紙 徴 取 に 係 る も の	税 額	左 の うち 証 紙 徴 取 に 係 る も の	
現 年 課 税 分	法 人 県 民 税	67,635	6,299,223	61,160	-	6,067,065	-
	法 人 事 業 税	34,530	75,753,031	30,404	-	73,376,218	-
	個 人 事 業 税	30,198	2,570,675	25,666	-	2,234,350	-
	不 動 産 取 得 税	26,531	4,322,947	23,244	-	3,948,541	-
	自 動 車 税 環 境 性 能 割	32,237	2,478,845	32,229	24,922	2,478,575	1,941,417
	自 動 車 税 種 別 割	921,316	29,866,667	821,569	46,556	26,321,878	810,224
	軽 油 引 取 税	2,568	21,394,100	2,538	-	21,314,962	-
	そ の 他 の 県 税	18,852	16,636,124	18,790	3,206	16,630,600	10,436
	計 (A)	1,133,867	159,321,612	1,015,600	74,684	152,372,189	2,762,077
滞 納 繰 越 分 (B)	2,652	379,557	-	-	-	-	
合 計 (A)+(B)	1,136,519	159,701,169	1,015,600	74,684	152,372,189	2,762,077	

(単位:千円)

区 分	滞 納 額 ③ の うち 整 理 済 額		収 入 計 ⑥ ② + ④ + ⑤		⑥ の うち 還 付 未 済 額 ⑦		欠 損 処 分 ⑧		整 理 未 済 額 ⑨ ① - ⑥ + ⑦ - ⑧		
	差 押 徴 収 ⑤										
	滞 納 処 分 徴 収		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
	件 数	税 額									
現 年 課 税 分	法 人 県 民 税	77	2,588	67,292	6,288,382	-	144	18	206	325	10,779
	法 人 事 業 税	11	12,840	34,390	75,648,138	-	34	4	424	136	104,503
	個 人 事 業 税	59	5,404	29,994	2,551,676	-	-	-	-	204	18,999
	不 動 産 取 得 税	46	3,109	26,323	4,277,409	-	-	-	-	208	45,538
	自 動 車 税 環 境 性 能 割	-	-	32,237	2,478,845	-	-	-	-	-	-
	自 動 車 税 種 別 割	429	16,762	920,752	29,845,545	-	175	1	1	563	21,296
	軽 油 引 取 税	-	-	2,566	21,328,858	-	-	-	-	2	65,242
	そ の 他 の 県 税	-	-	18,852	16,636,124	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	622	40,703	1,132,406	159,054,977	-	353	23	631	1,438	266,357
滞 納 繰 越 分 (B)	175	11,107	820	147,020	-	19	311	43,490	1,521	189,066	
合 計 (A)+(B)	797	51,810	1,133,226	159,201,997	-	372	334	44,121	2,959	455,423	

理 状 況 調

滞 納 額 ③				滞 納 額 ③ の うち 整 理 済 額					
①		②		任 意 徴 収 ④				差 押 徴 収 ⑤	
件 数	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	税 額	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	件 数	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	税 額	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	任 意 納 税	
								件 数	税 額
6,475	-	232,158	-	6,031	-	218,267	-	24	462
4,126	-	2,376,813	-	3,962	-	2,251,165	-	13	7,915
4,532	-	336,325	-	4,241	-	308,485	-	28	3,437
3,287	4	374,406	2,767	3,027	-	322,589	-	6	3,170
8	-	270	-	8	-	270	-	-	-
99,747	-	3,544,789	-	98,573	-	3,500,312	-	181	6,593
30	2	79,138	65,242	28	-	13,896	-	-	-
62	-	5,524	-	62	-	5,524	-	-	-
118,267	6	6,949,423	68,009	115,932	-	6,620,508	-	252	21,577
2,652	31	379,557	10,015	552	-	126,816	-	93	9,097
120,919	37	7,328,980	78,024	116,484	-	6,747,324	-	345	30,674

(注1)個人県民税均等割・所得割及び地方消費税を除く。

(注2)自動車税種別割の項目は、自動車税種別割及び自動車税(旧法)を合算した数値である。

(注3)「納期内収入額②」欄は充当及び徴収猶予に係るものを除いた数値を示す。

(注4)「任意徴収④」欄は納期限後、差押前までに納税者等が直接納税したもの及び徴税吏員が徴収したものを示す。

(注5)「任意納税」欄は差押済のもので、納税者等が直接納税したもの及び徴税吏員が徴収したものを示す。

(注6)「滞納処分徴収」欄は、公売処分によるものを示し、交付要求又は参加差押えにより配当を受けた場合で税額に充当したものを含む。

(注7)滞納繰越分については、3月31日現在の状況による。

(注8)徴収猶予の期間内に収入されたものは、「任意徴収④」欄に含む。

2 督促状及び催告書発付状況調

税目	区分	現年分督促状発付		繰越分督促状発付		催告書発付	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
法人県民税		2,048		6		56	
個人事業税		3,217		-		69	
法人事業税		1,829		17		16	
不動産取得税		(168) 1,991		3		22	
ゴルフ場利用税		1		-		-	
自動車税環境性能割		-		-		-	
自動車税種別割		(6) 43,799		1		25	
自動車税		-		1		-	
鉦区税		-		-		-	
軽油引取税		12		-		-	
産業廃棄物税		-		2		-	
計		(174) 52,897		30		188	

(注1) 令和6年度(6.4.1～7.3.31)中において発付した件数を示している(個人県民税を除く)。

(注2) ()書きは連帯納税義務者等に対するもので、外書きである。

(注3) 自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

3 滞納額に対

税目	区分	滞 納 分		財 産 差 押 中		換 価 猶 予 中		徴 収 猶 予 中		滞 納 処 分 の 停 止		徴 収 嘱 託 中	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
現 年 課 税 分	法人県民税	325	10,779,603	6	135,416	0	0	-	-	2	70,000	-	-
	個人事業税	204	19,000,339	8	847,950	0	0	3	259,300	6	838,700	-	-
	法人事業税	136	104,503,634	5	27,272,480	0	0	1	187,989	-	-	-	-
	不動産取得税	208	45,537,451	9	18,352,298	(1)	(6,034,900)	0	0	-	-	-	-
	ゴルフ場利用税	-	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-	-
	自動車税環境性能割	-	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-	-
	自動車税種別割	563	21,296,001	19	641,628	-	-	0	0	6	262,300	-	-
	鉦区税	-	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-	-
	軽油引取税	2	65,242,287	-	-	0	0	0	0	-	-	-	-
	県たばこ税	-	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-	-
	自動車税	-	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-	-
	計	1,438	266,359,315	47	47,249,772	(1)	(6,034,900)	8	2,796,689	12	68,848,387	8	332,300
	滞 納 繰 越 分	1,521	189,063,805	205	64,395,489	(7)	(2,242,935)	4	412,600	31	10,014,550	246	37,026,911
小 計	2,959	455,423,120	252	111,645,261	(8)	(8,277,835)	12	3,209,289	43	78,862,937	254	37,359,211	
個人県民税	現	17,008	299,837,871	179	7,703,027	-	-	4	297,656	264	3,977,381	-	-
	繰	21,767	754,730,230	1,152	74,884,515	-	-	20	1,218,678	2,510	84,449,095	-	-
	計	38,775	1,054,568,101	1,331	82,587,542	-	-	24	1,516,334	2,774	88,426,476	-	-
合 計	41,734	1,509,991,221	1,583	194,232,803	-	-	79	83,588,560	3,028	125,785,687	-	-	

(注1) 換価猶予中の()書きは差押中のもので内書きである。

(注2) 個人県民税の件数は人員数。

(注3) 個人県民税及び合計について、徴収猶予中の額には換価猶予中を含み、交付要求中の額には参加差押え中を含む。

する処置状況調

(単位:円)

交付要求中		参加差押中		法令等措置不可		有価証券受託中		納税誓約中		未達収入		住(居)所、財産等調査中		その他	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
35	897,800	6	295,000	-	-	4	93,100	19	617,800	2	33,900	251	8,636,587	-	-
2	118,100	-	-	-	-	-	-	27	2,724,000	2	22,600	156	14,189,689	-	-
12	9,567,577	8	3,726,600	-	-	4	1,928,415	23	12,533,777	2	103,373	81	49,183,423	-	-
2	15,500	-	-	-	-	-	-	3	818,200	3	82,700	182	20,576,153	1	575,800
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	771,900	1	39,600	-	-	-	-	16	514,500	3	119,100	489	18,946,973	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80	11,370,877	15	4,061,200	-	-	8	2,021,515	88	17,208,277	12	361,673	1,159	111,532,825	1	575,800
49	4,561,624	23	14,410,666	-	-	-	-	38	2,943,079	11	439,297	914	54,859,589	-	-
129	15,932,501	38	18,471,866	-	-	8	2,021,515	126	20,151,356	23	800,970	2,073	166,392,414	1	575,800
64	2,699,045	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,002,014	16,497	268,158,748	-	-
302	23,939,819	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,697,913	17,783	562,540,210	-	-
366	26,638,864	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,699,927	34,280	830,698,958	-	-
533	61,043,231	-	-	-	-	8	2,021,515	126	20,151,356	23	25,500,897	36,353	997,091,372	1	575,800

(注4) 個人県民税について、住(居)所、財産等調査中には、徴収嘱託中、法令等措置不可、納税誓約中及びその他を含む。

(注5) 自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

4 徴収猶予

(1) 該当条項別

区 分		猶 予 申 請								
		前年度から繰越した 徴収猶予中の額(A)		前年度に猶予の申 請のあった額(B)		本年度中に猶予の 申請のあった額(C)		計(D) (B) + (C)		
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	
法 第 15 条 該 当		-	-	-	-	6	997,700	6	997,700	
法人 県民税	法 第 15 条 の 4 該 当	-	-	-	-	-	-	-	-	
	法第55条の2～5該当	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人 事業税	法 第 15 条 の 4 該 当	-	-	-	-	-	-	-	-	
	法第72条の38の2該当	-	-	-	-	-	-	-	-	
	法 第 72 条 の 39 の 2 ～ 5 該 当	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動 産取 得税	法第73条 の25等 該当に係 るもの	現 課 税 年 分	-	-	-	-	36	8,115,700	36	8,115,700
		滞 納 分	10	12,433,800	-	-	-	-	-	-
	本法附則 第12条 該当に係 るもの	現 課 税 年 分	-	-	-	-	-	-	-	-
		滞 納 分	33	1,968,150	-	-	-	-	-	-
法 第 144 条 の 29 に 係る軽油引取税		1	40,188,994	-	-	184	8,811,082,335	184	8,811,082,335	
法 第 164 条 に 係 る 自動車税環境性能割		-	-	-	-	-	-	-	-	
計		44	54,590,944	-	-	226	8,820,195,735	226	8,820,195,735	

(2) 県税部別

区 分		猶 予 申 請							
		前年度から繰越した 徴収猶予中の額(A)		前年度に猶予の申 請のあった額(B)		本年度中に猶予の 申請のあった額(C)		計(D) (B) + (C)	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
県税部									
新 発 田		9	1,033,600	-	-	28	2,980,612,826	28	2,980,612,826
新 潟		29	11,212,080	-	-	135	1,292,242,249	135	1,292,242,249
長 岡		3	2,084,570	-	-	19	19,080,518	19	19,080,518
南 魚 沼		3	40,260,694	-	-	12	471,233,523	12	471,233,523
上 越		-	-	-	-	32	4,057,026,619	32	4,057,026,619
計		44	54,590,944	-	-	226	8,820,195,735	226	8,820,195,735

処理状況調

(単位:円)

(D)について許可(承認)した額(E)		計(F) (A) + (E)		(F)のうち、徴収猶予を取消した額(G)		徴収猶予許可(承認)後調定減した額(H)		(F)のうち、徴収猶予期限が出納閉鎖期日までのもので滞納により翌年度へ繰越した額(I)		(F)のうち、出納閉鎖期日現在徴収猶予中の額(J)	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
6	997,700	6	997,700	-	-	-	-	-	-	6	838,700
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	8,005,500	36	8,005,500	-	-	29	4,357,100	3	766,100	4	2,767,400
-	-	10	12,433,800	-	-	7	4,073,700	-	-	3	8,360,100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	33	1,968,150	1	32,500	3	204,300	1	76,900	28	1,654,450
184	8,811,082,335	185	8,851,271,329	-	-	-	6,356	-	-	2	65,242,287
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
226	8,820,085,535	270	8,874,676,479	1	32,500	39	8,641,456	4	843,000	43	78,862,937

(単位:円)

(D)について許可(承認)した額(E)		計(F) (A) + (E)		(F)のうち、徴収猶予を取消した額(G)		徴収猶予許可(承認)後調定減した額(H)		(F)のうち、徴収猶予期限が出納閉鎖期日までのもので滞納により翌年度へ繰越した額(I)		(F)のうち、出納閉鎖期日現在徴収猶予中の額(J)	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
28	2,980,612,826	37	2,981,646,426	-	-	6	1,167,700	-	-	7	375,200
135	1,292,167,649	164	1,303,379,729	-	-	26	6,727,700	3	267,200	30	75,780,267
19	19,080,518	22	21,165,088	-	-	3	435,000	1	575,800	4	2,620,770
12	471,233,523	15	511,494,217	1	32,500	-	-	-	-	1	39,200
32	4,056,991,019	32	4,056,991,019	-	-	4	311,056	-	-	1	47,500
226	8,820,085,535	270	8,874,676,479	1	32,500	39	8,641,456	4	843,000	43	78,862,937

5 滞納処分の

(単位:円)

区分 税目		停止 (A)		停止後の異動状況 (B)				停止中 (A) - (B)	
				停止取消		不納欠損			
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
法人県民税	現	19	255,858	-	-	18	205,858	1	50,000
	繰	137	4,902,837	1	15,000	112	3,807,382	24	1,080,455
	計	156	5,158,695	1	15,000	130	4,013,240	25	1,130,455
個人事業税	現	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰	42	14,968,979	-	-	6	1,461,200	36	13,507,779
	計	42	14,968,979	-	-	6	1,461,200	36	13,507,779
法人事業税	現	4	424,500	-	-	4	424,500	-	-
	繰	60	28,767,030	-	-	46	23,915,530	14	4,851,500
	計	64	29,191,530	-	-	50	24,340,030	14	4,851,500
不動産取得税	現	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰	54	22,046,673	3	71,122	37	10,299,223	14	11,676,328
	計	54	22,046,673	3	71,122	37	10,299,223	14	11,676,328
ゴルフ場利用税	現	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税種別割	現	7	263,057	-	-	1	757	6	262,300
	繰	165	6,240,253	4	121,600	43	1,647,670	118	4,470,983
	計	172	6,503,310	4	121,600	44	1,648,427	124	4,733,283
自動車税	現	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰	113	4,079,682	5	240,340	67	2,359,476	41	1,479,866
	計	113	4,079,682	5	240,340	67	2,359,476	41	1,479,866

停止状況調 (税目別)

区分 税目		停止 (A)		停止後の異動状況 (B)				停止中 (B)	
				停止取消		不納欠損		(A)	(B)
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
鉦区税	現	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-
軽油引取税	現	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-
県たばこ税	現	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	現	30	943,415	-	-	23	631,115	7	312,300
	繰	571	81,005,454	13	448,062	311	43,490,481	247	37,066,911
	計	601	81,948,869	13	448,062	334	44,121,596	254	37,379,211
個人県民税	現	285	4,360,185	1	14,948	20	367,856	264	3,977,381
	繰	4,197	156,648,840	37	2,116,589	1,650	70,083,156	2,510	84,449,095
	計	4,482	161,009,025	38	2,131,537	1,670	70,451,012	2,774	88,426,476
合計	現	315	5,303,600	1	14,948	43	998,971	271	4,289,681
	繰	4,768	237,654,294	50	2,564,651	1,961	113,573,637	2,757	121,516,006
	計	5,083	242,957,894	51	2,579,599	2,004	114,572,608	3,028	125,805,687

(注1)「不納欠損」には、滞納処分の停止中に時効が完成したことにより不納欠損処分したものを含む。

(注2)個人県民税の件数は、人員数。

(注3)自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

6 過誤納金等の

税目	現年度還付取扱額							
	還付(充当)した額						未還付額	
	還付した額		充当した額		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人県民税	—	—	—	—	—	—	—	6,056,304
法人県民税	2,547	147,196,540	353	20,146,510	2,900	167,343,050	—	155,500
個人事業税	140	7,463,900	4	885,000	144	8,348,900	—	8,000
法人事業税	2,643	1,243,584,672	78	38,893,629	2,721	1,282,478,301	—	35,500
不動産取得税	1,352	114,175,500	5	471,100	1,357	114,646,600	—	—
ゴルフ場利用税	3	783,560	—	—	3	783,560	—	—
特別地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車税種別割	60,251	1,029,618,528	310	8,709,986	60,561	1,038,328,514	—	175,100
自動車税環境性能割	15	734,100	—	—	15	734,100	—	—
鉦区税	—	—	1	67,600	1	67,600	—	—
軽油引取税	15	4,547,858	4	44,634	19	4,592,492	—	—
自動車税(旧法)	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車取得税(旧法)	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税(旧法)	—	—	—	—	—	—	—	—
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—
利子割	53	2,421	—	—	53	2,421	—	—
配当割	1	16,453	—	—	1	16,453	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物税	1	7,000	1	7,000	2	14,000	—	—
たばこ税	—	—	—	—	—	—	—	—
計	67,021	2,548,130,532	756	69,225,459	67,777	2,617,355,991	—	6,430,404
税外収入	275	1,138,235	30	1,418,335	305	2,556,570	—	84,000
合計	67,296	2,549,268,767	786	70,643,794	68,082	2,619,912,561	—	6,514,404

還付充当状況調

(単位:円)

過年度還付取扱額						未還付額		区分 税目
還付(充当)した額								
還付した額		充当した額		計		件数	金額	
件数	金額	件数	金額	件数	金額			
—	—	—	—	—	—	—	—	個人県民税
3,204	109,392,345	234	6,198,800	3,438	115,591,145	—	—	法人県民税
134	8,730,700	4	206,000	138	8,936,700	—	—	個人事業税
3,253	1,769,832,935	62	4,362,441	3,315	1,774,195,376	—	—	法人事業税
1,954	192,158,000	15	1,423,200	1,969	193,581,200	—	—	不動産取得税
—	—	—	—	—	—	—	—	ゴルフ場利用税
—	—	—	—	—	—	—	—	特別地方消費税
76	1,352,200	8	222,900	84	1,575,100	—	—	自動車税種別割
—	—	—	—	—	—	—	—	自動車税環境性能割
—	—	—	—	—	—	—	—	鉦区税
6	302,264	—	—	6	302,264	—	—	軽油引取税
—	—	—	—	—	—	—	—	自動車税(旧法)
—	—	—	—	—	—	—	—	自動車取得税(旧法)
—	—	—	—	—	—	—	—	軽油引取税(旧法)
—	—	—	—	—	—	—	—	狩猟税
110	2,775	—	—	110	2,775	—	—	利子割
7	121,103	—	—	7	121,103	—	—	配当割
—	—	—	—	—	—	—	—	株式等譲渡所得割
4	52,440	—	—	4	52,440	—	—	産業廃棄物税
—	—	—	—	—	—	—	—	たばこ税
8,748	2,081,944,762	323	12,413,341	9,071	2,094,358,103	—	—	計
22	1,496,122	5	45,540	27	1,541,662	—	—	税外収入
8,770	2,083,440,884	328	12,458,881	9,098	2,095,899,765	—	—	合計

7 不納欠損理由別処理状況調

(単位:円)

区分 税目	時効完成に基づくもの				滞納処分の 停止後3年 経過により 除去したもの	法第15条の7第5項による消滅				合計		
	滞納処分の 停止中のもの		左以外 のもの			法人の解散に よるもの		左以外 のもの				
	件数	税額	件数	税額		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
法人県民税	5	142,000	-	-	6	164,841	70	1,837,793	49	1,868,606	130	4,013,240
個人事業税	2	933,600	-	-	2	240,000	-	-	2	287,600	6	1,461,200
法人事業税	1	27,600	-	-	1	535,829	17	8,333,612	31	15,442,989	50	24,340,030
不動産取得税	3	147,100	-	-	27	3,162,137	1	335,300	6	6,654,686	37	10,299,223
ゴルフ場利用税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税種別割	1	34,500	-	-	22	843,175	9	262,857	12	507,895	44	1,648,427
自動車税	24	949,598	-	-	39	1,296,904	1	10,374	3	102,600	67	2,359,476
鉦区税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽油引取税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県たばこ税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	36	2,234,398	-	-	97	6,242,886	98	10,779,936	103	24,864,376	334	44,121,596
個人県民税	839	36,906,046	2,648	38,819,669	549	23,001,926			282	10,543,041	4,318	109,270,682
合計	875	39,140,444	2,648	38,819,669	646	29,244,812	-	-	483	46,187,353	4,652	153,392,278

(注1) 個人県民税の件数は、人員数。

(注2) 個人県民税及び合計について、法第15条の7第5項による消滅の左以外のものには、法人の解散によるものを含む。

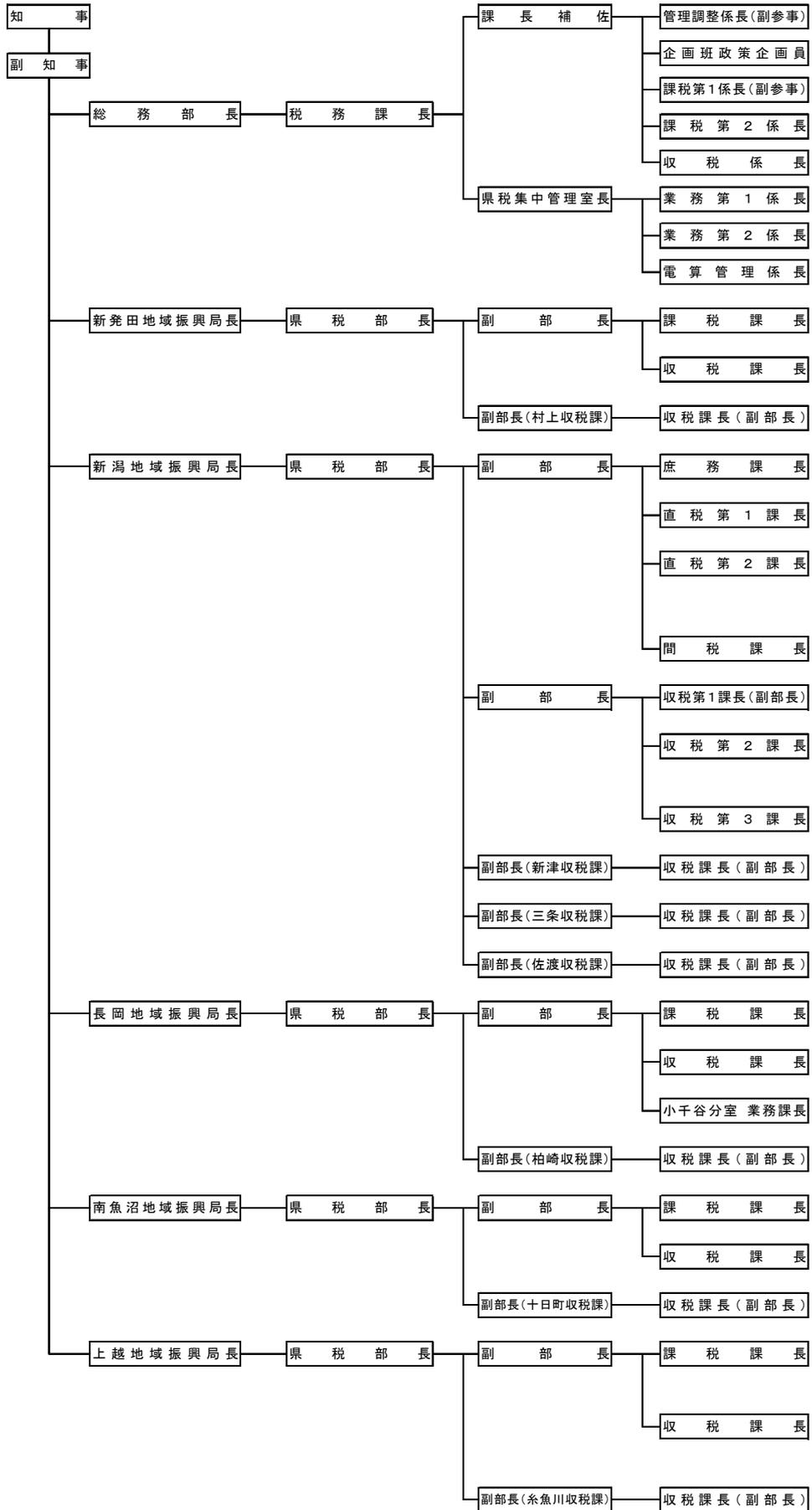
(注3) 自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

第5 参 考 資 料

- 1 税務機構等
- 2 税務職員の定数等調
- 3 特殊勤務手当の支給に関する条例等
- 4 徴税費に関する調
- 5 徴税費の科目別調(決算額)
- 6 口座振替に関する調
- 7 納税貯蓄組合に対する補助金交付状況調
- 8 個人県民税徴収成績優良市町村
- 9 地方税等の一世帯当たり及び一人当たりの税額累年比較調
- 10 各都道府県税の調定収入状況調
- 11 都道府県税の住民一人当たり及び一世帯当たりの税額調
- 12 県税の税率等の推移の概要
- 13 地域振興局県税部等一覧
- 14 管内図

1 税 務 機 構 等 (令和7年4月1日現在)

(1) 税務機構図



(2) 税務課事務分掌

(管理調整係)

分 掌 事 務	
1	人事、服務、表彰に関する事項
2	税務研修に関する事項
3	予算管理に関する事項
4	県税部の運営に関する事項

(企 画 班)

分 掌 事 務	
1	税制の調査研究に関する事項
2	税制調査会の運営に関する事項
3	県税収入の見積りに関する事項
4	県税条例の制定、改廃に関する事項
5	核燃料税に関する事項

(課税第1係)

分 掌 事 務	
1	法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、県固定資産税に係る企画、指導に関する事項
2	上記税目に係る犯則事件の取締りに関する事項
3	上記税目に係る不服申立て及び訴訟に関する事項

(課税第2係)

分 掌 事 務	
1	県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、狩猟税、軽油引取税、自動車税種別割、自動車税環境性能割、産業廃棄物税、鉦区税に係る企画、指導に関する事項
2	上記税目に係る犯則事件の取締りに関する事項
3	上記税目に係る不服申立て及び訴訟に関する事項

(収 税 係)

分 掌 事 務	
1	収税事務の企画、指導に関する事項
2	新潟県地方税徴収機構に関する事項
3	収税に係る不服申立て及び訴訟に関する事項
4	納税貯蓄組合に関する事項
5	滞納整理に関する事項
6	個人県民税に関する事項

(業務第1係)

分 掌 事 務	
1	県税の収納管理に関する事項
2	口座振替、債権譲渡に関する事項
3	決算に関する事項
4	県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割に関する事項

(業務第2係)

分 掌 事 務	
1	自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の賦課に関する事項

(電算管理係)

分 掌 事 務	
1	電算管理事務の企画、指導に関する事項
2	電算システムの維持管理に関する事項

(3) 研修概要

番号	月 日	日数	研 修 名	受 講 者	研 修 内 容
1	4/1～2/27	11月	端末操作自席研修(電子申告・国税連携)	初任者	学習教材閲覧
2	4/8～2/27	約11月	端末操作自席研修(個人事・法人・不動産・軽油・免税・ゴルフ・産廃・自動車・収納・滞納)	初任者	端 末 操 作
3	4/7	1日	個人県民税初任者研修	初任者	事 務 全 般
4	4/9	1日	税務初任者研修	初任者	事 務 全 般
5	4/10	1日	収税事務初任者研修(前期)	初任者	事 務 全 般
6	4/11	1日	免税軽油事務初任者研修	初任者	事 務 全 般
7	4/14	1日	自動車税初任者研修	初任者	事 務 全 般
8	4/18	1日	個人事業税初任者研修	初任者	事 務 全 般
9	4/24～25	2日	法人二税初任者研修	初任者	事 務 全 般
10	5/8～9	2日	不動産取得税初任者研修	初任者	事 務 全 般
11	5/15	1日	課税免除・不均一課税事務初任者研修	初任者	事 務 全 般
12	5/16	1日	間税事務初任者研修	初任者	事 務 全 般
13	7/28	1日	収税事務初任者研修(後期)	初任者	徴 収 実 務
14	9/3	1日	収税事務専門研修(前期)	担当者	徴 収 実 務
15	9/5	1日	家屋評価標準量計算研修	担当者	評 価 事 務
16	9/16～17	2日	法人二税調査事務研修、法人税研修	担当者	事 務 全 般
17	9/19	1日	免税軽油事務実務者研修	担当者	事 務 全 般
18	9/25	1日	税務職員キャリアアップ研修	2年目	総 則 ・ 講 話 ・ 情 報 交 換
19	9/25～26	2日	会計学・財務諸表論研修	担当者	事 務 全 般
20	10/3	1日	家屋評価事務実務者研修	担当者	評 価 事 務
21	10/10	1日	個人事業税実務者研修	担当者	事 務 全 般
22	10/30	1日	収税事務専門研修(後期)	担当者	徴 収 実 務
23	11/7	1日	不動産取得税承継実務者研修	担当者	事 例 研 究
24	11/14	1日	法人二税実務者研修	担当者	事 例 研 究
25	11/18	1日	県税部課長研修	課 長	講 義 ・ 事 例 研 究
26	12/5	1日	軽油引取税調査事務研修	担当者	事 例 研 究 ・ 調 査 事 務
27	1/14	1日	搜索実務研修	担当者	徴 収 実 務
28	2月中～下旬	1日	自動車税実務者研修	担当者	事 務 全 般
29	2月下旬	1日	個人県民税精算事務研修	担当者	精 算 事 務

2 税務職員の定数等調

(1) 税務職員数

		平成 30.4.1	平成 31.4.1	令和 2.4.1	令和 3.4.1	令和 4.4.1	令和 5.4.1	令和 6.4.1	令和 7.4.1
		現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在
定数内	税務担当事務職員	[5] 270	[5] 270	[5] 266	[5] 263	[4] 255	[4] 251	[4] 245	[4] 245
	庶務課事務職員	3	3	3	3	3	3	4	4
	庶務課用員	2	2	2	1	1	1	1	0
	計	[5] 275	[5] 275	[5] 271	[5] 267	[4] 259	[4] 255	[4] 250	[4] 249
定数外	臨時的任用職員	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(2)	(0)	(2)
	会計年度任用職員	49	49	50	49	46	44	43	44
	計	49	49	50	49	46	44	43	44
合 計		[5] 324	[5] 324	[5] 321	[5] 316	[4] 305	[4] 299	[4] 293	[4] 293

(注1)〔 〕の数は、兼務職員数。

(注2)会計年度任用職員は、平成31年度(令和元年度)まで嘱託員・非常勤職員。

(2) 所属別内訳

(令和7年4月1日現在)

	県税部事務職員定数					税務課事務職員定数							用 員 定 数	職 員 定 数 計	会 計 年 度 任 用 職 員 定 数	
	県 税 部 長	庶 務 課	業 務 課	課 税 課	収 税 課	管 理 調 整 係	企 画 班	課 税 第 1 係	課 税 第 2 係	収 税 係	業 務 第 1 係	業 務 第 2 係				電 算 管 理 係
新 田	1			14	7										22	3
村 上					4										4	2
新 津	1	4		45	29										79	12
新 条					6										6	1
三 条					8										8	2
佐 渡					5										5	1
長 岡	1			22	10										33	4
柏 崎					5										5	1
小 千 南 魚			[4]												[4]	0
南 魚	1			13	6										20	4
十 日 上 魚					4										4	1
上 魚	1			15	8										24	4
糸 魚					4										4	1
県 税 税 務	5	4	[4]	109	96										[4]	214
税 務						5	4	4	3	3	6	5	5		35	7
合 計	5	4	[4]	109	96	5	4	4	3	3	6	5	5	0	[4]	249

(注1)小千谷分室業務課の〔 〕の数は、維持管理事務所の兼務職員数。

(注2)税務課の課長、課長補佐は管理調整係に、県税集中管理室長は業務第1係に含む。

(注3)基幹局県税部副部長は課税課に、地元局収税課副部長は収税課に含む。

(注4)上記の表には、休職等の職員を含む。

3 特殊勤務手当の支給に関する条例等(税務職員関係抜すい)

○職員の特務勤務手当に関する条例
(平成12年3月31日新潟県条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第20条第2項及び市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第30条第2項の規定に基づき、特殊勤務手当の種類及び支給される職員の範囲並びにその額に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- ・
- ・
- (14) 県税賦課徴収手当
- ・
- ・

(県税賦課徴収手当)

第16条 県税賦課徴収手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が専ら県税の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合
- (2) 地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員(前号に該当する職員を除く。)が直接納税者等と接して行う県税の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき950円(別に人事委員会規則で定める職員にあっては、570円)とする。

○特殊勤務手当に関する規則
(平成12年3月31日
新潟県人事委員会規則第6-1313号)

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の特務勤務手当に関する条例(平成12年条例第3号。以下「条例」という。)並びに一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第28条及び市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第31条の規定に基づき、特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(県税賦課徴収手当)

第15条 条例第16条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。

- (1) 地域振興局
- (2) 総務部税務課県税集中管理室(電算管理係を除く。)

2 条例第16条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。

- (1) 地域振興局
- (2) 総務部税務課
- (3) 総務部税務課県税集中管理室

3 条例第16条第2項の人事委員会規則で定める職員は、総務部税務課県税集中管理室長、地域振興局県税部長(兼職により当該職又は他の職を占めている職員を除く。)とする。

4 徴 税 費 に 関 す る 調

区 分		令和5年度	令和6年度
税収入	予 算 額 (イ)	280,833,000 千円	291,621,000 千円
	調 定 (見込) 額 (ロ)	282,822,917	293,738,990
	収 入 (見込) 額 (ハ)	281,097,267	292,082,036
徴 税 費	職 員 給 与	988,406	1,000,129
	人 件 費	40,163	48,129
	{ 諸 手 当	45,958	44,849
	{ 超 過 勤 務 手 当	496,369	540,530
	{ 税 務 特 別 手 当	582,490	633,508
	{ そ の 他 の 手 当	421,301	454,750
	{ 小 計	1,992,197 A	2,088,387
	旅 費 B	9,279	9,359
	需 用 費	78,648	72,768
	{ 需 用 費	108,248	116,466
	{ 通 信 運 搬 費	439	1,528
	{ 備 品 費	511,122	489,952
	{ そ の 他	698,457 C	680,714
	{ 計	3,438,989	3,442,628
	徴 収 取 扱 費 等	道 府 県 民 税	789
{ 道 府 県 民 税		133,569	123,903
{ 納 税 義 務 者 数 分		3,573,347	3,567,111
{ 払 込 金 額 分		205,317	204,414
{ そ の 他		3,778,664	3,771,525
{ 小 計		320	320
{ 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金		-	-
{ 特 別 徴 収 義 務 者 対 交 付 金 等		4,871	4,722
{ 特 別 地 方 消 費 税		529,836	514,623
{ ゴ ル フ 場 利 用 税		534,707	519,345
{ 軽 油 引 取 税	23,454	23,071	
{ 小 計	4,337,145 D	4,314,261	
{ そ の 他	7,037,078	7,092,721	
{ 計 A + B + C + D (ニ)			
税収入に対する徴税費の割合	対 予 算 額 (ニ) / (イ)	2.51 %	2.43 %
	対 調 定 額 (ニ) / (ロ)	2.49	2.41
	対 収 入 額 (ニ) / (ハ)	2.50	2.43
徴 税 吏 員 数 等	吏 員	254 人	250 人
	嘱 託 人 員	-	-
	雇 用 人 員	-	-
	備 員	254	250
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 費	臨 時 職 員	-	-
	会 計 年 度 任 用 職 員 等	45	43
	1 人 当 たり 徴 税 額 (ハ) / (ホ)	1,106,682 千円	1,168,328 千円
事 務 所 数	人 件 費 (含 旅 費) (A+B) / (ホ)	7,880	8,391
	物 件 費 (含 徴 収 取 扱 費 等) (C+D) / (ホ)	19,825	19,980
	計 (ニ) / (ホ)	27,705	28,371
事 務 所 数	税 務 事 務 の み を 所 管 す る 事 務 所 数	-	-
	税 務 事 務 を 併 せ て 所 管 す る 事 務 所 数	6 箇所	6 箇所
	計	6	6

5 徴税費の科目別調(決算額)

(単位：円)

節	目	令和5年度			令和6年度		
		徴税総務費	賦課徴収費	計	徴税総務費	賦課徴収費	計
報	酬	69,525,820	3,164,980	72,690,800	78,120,608	3,881,498	82,002,106
給	料	988,405,805	-	988,405,805	1,000,129,495	-	1,000,129,495
	扶養手当	23,448,727	-	23,448,727	23,219,413	-	23,219,413
	通勤手当	40,484,864	-	40,484,864	36,751,138	-	36,751,138
	期末勤勉手当	395,099,981	635,100	395,735,081	441,099,798	1,107,238	442,207,036
	寒冷地手当	4,580,120	-	4,580,120	5,383,000	-	5,383,000
	時間外勤務手当	39,681,095	-	39,681,095	47,955,197	-	47,955,197
	宿日直手当	22,000	-	22,000	17,600	-	17,600
	夜勤手当	-	-	-	95,656	-	95,656
	休日勤務手当	460,262	-	460,262	60,160	-	60,160
	管理職手当	10,782,120	-	10,782,120	11,288,100	-	11,288,100
職員手当等	初任給調整手当	-	-	-	-	-	-
	特殊勤務手当	45,958,040	-	45,958,040	44,849,290	-	44,849,290
	調整手当	-	-	-	-	-	-
	住居手当	15,112,167	-	15,112,167	16,034,820	-	16,034,820
	特地勤務手当	1,630,533	-	1,630,533	1,686,920	-	1,686,920
	児童手当	9,965,000	-	9,965,000	14,295,000	-	14,295,000
	子ども手当	-	-	-	-	-	-
	地域手当	521,918	-	521,918	15,518,672	-	15,518,672
	単身赴任手当	4,362,000	-	4,362,000	4,254,000	-	4,254,000
	管理職員特別勤務手当	32,000	-	32,000	-	-	-
	特例一時金	-	-	-	-	-	-
	小計	592,140,827	635,100	592,775,927	662,508,764	1,107,238	663,616,002
共	済	337,720,779	604,105	338,324,884	341,935,100	703,934	342,639,034
賃	金	-	-	-	-	-	-
報	償	537,443,622	286,000	537,729,622	521,696,100	273,900	521,970,000
旅	費	8,594,695	683,820	9,278,515	8,848,090	510,457	9,358,547
需	用	67,850,233	10,797,650	78,647,883	69,811,160	2,956,691	72,767,851
役	務	85,685,009	40,551,437	126,236,446	86,543,462	44,305,394	130,848,856
委	託	54,969,494	288,240,363	343,209,857	57,218,752	245,944,249	303,163,001
使	用	1,136,032	97,671,375	98,807,407	1,165,043	93,765,404	94,930,447
工	事	-	-	-	-	-	-
備	品	439,450	-	439,450	1,509,585	18,810	1,528,395
負	担	74,815,209	3,778,118,581	3,852,933,790	99,714,139	3,772,174,085	3,871,888,224
補	償	141,350	-	141,350	68,392	-	68,392
投	資	-	-	-	-	-	-
公	課	188,800	-	188,800	160,200	-	160,200
	計	2,819,057,125	4,220,753,411	7,039,810,536	2,929,428,890	4,165,641,660	7,095,070,550

6 口座振替に関する調

(単位:件、千円)

区 分	口座振替 により納税が 行われた件数 ①	①の税額 ②	当該年度の 税 収 入 額 ③	②/③	②の納付場所による区分			
					銀 行	信用金庫	農業協同 組 合	そ の 他
個 人 事 業 税	5,843	718,921	2,552,851	28.16%	466,696	93,740	106,071	52,414
自 動 車 税 (種 別 割)	71,792	2,428,645	29,859,466	8.13%	1,589,382	124,174	562,533	152,556
計	77,635	3,147,566	32,412,317	9.71%	2,056,078	217,914	668,604	204,970

7 納税貯蓄組合に対する補助金交付状況調

(単位:円)

補 助 金 交 付 対 象 連 合 会	補助金額
新 潟 県 納 税 貯 蓄 組 合 総 連 合 会	320,000
計	320,000

8 個人県民税徴収成績優良市町村

◎完納市町村(該当なし)

〈当該年度の現年課税分の収入率が100%の市町村〉

所管県税	市町村名	令和6年度調定額
		円

◎徴収成績優良市町村(1市)

〈現年課税分の収入率が3年連続向上し、特に徴収努力が顕著と認められる市町村〉

所管県税	市町村名	収入率(%)				
		R3	R4	R5	R6	R6-R3
新潟	燕市	99.36	99.43	99.48	99.64	0.28
県平均収入率		99.33	99.35	99.25	99.43	0.10

〈当該年度の現年課税分の収入率が県内上位3位の市町村〉

順位	所管県税	市町村名	収入率(%)
1位	長岡	刈羽村	99.90※
2位	南魚沼	十日町市	99.88
3位	新発田	聖籠町	99.87

※ 刈羽村の個人県民税の収入率は100%だが、森林環境税の導入による払込按分率の影響のため、3税目(県民税、村民税、森林環境税)合計の収入率を使用。

(注1)「新潟県地方税徴収確保対策基本要領」に基づき感謝状贈呈の対象となった市町村のみ掲載した。

9 地方税等の一世帯当たり及び一人当たりの税額累年比較調

(平成27年度～令和6年度)

年度	調 定 額				指 数
	国 税	県 税	市 町 村 税	地 方 税 計	
	千円	千円	千円	千円	
平成27年度	570,292,876	275,416,678	341,710,444	617,127,122	100
平成28年度	560,704,395	273,581,544	338,707,794	612,289,338	99
平成29年度	578,008,021	268,403,672	339,955,746	608,359,418	99
平成30年度	589,845,033	263,172,693	351,282,323	614,455,016	100
令和元年度	590,305,777	255,428,941	353,497,780	608,926,721	99
令和2年度	632,041,619	261,018,884	348,801,973	609,820,857	99
令和3年度	665,492,937	274,549,110	340,806,633	615,355,743	100
令和4年度	668,239,418	286,076,913	350,475,621	636,552,534	103
令和5年度	686,428,596	282,822,917	353,252,256	636,075,173	103
令和6年度	—	293,738,990	346,841,475	640,580,465	104

年度	県 民 1 世 帯 当 た り 税 額					
	世 帯 数	国 税 1世帯当たり	県 税 1世帯当たり	市 町 村 税 1世帯当たり	地 方 税 1世帯当たり	指 数
	世帯	円	円	円	円	
平成27年度	885,719	643,876	310,953	385,800	696,753	100
平成28年度	890,293	629,798	307,294	380,445	687,739	99
平成29年度	895,463	645,485	299,737	379,642	679,380	98
平成30年度	899,853	655,490	292,462	390,377	682,839	98
令和元年度	892,644	661,300	286,149	396,012	682,161	98
令和2年度	907,659	696,343	287,574	384,287	671,861	96
令和3年度	910,832	730,643	301,427	374,171	675,597	97
令和4年度	914,487	730,726	312,828	383,248	696,076	100
令和5年度	917,654	748,026	308,202	384,951	693,154	99
令和6年度	920,725	—	319,030	376,705	695,735	100

年度	県 民 1 人 当 た り 税 額					
	人 口	国 税 1人当たり	県 税 1人当たり	市 町 村 税 1人当たり	地 方 税 1人当たり	指 数
	人	円	円	円	円	
平成27年度	2,319,435	245,876	118,743	147,325	266,068	100
平成28年度	2,300,923	243,687	118,901	147,205	266,106	100
平成29年度	2,281,291	253,369	117,654	149,019	266,673	100
平成30年度	2,259,309	261,073	116,484	155,482	271,966	102
令和元年度	2,217,650	266,185	115,180	159,402	274,582	103
令和2年度	2,213,353	285,558	117,929	157,590	275,519	104
令和3年度	2,188,469	304,091	125,453	155,728	281,181	106
令和4年度	2,163,908	308,811	132,204	161,964	294,168	111
令和5年度	2,137,672	321,110	132,304	165,251	297,555	112
令和6年度	2,110,754	—	139,163	164,321	303,484	114

(注1) 指数は地方税計のものであり、平成27年度を100とした。

(注2) 世帯数及び人口は、1月1日現在の住民基本台帳による。

(注3) 市町村税は、国民健康保険税を除く。

(注4) 令和6年度の国税関係は未発表である。

10 各都道府県税の調定収入状況調

(単位:千円)

税目	新潟県			全 国		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
個人県民税	61,407,310	60,249,528	98.1	5,468,499,007	5,347,007,582	97.8
法人県民税	6,315,004	6,292,820	99.6	593,534,429	590,101,206	99.4
県民税利子割	329,469	329,469	100.0	39,178,178	39,152,801	99.9
個人事業税	2,618,076	2,561,788	97.9	247,593,624	240,580,782	97.2
法人事業税	75,827,391	75,661,964	99.8	5,912,191,932	5,893,981,142	99.7
地方消費税譲渡割	61,589,338	61,589,338	100.0	4,700,769,599	4,700,769,599	100.0
地方消費税貨物割	19,528,298	19,528,298	100.0	2,213,516,509	2,213,516,509	100.0
不動産取得税	4,435,913	4,292,590	96.8	465,836,945	454,584,801	97.6
県たばこ税	2,440,277	2,440,277	100.0	149,135,218	149,134,438	100.0
ゴルフ場利用税	443,648	443,648	100.0	43,144,551	43,106,226	99.9
軽油引取税	21,482,048	21,416,806	99.7	914,851,350	899,910,788	98.4
自動車税環境性能割	2,478,845	2,478,845	100.0	161,645,338	161,642,334	100.0
自動車税種別割	29,907,768	29,861,060	99.8	1,509,677,925	1,501,427,723	99.5
鉱区税	31,849	31,849	100.0	309,556	307,738	99.4
県固定資産税	—	—	—	6,039,039	6,039,039	100.0
法定外普通税	4,775,186	4,775,186	100.0	57,637,738	57,637,738	100.0
狩猟税	10,436	10,436	100.0	701,272	701,272	100.0
法定外目的税	118,134	118,134	100.0	18,673,770	18,668,573	100.0
旧法による税	—	—	—	854,707	448,992	52.5
計	293,738,990	292,082,036	99.4	22,503,790,693	22,318,719,287	99.2

(注1) 自動車税は令和元年10月1日に自動車税種別割へ改正。

(地方行財政調査資料より)

(注2) 自動車税種別割は自動車税及び自動車税種別割の合計値を記載。

11 都道府県税の住民一人当たり及び一世帯当たりの税額調

都道府県	区分	調定額	1人当たり税額		1世帯当たり税額		
			人	口	世帯数	税額	
		千円	人	円	世帯	円	
計		22,503,790,693	124,330,690	180,999	61,287,994	367,181	
北海道	北	682,326,879	5,044,825	135,253	2,812,839	242,576	
	青森	153,429,468	1,185,767	129,393	592,182	259,092	
	岩手	132,901,181	1,153,900	115,176	534,966	248,429	
	宮城	326,135,813	2,224,980	146,579	1,052,122	309,979	
	秋田	102,161,895	907,593	112,564	423,081	241,471	
山形県	山形	117,887,380	1,012,355	116,449	422,458	279,051	
	福島	253,753,674	1,771,314	143,257	800,927	316,825	
	茨城	446,000,533	2,848,597	156,568	1,327,389	335,998	
	栃木	273,460,305	1,904,173	143,611	875,685	312,282	
	群馬	291,067,031	1,907,976	152,553	890,162	326,982	
埼玉県	埼玉	893,403,639	7,374,294	121,151	3,555,029	251,307	
	千葉	1,345,744,434	6,311,579	213,218	3,102,148	433,811	
	東京都	5,529,364,732	14,002,534	394,883	7,682,155	719,767	
神奈川県	神奈川	1,441,047,741	9,202,559	156,592	4,604,332	312,977	
	新潟	293,738,990	2,110,754	139,163	920,725	319,030	
富山県	富山	166,024,793	1,008,536	164,620	436,122	380,684	
	石川	177,700,641	1,098,121	161,822	501,139	354,594	
	福井	142,380,938	746,690	190,683	306,635	464,334	
	山梨	108,078,616	801,056	134,920	377,101	286,604	
	長野	255,420,380	2,012,399	126,923	903,498	282,702	
岐阜県	岐阜	275,387,801	1,951,292	141,131	860,512	320,028	
	静岡	538,025,875	3,575,704	150,467	1,655,220	325,048	
	愛知	1,508,584,799	7,483,755	201,581	3,499,090	431,136	
	三重	310,222,256	1,741,266	178,159	821,382	377,683	
滋賀県	滋賀	196,008,866	1,405,246	139,484	623,703	314,266	
	京都府	京都	309,927,854	2,472,013	125,375	1,262,791	245,431
		大阪	1,829,501,557	8,771,961	208,562	4,565,594	400,715
兵庫県		884,481,406	5,393,607	163,987	2,630,792	336,203	
奈良県	奈良	137,504,374	1,303,867	105,459	613,342	224,189	
	和歌山	101,562,980	901,193	112,698	443,306	229,104	
	鳥取県	鳥取	59,794,299	534,003	111,974	241,254	247,848
島根		84,320,907	642,590	131,220	293,821	286,981	
岡山		288,193,709	1,835,478	157,013	873,733	329,842	
広島		347,810,287	2,728,771	127,460	1,345,070	258,582	
山口		202,702,007	1,292,956	156,774	657,945	308,084	
徳島県	徳島	88,051,249	700,409	125,714	338,987	259,748	
	香川	137,977,108	939,965	146,790	452,423	304,974	
	愛媛	183,765,641	1,296,359	141,755	657,422	279,525	
	高知	70,647,222	664,863	106,258	347,128	203,519	
	福岡	814,937,207	5,086,957	160,201	2,571,378	316,926	
佐賀県	佐賀	103,664,101	794,252	130,518	348,764	297,233	
	長崎	134,485,734	1,274,371	105,531	634,937	211,810	
	熊本	167,655,067	1,716,360	97,681	817,122	205,178	
	大分	146,840,778	1,102,102	133,237	550,807	266,592	
	宮崎	113,147,707	1,048,347	107,930	534,102	211,847	
鹿児島県	鹿児島	170,503,276	1,558,920	109,373	813,191	209,672	
	沖縄	166,057,563	1,484,081	111,893	713,483	232,742	

(注1) 調定額は、地方行財政調査資料令和6年度決算見込額(千円未満四捨五入)による。

(注2) 人口及び世帯数は、令和7年1月1日現在の住民基本台帳による。

12 県 税 の 税 率 等 の 推

税 目		課税客体、課税標準等	昭 和 25 年 度	昭 和 26 年 度	昭 和 27 年 度
県 民 税	個 人	均等割 所得割 前年において納付す べき所得税額			
	法 人	均等割 法人税割 法人税額			
事 業 税	個 人	個人が行う第1種事業、第2種 事業及び第3種事業	免税点 年25,000円 税率 第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%		基礎控除 年 38,000円
	法 人	法人が行う事業	税率 普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		
不 取 得 税	不 動 産 税	不動産の価格			
県 た ば こ 税	売渡等に係る製造たばこの本 数（36年度までは小売定価、 63年度までは売渡数量×全国 平均価格）				
ゴ ル フ 場 利 用 税	ゴルフ場の利用（63年度まで は娯楽施設の利用）				
特 別 地 方 消 費 税	（昭和35年度 までは遊興 飲食税、昭 和63年度ま では料理飲 食等消費税）	料理店、飲食店等における料 金	税率 芸者等の花代 100% カフェー、バー 40% その他 20% 旅館（宿泊） 20%		税率 カフェー、バー 20% その他 10% 旅館（宿泊） 10% 免税点 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品 50円以下
自 動 車 税	自動車の総排気量及び用途等 （トラック及びバス等につい ては、積載量、乗車定員等） に応じて区分		税率 普通 自 15,000円 営 10,000円 トラック等 10,000円 小型 1,000～4,500円 軽 500円		
鉦 区 税	鉦区の面積又は延長		税率 30～60円		
狩 猟 者 登 録 税	（昭和38年度ま では狩猟者税、 昭和53年度ま では狩猟免許税）	狩猟者の登録を受ける者	税率 3,600円		税率 2,400円
県 固 産 定 税	大規模償却資産の価格から市 町村が課する課税標準となる べき価額を控除した額				
自 取 得 車 税	自動車の取得価額				
軽 油 引 取 税	元売業者又は特約業者からの 引取軽油の容量等				
入 猟 税	狩猟者の登録を受ける者				

移 の 概 要 (昭和25年度～令和7年度)

昭 和 28 年 度	昭 和 29 年 度	昭 和 30 年 度	昭 和 31 年 度	税 目	
	(創設) 均等割 年 100円 所得割 5%		所得割 5.5%	個 人	県 民 税
	(創設) 均等割 年 600円 法人税割 5%	法人税割 5.3% (7/1～9/30) 5.4% (10/1～)		法 人	
基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円 税率 第1種事業 8% 第2種事業 6% 第3種事業 6% 第3種中助産婦業等 4% 特別所得税が第3種事業とされた。	基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円	個 人	事 業 税
	税率 普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超 12% 収入金額課税法人 1.5% 生命保険事業を収入金額課税法人とする。	損害保険事業を収入金額課税法人とする。		法 人	
	(創設) 税率 3% 新築住宅控除 100万円 新築住宅用土地の税額控除 1.8万円	免税点 土地 1万円 家屋 (建築) 10万円 々 (その他) 5万円		不 動 産 税	
	(創設) 課税標準 小売定価 税率 $\frac{5}{115}$		税率 $\frac{8}{100}$		県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)
	(創設) 税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% ぱちんこ、まあじゃん、たまつき場等は外形課税	税率 芸者の花代 30% その他の花代 15% 花代を伴う遊飲 15% カフェー、バー 15% その他500円以下 5% 500円超 10% 旅館 (宿泊) 1,000円以下 5% 1,000円超 10% 免税点等 飲食店、喫茶店 200円 食券食堂1品 100円 基礎控除 500円 公給領収証制度の採用			ゴルフ場 利 用 税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)
	免税点 大衆旅館 1人1泊 700円 甘味喫茶店 100円 大衆飲食店 120円				特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)
税率 普通 自 30,000円 営 14,000円 トラック等 14,000～25,000円 小型 1,400～7,200円 軽 700円	軸距、燃料別、車種別、積載トン数別、定員別に税率区分を設定し、その引上げを行う。	3輪の小型自動車について車種により税率適用区分を設ける (普通自動車からけん引車、被けん引車を区分して税率を引き下げる。)	揮発油自動車以外の自動車の税率を揮発油自動車の税率に統一し、税率区分の増設を行う。売主、買主の共有に関する規定を設ける。月割課税規定を設ける。		自 動 車 税
					鉾 区 税
税率 狩猟を業とする者 1,800円 その他の者 3,600円	税率 前年分の所得税の納付義務のない者又は自家労力農家 1,800円 その他の者 3,600円	税率 前年分の所得に係る総所得金額が諸控除額に満たない者又は自家労力農家 1,800円 その他の者 3,600円			狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)
		(創設) 大規模償却資産に対する課税権創設 税率 1.4%			県 固 定 税
					自 動 車 税
			(創設) 税率 1 kl 6,000円 (6/1 以降)		軽油引取税
					入 猟 税

税 目		昭 和 32 年 度	昭 和 33 年 度	昭 和 34 年 度	昭 和 35 年 度
県 民 税	個 人	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	
	法 人				
事 業 税	個 人	税率 第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%		基礎控除 年 200,000円	
	法 人	税率 普通法人 年 50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超 12% 地方鉄道軌道事業を所得課税とする。		税率 普通法人 年 50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超 8%	
不 動 産 取 得 税					
県 た ば こ 税 (昭和63年度ま では県たばこ消 費税)					
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場に係る定額課税の採用 1人1日 200円			ゴルフ場の定額課税の税率 1級 1人1日 250円 2級 〃 200円 3級 〃 150円 4級 〃 100円	
特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度 までは遊興 飲食税、昭 和63年度ま では料理飲 食等消費税)	税率 芸者の花代 15% その他の飲食 旅館(宿泊) 10% 免税点 旅館(宿泊) 800円 〃(その他) 300円 飲食店等 300円 食券食堂1品 150円				
自 動 車 税		2輪小型自動車、軽自動車に 係る課税権を市町村へ移譲			
鉦 区 税				税率 90~270円	
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度 までは狩猟 者税、昭和53 年度までは 狩猟免許税)		税率 甲種免許、乙種免許 3,600円 上記の者のうち前年分の課税 総所得金額が諸控除額に満た ない者及び自家労力農家 1,800円 丙種免許 900円			
県 固 定 資 産 税	市町村の課税限度額の引上げ				
自 動 車 取 得 税					
軽油引取税	税率 1kl 8,000円 (4/11以降)			税率 1kl 10,400円	
入 猟 税					

昭和 36 年度	昭和 37 年度	昭和 38 年度	昭和 39 年度	税 目
	所得割 課税総所得金額 150万円以下 2% 150万円超 4%			個人 県民税 法人
	税率 第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 第3種事業中助産婦業等 3%		事業主控除 年 220,000円	個人 事業税
	税率 普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円超 8%		税率 普通法人 年150万円以下 6% 年300万円以下 9% 年300万円超 12% 特別法人 年150万円以下 6% 年150万円超 8%	法人 業税
			新築住宅控除 150万円 新築住宅用土地の税額控除 4.5万円 免税点 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 〃(その他) 8万円	不動産税 不取得税
	課税標準 売渡数量×全国平均 価格税率 9%			県たばこ税(昭和63年度までは県たばこ消費税)
料金課税における税率 ゴルフ場 30% その他 15% 法定対象施設から、つりぼり、貸船場を除外 ゴルフ場の定額税率 1級 1人1日 500円 2級 〃 400円 3級 〃 300円 4級 〃 200円	料金課税における税率 ゴルフ場 30% その他 10%	ボーリングを条例施設に加える。 税率 1級 1台 20,000円 2級 〃 16,000円 3級 〃 12,000円 4級 〃 8,000円 5級 〃 6,000円		ゴルフ場 利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)
料理飲食等消費税に名称変更 免税点 旅館(宿泊) 1,000円 〃(その他) 500円 飲食店等 500円 食券食堂1品 250円	税率 消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% 旅館における宿泊 10% 基礎控除 800円			特別地方 消費税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)
トラックにつき、自家用、営業用の区分を廃止し、税率を統一合理化	4輪の小型自動車につき、総排気量の区分に応じ、税率区分を合理化			自動車税
				鉾 区 税
税率 甲種免許、乙種免許 3,600円 上記の者のうち所得割額の納付を要しない狩猟業者、林業者及び自家労力農家 1,800円		税率 甲種免許、乙種免許 1,500円 上記の者のうち所得割額の納付を要しない者 700円 丙種免許 450円		狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)
				県 固 定 資 産 税
				自 動 車 取 得 税
税率 1kl 12,500円 (5/1以降)			税率 1kl 15,000円	軽油引取税
		(創設) 税率 甲種免許、乙種免許 1,000円 丙種免許 350円		入 猟 税

税 目		昭 和 40 年 度	昭 和 41 年 度	昭 和 42 年 度	昭 和 43 年 度
県 民 税	個 人				
	法 人	法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本の金額又は出資金額 1,000万円超 年 1,000円 上記法人以外の法人等 年 600円	
事 業 税	個 人	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円	
	法 人				
不 動 産 取 得 税					
県 た ば こ 税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)				税率 $\frac{10.3}{100}$	43年度に限り売渡本数× 1.013
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)			ゴルフ場の定額課税における 税率 1級1人1日につき 750円 2級 〃 600円 3級 〃 450円 4級 〃 300円 ゴルフ場所在市町村に対して 1/6交付		
特別地方消費税 (昭和35年度ま では遊興飲食税、 昭和63年度ま では料理飲食等消 費税)			免税点 飲食店、喫茶店 600円 食券食堂1品 300円 旅館 1,200円 奉仕料控除制度の創設		
自 動 車 税	自家用乗用車、営業用普通自動車及び観光貸切バスの税率をそれぞれ50%ずつ引上げ				
鉱 区 税	砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区について、税率を面積100アールごとに年90円に統一		石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての税率の3分の1軽減		
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度 までは狩猟 者税、昭和53 年度までは 狩猟免許税)					
県 固 定 資 産 税					
自 動 車 取 得 税					(創設) 税率 3% 免税点 10万円
軽油引取税					
入 猟 税					

昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	税目	
				個人	県民税
	法人税割 5.6%			法人	
	事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	個人	事業税
				法人	
				不動産税	
				県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)	
		ゴルフ場所在市町村に対し 1/3交付		ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)	
統一税率の採用 10% 免税点 飲食店、喫茶店 800円 食券食堂1品 400円 旅館(宿泊) 1,600円		免税点 飲食店、喫茶店 900円 食券食堂1品 450円 旅館 1,800円 基礎控除 1,000円		特別地方消費税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)	
			バスにつき一般乗合用とその他に税率適用区分を改める。 一般乗合用 (標準課税) 年額 14,000円 その他() 30,000円	自動車税	
				鉾区税	
		税率 甲種免許、乙種免許 4,500円 上記の者のうち所得割額の納付を要しない者 2,000円 丙種免許 1,500円		狩猟者登録税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)	
				県固定資産税	
免税点 15万円				自動車税 自取得	
				軽油引取税	
		税率 甲種免許、乙種免許 3,000円 丙種免許 1,000円		入猟税	

税 目		昭 和 48 年 度	昭 和 49 年 度	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度
県 民 税	個 人				均等割 年額 300円
	法 人		法人税割 5.2%	法人税割 6.2% 昭50.8.1から適用。ただし、 中小法人については、6.2 分の1を減額する。	均等割 資本の金額又は出資金額 1億円超 年額 6,000円 1千万円超 年額 3,000円 1千万円以下 年額 1,800円
事 業 税	個 人	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円	事業主控除 年 2,000,000円
	法 人		税率 普通法人 年300万円以下 6% 年600万円以下 9% 年600万円超 12%	税率 普通法人 年350万円以下 6% 年700万円以下 9% 年700万円超 12%	
不 動 産 税	免 税 点 土地 10万円 家屋（建築） 23万円 （その他） 12万円	新築住宅控除 230万円	特別法人 年300万円以下 6% 年300万円超 8% 昭和49.5.1から適用する。	特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超 8% 昭50.5.1から適用する。	新築住宅控除 350万円
		ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の定額課税における税率			
ゴ ル フ 場 利 用 税 （ 昭 和 6 3 年 度 ま で は 娯 楽 施 設 利 用 税 ）	1級1人1日につき 1,000円 2級 〃 800円 3級 〃 600円 4級 〃 400円 5級 〃 300円 6級 〃 200円 ボーリング場 1級 70,000円～ 17級 8,000円 ゴルフ場所在市町村に対し1/2 交付	ボーリング場 1台につき 1級 70,000円 2級 2,000円		ボーリング場 1台につき 1級 70,000円 2級 500円	
		特別地方消費税（昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税）	免 税 点 飲食店、喫茶店 1,200円 食券食堂1品 600円 旅館（宿泊） 2,400円	基礎控除 1,500円	免 税 点 飲食店、喫茶店 1,700円 食券食堂1品 850円 旅館（宿泊） 3,400円 昭50.10.1から適用する。
自 動 車 税			納期を年1回（5月中）とする。 賦課期日後所有者の変更があった場合は、当該年度の末日に所有者の変更があったものとみなすこととする。		一般乗合用バスの税率を除き、 自家用車の税率にあつては約 30%、営業用車の税率にあつ ては約15%の引上げ ただし、低公害車及び電気 自動車の税率は、昭和50年度 の税率にすえ置き
鉦 区 税			納期を5月中とする。		
狩 猟 者 登 録 税 （昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税）					
県 固 定 資 産 税					
自 動 車 税		免 税 点 昭49.4.1～昭51.3.31の取得 については、30万円とする。 税率 昭49.4.1～昭51.3.31の間の軽 自以外の自家用の取得につい ては、5%とする。昭49.4.1～ 9.30の間の低公害車の取得 については、1%減とする。	税率 昭 和 50.4.1～昭 和 51.3.31の 間の低公害車の取得につい ては、2%減とする。	免 税 点 昭53.3.31までの取得については、 30万円とする。 税率 昭53.3.31までの軽自以外の自家 用の取得については、5%とす る。 昭52.3.31までの電気自動車の取 得については、2%を軽減する。	
軽油引取税					昭51.4.1～昭53.3.31の間の引取 りに係る税率については、税 率の特例措置により、15,000円 /kl→19,500円/klとする。
入 猟 税					

昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	税目	
			均等割 年額 500円	個人	県民税
均等割 資本の金額又は出資金額 1億円超 年額 20,000円 1千万円超 年額 6,000円 1千万円以下 年額 2,000円	均等割 { 200,000円 100,000円 20,000円 6,000円 2,000円			法人	
事業主控除 年 2,200,000円				個人	事業税
				法人	
					不動産税
					県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)
ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む) 1人1日につき 1級 1,000円 12級 250円					ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)
免税点 飲食店、喫茶店 2,000円 食券食堂1品 1,000円 旅館(宿泊) 4,000円 昭52.10.1から適用する。	基礎控除 2,000円 昭53.10.1から適用する。				特別地方消費税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)
(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積 100アールごとに 180円 採掘鉱区 面積 100アールごとに 360円 (2) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 下記の鉱区以外のもの 面積 100アールごとに 180円 河床に存するもの(鉱業法施行法によるものに限る。) 延長1,000メートルごとに 540円	被けん引車 営業用7,100円～53,900円 (8トン以下～20トン超) 家用8,100円～60,100円 (8トン以下～20トン超) 電気自動車 昭和50年度の税率にすえ置き	普通自動車についての税率適用基準を軸距から総排気量に改める。 自家用自動車の税率にあつては約10%、営業用自動車の税率にあつては観光貸切用バスについてのみ5%引上げ 電気自動車の税率は昭和50年度の税率にすえ置き(昭和55年度まで)			自動車税
甲種免許、乙種免許 9,000円 上記の者のうち、所得割額の納付を要しない者 4,000円 丙種免許 3,000円					銃猟者登録税 (昭和38年度までは銃猟者税、昭和53年度までは銃猟免許税)
					県固定資産税
税率 昭53.3.31までの53年度規制適合車の取得にあつては0.25/100(電気自動車にあつては2/100)を、昭53.4.1から昭53.8.31までの53年度規制適合車の取得にあつては0.125/100(電気自動車にあつては昭54.3.31までの取得に対して2/100)を、軽減する。	自家用の自動車に対する税率の特例措置(3%→5%)及び免税点の特例措置(15万円→30万円)の適用期限を昭55.3.31まで延長する。	昭56.3.31までの電気自動車の取得については、2%を軽減する。	自家用の自動車に対する税率の特例措置(3%→5%)及び免税点の特例措置(15万円→30万円)の適用期限を昭58.3.31まで延長する。	自取	自動車税
	税率の特例措置(15,000円/kl→19,500円/kl)の適用期限を昭55.3.31まで延長する。	昭54.6.1～昭58.3.31の間の引取りに係る税率については、税率の特例措置により、15,000円/kl→24,300円/klとする。			軽油引取税
甲種免許、乙種免許 6,000円 丙種免許 2,000円					入猟税

税 目	昭 和 56 年 度	昭 和 57 年 度	昭 和 58 年 度
県民			
個人			
法人	法人税割6% ただし、中小法人については6分の1を減額。 均等割の税率適用区分を資本等の金額に改めた。		均等割 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 30万円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人 20万円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人 4万円 (4) 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人 12千円 (5) 資本等の金額が1,000万円以下の法人等 4千円
事業税			
個人			
法人			
不動産取得税	税率 4% 新築住宅控除 420万円		
県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)			(1) ばちんこ場1台につき 月額 280円 (2) まあじゃん場1卓につき 月額 830円 (3) たまつき場1台につき 月額 1,300円 (4) ゴルフ場1人1日につき 1,100円 昭58.6.1から適用
ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)			
特別地方消費税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)		免税点 飲食店、喫茶店 2,500円 旅館(宿泊) 5,000円 昭58.1.1から適用する。	基礎控除額 2,500円 昭59.1.1から適用する。
自動車税	電気自動車 昭和50年度の税率にすえ置き (昭和57年度まで)		電気自動車 昭和54年度改正前の税率とした。(昭和59年度まで)
鉱区税			(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区面積100アールごとに 年額 200円 採掘鉱区面積100アールごとに 年額 400円 (2) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 次の鉱区以外のもの面積100アールごとに 年額 200円 河床に存する鉱区 (鉱業法施行法によるものに限る) 延長1,000メートルごとに 年額 600円
狩猟者登録税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)			(1) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次の(2)に掲げる者以外のもの 10,000円 (2) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 4,500円 (3) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるもの 3,300円
核燃料税			
県固定資産税			
自動車取得税	電気自動車の税率の軽減措置を昭58.3.31まで延長		自家用の自動車に対する税率の特例措置及び免税点の特例措置 昭60.3.31まで延長 電気自動車の税率の軽減措置 昭60.3.31まで延長
軽油引取税			税率の特例措置の適用期限を昭60.3.31まで延長
入猟税			(1) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6,500円 (2) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 2,200円

昭和59年度		昭和60年度		昭和61年度		税目	
基礎控除 25万3千円		基礎控除 26万円		配偶者控除		個人	県民
配偶者控除 控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円		配偶者控除 控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 30万円		同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円			
扶養控除 扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円		扶養控除 扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円		扶養控除 同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円		法人	税
均等割 (1)資本等の金額が50億円を超える法人 75万円 (2)資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人 50万円 (3)資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人 10万円 (4)資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人 3万円 (5)資本等の金額が1,000万円以下の法人等 1万円		均等割 標準税率 年額 700円					
		事業主控除 年 240万円 新聞業、出版業等の非課税措置を廃止 個人事業税 昭61年以降の所得から 法人事業税 昭60.4.1以後に開始する事業年度から適用				個人	事業税
		新築特例住宅を取得した場合の課税標準の特例控除 450万円		住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成元年6月30日まで3年間延長された。		個人	不動産取得税
		従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円		従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円 (ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、1,000本につき160円を加算する。)		個人	県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)
						個人	ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)
						個人	特別地方消費税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)
自動車の区分		税率(年額)				個人	自動車税
乗用車	普通自動車 営業用	25,000	27,500	電気自動車 昭和59年度改正前の税率とした。 (昭和61年度まで)		個人	自動車税
	総排気量が3リットル以下のもの	25,000	27,500			個人	自動車税
	総排気量が3リットルを超え、6リットル以下のもの	25,000	27,500			個人	自動車税
	総排気量が6リットルを超えるもの	54,500				個人	自動車税
	自家用	81,500	88,500			個人	自動車税
	総排気量が3リットル以下のもの	81,500	88,500			個人	自動車税
	総排気量が3リットルを超え、6リットル以下のもの	81,500	88,500			個人	自動車税
	総排気量が6リットルを超えるもの	148,500				個人	自動車税
	四輪以上の小型自動車	7,500	8,500			個人	自動車税
	営業用	7,500	8,500			個人	自動車税
総排気量が1リットル以下のもの	7,500	8,500			個人	自動車税	
総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	7,500	8,500			個人	自動車税	
総排気量が1.5リットルを超えるもの	9,500				個人	自動車税	
自家用	29,500	34,500			個人	自動車税	
総排気量が1リットル以下のもの	29,500	34,500			個人	自動車税	
総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	29,500	34,500			個人	自動車税	
総排気量が1.5リットルを超えるもの	39,500				個人	自動車税	
トラック	営業用 18,500等 自家用 25,500等					個人	自動車税
バス	営業用 14,500等 一般乗合用のもの 一般乗合用のもの以外のもの 32,000等 自家用 41,000等					個人	自動車税
三輪の小型自動車	営業用 4,500 自家用 6,000					個人	自動車税
昭和59年11月15日創設 税率 7%						個人	核燃料税
過疎バスに係る非課税措置 昭61.3.31まで延長		自家用の自動車に対する税率の特例措置及び免税点の特例措置 昭63.3.31まで延長 電気自動車の税率の軽減措置 昭62.3.31まで延長 税率の特例措置の適用期限を昭63.3.31まで延長				個人	自動車取得税
						個人	軽油引取税
						個人	入猟税

税 目		昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度
民 税	個 人		基礎控除 28万円 配偶者控除 控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。) 扶養控除 扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円 税 率 所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 〃 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63～平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額 に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(昭和63～平成3年度) 2% (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得(昭和63～平成3年度) 2% (4) 賦課制限の廃止
		法 人	
		利子割	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行
事 業 税	個 人		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業専従者 年 600,000円 その他の事業専従者 年 450,000円
	法 人		

税 目	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度
不 動 産 取 得 税		
県たばこ税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)	従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和62年12 月31日まで延長。 従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和63年3 月31日まで延長。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日ま で延長された。
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)		
特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度 までは遊興 飲食税、昭 和63年度ま では料理飲 食等消費税)		
自 動 車 税		
鉾 区 税		
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度 までは狩猟 者税、昭和53 年度までは 狩猟免許税)		
核 燃 料 税		
県 固 定 資 産 税		
自 動 車 取 得 税		自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。
軽油引取税		暫定税率が5年度間延長された。
入 猟 税		

税目	平成元年度	平成2年度	平成3年度
県	税率	基礎控除 30万円(A)	基礎控除 31万円
	所得割	配偶者控除	配偶者控除
民	(1) 500万円以下の金額 2%	控除対象配偶者 30万円(A)	控除対象配偶者 31万円
	500万円を超える金額 4%	老人控除対象配偶者(障害者を含む) 35万円(A、B)	老人控除対象配偶者(障害者を含む) 36万円
税	(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率	同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B)	同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円
	(イ) 長期譲渡取得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得	(新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B)	同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円
	① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%	配偶者特別控除 30万円(A)	配偶者特別控除 31万円
	② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合	(配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)	(配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
	80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	扶養控除	扶養控除
	(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年度～3年度) 2%	扶養親族 1人 30万円(A)	扶養親族 1人 31万円
	(ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得(平成元年度～3年度)	老人扶養親族(障害者を含む) 1人 35万円(A、B)	老人扶養親族(障害者を含む) 1人 36万円
	① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%	同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B)	同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円
	② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合	(新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B)	同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円
	80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	同居の老親等扶養親族(障害者を含む) 1人 42万円(A、B)	同居老親等扶養親族(障害者を含む) 1人 43万円
	(ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)	(新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B)	同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円
	① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3%	(新設)特定扶養親族 1人 35万円(A)	特定扶養親族 1人 36万円
	② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合	(新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)	同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円
	52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	税率	税率
		所得割	所得割
		(1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率(A) 2%	(1) 550万円以下の金額 2%
		(2) 資産合算課税制度の廃止(A)	550万円を超える金額 4%
		(3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(C) (～平成5年度)	(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する税率 (～平成10年度)
		(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4%	(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4%
		(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額	(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額
		(4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率(C)	(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率
		(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度)	(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3%
		(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (～平成4年度)	(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得廃止(ただし、平成5年3月31日までの譲渡に係る分については、2.2%)
		平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度(平成元年3月)改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度(平成2年3月)改正で適用期限を延長したものである。	(ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)
			① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3%
			② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額
			平成3年度「税率」欄のうち、(2)及び(3)は、平成5年度から適用される。

税 目		平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	平 成 3 年 度
県 民 税	法 人		法人税割5.8% ただし、中小法人については 5.8分の0.8を減額	
	利子割			
事 業 税	個 人		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業専従者 年 800,000円 その他の事業専従者 年 470,000円	
	法 人	特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超及び清算所得 8% (ただし、一定の協同組合等につ いては 年10億円超 9%) ただし、3以上の道府県に事務所等を 有する法人で資本金等1,000万円以上 の法人の所得 8% (ただし、一定の協同組合等につ いては 年10億円超 9%)		
不 取 得 産 税		住宅及び住宅用土地に係る税率等の特 例措置について、平成4年6月30日まで3 年間延長された。		
県 た ば こ 税 (昭 和 6 3 年 度 ま で は 県 た ば こ 消 費 税)		名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分は従 価割が廃止された。 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円		
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭 和 6 3 年 度 ま で は 娯 楽 施 設 利 用 税)		名称がゴルフ場利用税に変更された。 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 税率 1人1日 400~1,200円 ゴルフ場所在市町村に対して7/10交付		

平成4年度	平成5年度	平成6年度	税目	
		均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	法人	県民税
			利子割	税
	事業主控除 年 2,700,000円		個人	事業税
			法人	
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。		宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	不動産	取得税
			県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)	
			ゴルフ場 利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)	

税 目	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	平 成 3 年 度
特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度 までは遊興 飲食税、昭 和63年度ま では料理飲 食等消費税)	<p>名称が特別地方消費税に変更された。</p> <p>税率 1人1回の消費金額の3%</p> <p>免税点 遊興を含むすべての利用行為につい て適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円</p> <p>旅館における基礎控除 廃止 奉仕料控除 廃止 公給領収証制度の廃止</p>	<p>免税点 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円</p> <p>チケット制食堂における免税点廃止 交付金 旅館・飲食店等所在市町村に対して 1/5交付</p> <p>以上平成3年7月1日施行</p>	
自 動 車 税	<p>乗用車 自家用 1ℓ以下 29,500円 1ℓ超1.5ℓ以下 34,500円 1.5ℓ超2ℓ以下 39,500円 2ℓ超2.5ℓ以下 45,000円 2.5ℓ超3ℓ以下 51,000円 3ℓ超3.5ℓ以下 58,000円 3.5ℓ超4ℓ以下 66,500円 4ℓ超4.5ℓ以下 76,500円 4.5ℓ超6ℓ以下 88,000円 6ℓ超 111,100円</p> <p>営業用 1ℓ以下 7,500円 1ℓ超1.5ℓ以下 8,500円 1.5ℓ超2ℓ以下 9,500円 2ℓ超2.5ℓ以下 13,800円 2.5ℓ超3ℓ以下 15,700円 3ℓ超3.5ℓ以下 17,900円 3.5ℓ超4ℓ以下 20,500円 4ℓ超4.5ℓ以下 23,600円 4.5ℓ超6ℓ以下 27,200円 6ℓ超 40,700円</p> <p>普通自動車と小型自動車（三輪車を除く。）との車種区分を廃止した。</p>		
鉱 区 税			
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度ま では狩猟者税、 昭和53年度ま では狩猟免許税)			
核 燃 料 税			
県 固 定 資 産 税			
自 動 車 取 得 税		<p>免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)</p>	
軽油引取税			
入 猟 税			

平成4年度	平成5年度	平成6年度	税目
			特別地方消費税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)
			自動車税
			鉱区税
			狩猟者登録税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)
			核燃料税
			県固定資産税
	暫定措置がさらに5年間延長された。		自動車取得税
	暫定措置が平成5年11月30日まで延長され、平成5年12月1日から平成10年3月31日までの間適用する暫定税率が1キロリットル当たり32,100円とされた。		軽油引取税
			入猟税

税 目	課税客体、課税標準等	平成 7 年 度	平成 8 年 度
県 民 税	個人 均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	基礎控除 33万円	税 率 均等割 標準税率 年額 1,000円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額
		配偶者控除 控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)	
		扶養控除 扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
		税 率 所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%	
	法人 均等割 法人税割 法人税額		
	利子割 利子等の額		
事 業 税	個人 個人の行う第1種事業、 第2種事業及び第3種事業		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業専従者 年 860,000円 その他の事業専従者 年 500,000円
	法人 法人の行う事業		
地 方 消 費 税	譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額		
	貨物割 課税貨物に係る消費税額		

平成9年度	平成10年度	税目	
<p>税率</p> <p>所得割</p> <p>(1) 700万円以下の金額 2%</p> <p>700万円を超える金額 3%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 3%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等（～平成15年度）</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 3%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合</p> <p>80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合</p> <p>160万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 3%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>税率</p> <p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合</p> <p>64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	個人	県民税
		法人	
		利子割	
		個人	事業
	<p>普通法人</p> <p>年400万円以下 5.6%</p> <p>年400万円超800万円以下 8.4%</p> <p>年800万円超及び清算所得 11%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年400万円以下 5.6%</p> <p>年400万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.5%</p>	法人	業税
<p>(創設)</p> <p>一定税率 消費税額の100分の25</p> <p>当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収</p> <p>4月1日施行</p>		譲渡割	地方消費税
<p>(創設)</p> <p>一定税率 消費税額の100分の25</p> <p>国が消費税と併せて賦課徴収</p> <p>4月1日施行</p>		貨物割	

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 7 年 度	平 成 8 年 度
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。
県たばこ税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)	売渡等に係る製造たばこの本数(36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格)		
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)		
特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度 までは遊興 飲食税、昭 和63年度ま では料理飲 食等消費税)	料理店、飲食店等における料金		
自 動 車 税	自動車の車種及び総排気量並びに用途(トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等)に応じて区分		
鉾 区 税	鉾区の面積又は延長		
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度 までは狩猟 者税、昭和53 年度までは 狩猟免許税)	狩猟者の登録を受ける者		
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額		
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額		
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額		
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等		
入 猟 税	狩猟者の登録を受ける者		

平成9年度	平成10年度	税目
宅地及び宅地比準土地の取得が平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。	不動産取得税
平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円		県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)
		ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)
交付金 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付		特別地方消費税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)
		自動車税
		鉾区税
		狩猟者登録税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)
		核燃料税
		県固定資産税
	暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税
	暫定税率が5年度間延長された。	軽油引取税
		入猟税

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 11 年 度	
県 民 税	個人 均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	基礎控除 配偶者控除 同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円 扶養控除 同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円 税率 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用（～平成13年度） (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止 定率減税 平成11年度以降当分の間、所得割額の15%（4万円を上限）を控除	
		均等割 法人税割 法人税額	
		利子割 利子等の額	
事 業 税	個人 個人の行う第1種事業、 第2種事業及び第3種事業	事業主控除 年 2,900,000円	
	法人 法人の行う事業	普通法人 年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% (ただし、一定の協同組合等については年10億円超7.9%) ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% (ただし、一定の協同組合等については年10億円超7.9%) 収入金額課税法人 1.3%	
地 方 消 費 税	譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額		
	貨物割 課税貨物に係る消費税額		

平成12年度	平成13年度	税目	
扶養控除 特定扶養親族 1人 45万円 税率 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 2%		個人	県民税
		法人	税
		利子割	
		個人	事業税
		法人	業税
		譲渡割	地方消費税
		貨物割	税

税 目	課税客体, 課税標準等	平成 11 年 度
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	
県たばこ税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)	売渡等に係る製造たば この本数 (36年度まで は小売定価、63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施 設の利用)	
特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度 までは遊興 飲食税、昭 和63年度ま では料理飲 食等消費税)	料理店、飲食店等にお ける料金	
自 動 車 税	自動車の車種及び総排 気量並びに用途(トラッ ク及びバス等について は、積載量、乗車定員 等)に応じて区分	
鉦 区 税	鉦区の面積又は延長	
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度 までは狩猟 者税、昭和53 年度までは 狩猟免許税)	狩猟者の登録を受ける 者	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入さ れた核燃料の価額	
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額	
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額	
軽油引取税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等	
入 猟 税	狩猟者の登録を受ける 者	

平成 12 年 度	平成 13 年 度	税 目
宅地及び宅地比準土地の取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について平成16年6月30日まで3年間延長された。	不 動 産 取 得 税
		県たばこ税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)
		ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)
4月1日廃止		特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度 までは遊興 飲食税、昭 和63年度ま では料理飲 食等消費税)
		自 動 車 税
		鉦 区 税
		狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度 までは狩猟 者税、昭和53 年度までは 狩猟免許税)
		核 燃 料 税
		県 固 定 資 産 税
		自 動 車 取 得 税
		軽油引取税
		入 猟 税

税 目		課税客体、課税標準等	平成14年度
県 民 税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	税率 所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率（平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分） 2%
	法人	均等割 法人税割 法人税額	均等割 資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	
事業 税	個人	個人が行う第1種事業、 第2種事業及び第3種 事業	
	法人	法人が行う事業	
地方 消費 税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不 動 産 取 得 税		不動産の価格	
県 た ば こ 税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)		売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)		ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)	

平成 15 年 度		税 目	
税率 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成16年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	個人	県民	税
	法人		
	利子割		
(創設) (平成16年1月1日～) 税率 5% (ただし、平成16年1月1日～平成20年3月31日までの間は3%)	配当割		
(創設) (平成16年1月1日～) 税率 5% (ただし、平成16年1月1日～平成19年12月31日までの間は3%)	株式等 譲渡所得割		
	個人	事業	税
	法人		
	譲渡割	地方消費	税
	貨物割		
税率 4% [ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに行われた不動産の取得については課税標準を3%とする特例措置が講じられた。] 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	不動産 取得		
平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	県たばこ税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)		
	ゴルフ場 利用税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)		

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 14 年 度																																																																																																																																																														
自動車税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	<p>税率等</p> <p>トラック（三輪の小型自動車を除く。）</p> <p>営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>1トン以下</td> <td>6,500円</td> <td>5トン超6トン以下</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>1トン超2トン以下</td> <td>9,000円</td> <td>6トン超7トン以下</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>2トン超3トン以下</td> <td>12,000円</td> <td>7トン超8トン以下</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>3トン超4トン以下</td> <td>15,000円</td> <td>8トン超</td> <td>29,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>4トン超5トン以下</td> <td>18,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>1トン以下</td> <td>8,000円</td> <td>5トン超6トン以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>1トン超2トン以下</td> <td>11,500円</td> <td>6トン超7トン以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>2トン超3トン以下</td> <td>16,000円</td> <td>7トン超8トン以下</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td>3トン超4トン以下</td> <td>20,500円</td> <td>8トン超</td> <td>40,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>4トン超5トン以下</td> <td>25,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>けん引自動車</p> <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td></td> <td>被けん引自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型自動車</td> <td>7,500円</td> <td>営業用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>15,100円</td> <td>小型自動車</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>普通自動車で8トン以下のもの</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>普通自動車で8トン超のもの</td> <td>7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額</td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td> <td>10,200円</td> <td>自家用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>20,600円</td> <td>小型自動車</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>普通自動車で8トン以下のもの</td> <td>10,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>普通自動車で8トン超のもの</td> <td>10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額</td> </tr> </table> <p>※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額</p> <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td></td> <td>自家用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1リットル以下</td> <td>3,700円</td> <td>1リットル以下</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>1リットル超1.5リットル以下</td> <td>4,700円</td> <td>1リットル超1.5リットル以下</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td>6,300円</td> <td>1.5リットル超</td> <td>8,000円</td> </tr> </table> <p>バス（三輪の小型自動車を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td></td> <td>一般乗合用以外</td> <td></td> <td>自家用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般乗合用</td> <td></td> <td>30人以下</td> <td>26,500円</td> <td>30人以下</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>30人以下</td> <td>12,000円</td> <td>30人超40人以下</td> <td>32,000円</td> <td>30人超40人以下</td> <td>41,000円</td> </tr> <tr> <td>30人超40人以下</td> <td>14,500円</td> <td>40人超50人以下</td> <td>38,000円</td> <td>40人超50人以下</td> <td>49,000円</td> </tr> <tr> <td>40人超50人以下</td> <td>17,500円</td> <td>50人超60人以下</td> <td>44,000円</td> <td>50人超60人以下</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超60人以下</td> <td>20,000円</td> <td>60人超70人以下</td> <td>50,500円</td> <td>60人超70人以下</td> <td>65,500円</td> </tr> <tr> <td>60人超70人以下</td> <td>22,500円</td> <td>70人超80人以下</td> <td>57,000円</td> <td>70人超80人以下</td> <td>74,000円</td> </tr> <tr> <td>70人超80人以下</td> <td>25,500円</td> <td>80人超</td> <td>64,000円</td> <td>80人超</td> <td>83,000円</td> </tr> <tr> <td>80人超</td> <td>29,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>自動車税のグリーン化による特例措置</p> <p>軽 減（平成13年度・14年度新車新規登録分が対象） （軽減は登録の翌年度及び翌々年度）</p> <table border="0"> <tr> <td>電気自動車</td> <td rowspan="3">標準税率より概ね50%軽減</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> </tr> <tr> <td>メタノール自動車</td> </tr> <tr> <td>☆☆☆かつ平成22年度燃費基準達成</td> <td rowspan="3">25%軽減</td> </tr> <tr> <td>☆☆かつ平成22年度燃費基準達成</td> </tr> <tr> <td>☆かつ平成22年度燃費基準達成</td> </tr> </table> <p>重 課</p> <table border="0"> <tr> <td>新車新規登録から</td> <td rowspan="3">標準税率より概ね10%重課</td> </tr> <tr> <td>11年超ディーゼル車</td> </tr> <tr> <td>13年超ガソリン車、LPG車</td> </tr> </table> <p>(注) 1 ☆☆☆は平成12年排出ガス基準75%以上低減達成車 2 ☆☆は 〃 50%以上 〃 3 ☆は 〃 25%以上 〃</p>	1トン以下	6,500円	5トン超6トン以下	22,000円	1トン超2トン以下	9,000円	6トン超7トン以下	25,500円	2トン超3トン以下	12,000円	7トン超8トン以下	29,500円	3トン超4トン以下	15,000円	8トン超	29,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額	4トン超5トン以下	18,500円			1トン以下	8,000円	5トン超6トン以下	30,000円	1トン超2トン以下	11,500円	6トン超7トン以下	35,000円	2トン超3トン以下	16,000円	7トン超8トン以下	40,500円	3トン超4トン以下	20,500円	8トン超	40,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額	4トン超5トン以下	25,500円			営業用		被けん引自動車		小型自動車	7,500円	営業用		普通自動車	15,100円	小型自動車	3,900円			普通自動車で8トン以下のもの	7,500円			普通自動車で8トン超のもの	7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額	小型自動車	10,200円	自家用		普通自動車	20,600円	小型自動車	5,300円			普通自動車で8トン以下のもの	10,200円			普通自動車で8トン超のもの	10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額	営業用		自家用		1リットル以下	3,700円	1リットル以下	5,200円	1リットル超1.5リットル以下	4,700円	1リットル超1.5リットル以下	6,300円	1.5リットル超	6,300円	1.5リットル超	8,000円	営業用		一般乗合用以外		自家用		一般乗合用		30人以下	26,500円	30人以下	33,000円	30人以下	12,000円	30人超40人以下	32,000円	30人超40人以下	41,000円	30人超40人以下	14,500円	40人超50人以下	38,000円	40人超50人以下	49,000円	40人超50人以下	17,500円	50人超60人以下	44,000円	50人超60人以下	57,000円	50人超60人以下	20,000円	60人超70人以下	50,500円	60人超70人以下	65,500円	60人超70人以下	22,500円	70人超80人以下	57,000円	70人超80人以下	74,000円	70人超80人以下	25,500円	80人超	64,000円	80人超	83,000円	80人超	29,000円					電気自動車	標準税率より概ね50%軽減	天然ガス自動車	メタノール自動車	☆☆☆かつ平成22年度燃費基準達成	25%軽減	☆☆かつ平成22年度燃費基準達成	☆かつ平成22年度燃費基準達成	新車新規登録から	標準税率より概ね10%重課	11年超ディーゼル車	13年超ガソリン車、LPG車
1トン以下	6,500円	5トン超6トン以下	22,000円																																																																																																																																																													
1トン超2トン以下	9,000円	6トン超7トン以下	25,500円																																																																																																																																																													
2トン超3トン以下	12,000円	7トン超8トン以下	29,500円																																																																																																																																																													
3トン超4トン以下	15,000円	8トン超	29,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額																																																																																																																																																													
4トン超5トン以下	18,500円																																																																																																																																																															
1トン以下	8,000円	5トン超6トン以下	30,000円																																																																																																																																																													
1トン超2トン以下	11,500円	6トン超7トン以下	35,000円																																																																																																																																																													
2トン超3トン以下	16,000円	7トン超8トン以下	40,500円																																																																																																																																																													
3トン超4トン以下	20,500円	8トン超	40,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額																																																																																																																																																													
4トン超5トン以下	25,500円																																																																																																																																																															
営業用		被けん引自動車																																																																																																																																																														
小型自動車	7,500円	営業用																																																																																																																																																														
普通自動車	15,100円	小型自動車	3,900円																																																																																																																																																													
		普通自動車で8トン以下のもの	7,500円																																																																																																																																																													
		普通自動車で8トン超のもの	7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額																																																																																																																																																													
小型自動車	10,200円	自家用																																																																																																																																																														
普通自動車	20,600円	小型自動車	5,300円																																																																																																																																																													
		普通自動車で8トン以下のもの	10,200円																																																																																																																																																													
		普通自動車で8トン超のもの	10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額																																																																																																																																																													
営業用		自家用																																																																																																																																																														
1リットル以下	3,700円	1リットル以下	5,200円																																																																																																																																																													
1リットル超1.5リットル以下	4,700円	1リットル超1.5リットル以下	6,300円																																																																																																																																																													
1.5リットル超	6,300円	1.5リットル超	8,000円																																																																																																																																																													
営業用		一般乗合用以外		自家用																																																																																																																																																												
一般乗合用		30人以下	26,500円	30人以下	33,000円																																																																																																																																																											
30人以下	12,000円	30人超40人以下	32,000円	30人超40人以下	41,000円																																																																																																																																																											
30人超40人以下	14,500円	40人超50人以下	38,000円	40人超50人以下	49,000円																																																																																																																																																											
40人超50人以下	17,500円	50人超60人以下	44,000円	50人超60人以下	57,000円																																																																																																																																																											
50人超60人以下	20,000円	60人超70人以下	50,500円	60人超70人以下	65,500円																																																																																																																																																											
60人超70人以下	22,500円	70人超80人以下	57,000円	70人超80人以下	74,000円																																																																																																																																																											
70人超80人以下	25,500円	80人超	64,000円	80人超	83,000円																																																																																																																																																											
80人超	29,000円																																																																																																																																																															
電気自動車	標準税率より概ね50%軽減																																																																																																																																																															
天然ガス自動車																																																																																																																																																																
メタノール自動車																																																																																																																																																																
☆☆☆かつ平成22年度燃費基準達成	25%軽減																																																																																																																																																															
☆☆かつ平成22年度燃費基準達成																																																																																																																																																																
☆かつ平成22年度燃費基準達成																																																																																																																																																																
新車新規登録から	標準税率より概ね10%重課																																																																																																																																																															
11年超ディーゼル車																																																																																																																																																																
13年超ガソリン車、LPG車																																																																																																																																																																
鉦 区 税	鉦区の面積又は延長																																																																																																																																																															
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)	狩猟者の登録を受ける者	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された。(平成15年4月16日施行)																																																																																																																																																														
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	税率 9%																																																																																																																																																														
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額																																																																																																																																																															
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額																																																																																																																																																															
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等																																																																																																																																																															
入 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された。(平成15年4月16日施行)																																																																																																																																																														

平成 15 年 度	税 目
	自 動 車 税
	鉾 区 税
	狩 獵 者 登 録 税 (昭和38年度 までは狩獵 者税、昭和53 年度までは 狩獵免許税)
税率 10%	核 燃 料 税
	県 固 定 資 産 税
暫定措置がさらに5年度間延長された。	自 動 車 取 得 税
暫定税率が5年度間延長された。	軽油引取税
	入 猟 税

税 目		課税客体、課税標準等	平成 16 年 度	
県 民 税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	税率 所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成15年1月～） (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6% (ロ) 長期（1年超）保有上場株式等に係る特例（平成15～17年） 1% ※ (イ)について、税率1%の特例を創設（～平成20年度） (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%	
	法人	均等割 法人税割 法人税額		
	利子割	利子等の額		
	配当割	特定配当等の額		
	株式等 譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額		
事 業 税	個人	個人の行う第1種事業、 第2種事業及び第3種 事業		
	法人	法人の行う事業	<p>下記1～3に掲げる法人以外の法人（資本金等1億円超の法人）</p> <p>付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 3.8% 年400万円超800万円以下 5.5% 年800万円超及び清算所得 7.2% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.2%</p> <p>1 所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>2 特別法人 所得割 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 7.9%] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 7.9%]</p> <p>3 収入金額課税法人 収入割 1.3%</p> <p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則（法72の24の7）の税率とは異なる。</p> <p>制限税率が引き上げられた。[標準税率の1.2倍]</p>	
地 方 消 費 税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額		
	貨物割	課税貨物に係る消費税額		

税 目	課税客体、課税標準等	平成 16 年 度
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	
県 た ば こ 税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)	売渡等に係る製造たば この本数 (36年度まで は小売定価、63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)	
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設 の利用)	
自 動 車 税	自動車の車種及び総排 気量並びに用途(トラッ ク及びバス等につい ては、積載量、乗車定員 等)に応じて区分	自動車税のグリーン化による特例措置 軽 減 {平成15年度新車新規登録分が対象} {(軽減は登録の翌年度)} 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ平成22年度燃費基準達成 } 標準税率より概ね50%軽減 重 課 新車新規登録から 11年超アイゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課 (注) ☆☆☆は平成12年排出ガス基準75%以上低減達成車
鉱 区 税	鉱区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入さ れた核燃料の価額	税率 12% (平成16年11月15日以降に発電用原子炉に挿入された核燃料から適用)
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額	
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額	
軽油引取税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける 者	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など
産 業 廃 棄 物 税	最終処分場に埋立処分 のため搬入される産業 廃棄物の重量	平成16年4月1日創設 税率 1トンにつき 1,000円

税 目	課税客体、課税標準等	平成17年度
県民税	個人 均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	配偶者控除 配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乘せして適用される部分の控除を廃止。 税率 所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成21年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度） ① 課税長期所得金額が2,000万円以下である場合 1.3% ② 課税譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 3% ② 国等に対する譲渡である場合 1.6% (3) 株式等に係る譲渡所得に対する税率 1.6%
税	法人 均等割 法人税割 法人税額	
	利子割 利子等の額	
	配当割 特定配当等の額	
	株式等 譲渡所得割 特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	
事業	個人 個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
税	法人 法人の行う事業	
地方消費税	譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割 課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税	不動産の価格	
県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)	売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	
ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)	

税 目	課税客体、課税標準等	平成 17 年 度
自動車税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	<p>自動車税のグリーン化による特例措置 軽 減 〔平成16年度・17年度新車新規登録分が対象〕 （軽減は登録の翌年度）</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準 + 5%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成22年度燃費基準達成 ★★★かつ平成22年度燃費基準 + 5%以上達成 } 〃 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p> <p>(注) 1 ★★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車 2 ★★★は 〃 50%以上 〃</p>
鉱 区 税	鉱区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
県 固 定 税 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
自 動 車 税 取 得 税	自動車の取得価額	
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	
産 廃 業 物 税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 18 年 度
県 民 税	個人 均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	老年者控除を廃止 定率減税 所得割額の7.5%（2万円を上限）を控除
	法人 均等割 法人税割 法人税額	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等
	利子割	利子等の額
	配当割	特定配当等の額
	株式等 譲渡所得割	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所得等の額
事 業 税	個人 個人の行う第1種事業、 第2種事業及び第3種 事業	
	法人 法人の行う事業	
地 方 消 費 税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額
	貨物割	課税貨物に係る消費税額
不 動 産 税	不動産の価格	税率4% [ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成21年3月31日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置については平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置が講じられた。] 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成21年3月31日まで延長する。
県 た ば こ 税 (昭 和 6 3 年 度 ま で は 県 た ば こ 消 費 税)	売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	平成18年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭 和 6 3 年 度 ま で は 娯 楽 施 設 利 用 税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)	

税 目	課税客体、課税標準等	平成 18 年 度
自動車税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	
鉱区税	鉱区の面積又は延長	
核燃料税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
県固定資産税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
自動車取得税	自動車の取得価額	
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者	
産業廃棄物業税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平 成 19 年 度
民 税	個 人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	税率 所得割 (1) 一律 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得 2% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度） ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% ② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6% ② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6% ② 国等に対する譲渡である場合 2% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成20年度） 1.2% (4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2% (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 4.8% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 （ただし、平成21年度まで特例不適用）
	法 人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に99%を乗じて得た額の5分の3を市町村に交付
	配当割	特定配当等の額	
	株式等 譲渡所得割	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所得等の額	源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)
事 業 税	個 人	個人の行う第1種事業、 第2種事業及び第3種 事業	
	法 人	法人の行う事業	
地 方 消 費 税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不 動 産 取 得 税	不動産の価格		
県 た ば こ 税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)	売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）		
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)		

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 19 年 度
自動車税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	<p>自動車税のグリーン化による特例措置 軽減〔平成18年度・19年度新車新規登録分が対象〕 （軽減は登録の翌年度）</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ平成22年度燃費基準+20%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★★かつ平成22年度燃費基準+10%以上達成 } 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p> <p>（注）★★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車</p>
鋳 区 税	鋳区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額	
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。</p> <p>1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円</p> <p>3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>
産 廃 業 物 税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目	課税客体、課税標準等	平成 20 年 度
県 民 税	個人 均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	
	法人 均等割 法人税割 法人税額	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が1千万円以下の法人 年額 20,000円 (2) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (5) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額 800,000円
	利子割 利子等の額	
	配当割 特定配当等の額	上場株式等の配当に係る税率 5% (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※3%軽減税率は、平成22年12月31日まで延長。
	株式等 譲渡所得割 特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)
事 業 税	個人 個人の行う第1種事業、 第2種事業及び第3種 事業	
	法人 法人の行う事業	下記1～3に掲げる法人以外の法人(資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超及び清算所得 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9% 1 所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4.0% 年800万円超及び清算所得 5.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3% 2 特別法人 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超及び清算所得 3.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 4.3%] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 4.3%] 3 収入金額課税法人 収入割 0.7% ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用
地 方 消 費 税	譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割 課税貨物に係る消費税額	
不 動 産 得 税	不動産の価格	

税 目	課税客体、課税標準等	平成 20 年 度
県たばこ税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)	売渡等に係る製造たば この本数 (36年度まで は小売定価、63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)	
ゴルフ場 利用税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設 の利用)	
自動車税	自動車の車種及び総排 気量並びに用途(トラッ ク及びバス等について は、積載量、乗車定員 等)に応じて区分	
鉾 区 税	鉾区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入さ れた核燃料の価額	
県 固 定 税 資 産 税	大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額	
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額	暫定措置がさらに10年度間延長された。
軽油引取税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等	暫定税率が10年度間延長された。
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける 者	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた 場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた。
産 廃 業 物 税 業 物 税	最終処分場に埋立処分 のため搬入される産業 廃棄物の重量	

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 21 年 度
県 民 税	個人 均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	税率 所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成21年度） 1.2%
	法人 均等割 法人税割 法人税額	
	利子割 利子等の額	
	配当割 特定配当等の額	
	株式等 譲渡所得割 特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	
事 業 税	個人 個人の行う第1種事業、 第2種事業及び第3種 事業	
	法人 法人の行う事業	
地 方 消 費 税	譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割 課税貨物に係る消費税額	
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	税率4% [ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。] 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。
県 た ば こ 税 (昭 和 63 年 度 ま で は 県 た ば こ 消 費 税)	売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭 和 63 年 度 ま で は 娯 楽 施 設 利 用 税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)	

税 目	課税客体、課税標準等	平成22年度	
県民税	個人 均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	税率 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成26年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額 との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成26年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成22年度～平成24年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成22年度～平成24年度) 1.2%	
	法人 均等割 法人税割 法人税額		
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	上場株式等の配当に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)
	株式等 譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)
事業税	個人 個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業		
	法人 法人の行う事業	下記1～3に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9% 1 所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4.0% 年800万円超 5.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3% 2 特別法人 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超 3.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 4.3%] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 4.3%] 3 収入金額課税法人 収入割 0.7% ※平成22年10月1日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不取得	不動産税	不動産の価格	

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 22 年 度
県たばこ税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)	売渡等に係る製造たばこ の本数(36年度までは小 売定価、63年度までは売 渡数量×全国平均価格)	平成22年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円
ゴルフ場 利用税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設 の利用)	
自動車 取得税	自動車の取得価額	平成30年3月31日の10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(3%)。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%)を維持することとされた。
軽油引取税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等	平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(1キロリットル32,100円)を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率(1キロリットル15,000円)を上回る部分の課税措置を停止することとされた。 また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に還元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に還元することとされた。
自動車税	自動車の車種及び総排 気量並びに用途(トラッ ク及びバス等につい ては、積載量、乗車定員 等)に応じて区分	
鉦区税	鉦区の面積又は延長	
核燃料税	発電用原子炉に挿入さ れた核燃料の価額	
県固定 資産税	大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額	
狩猟税	狩猟者の登録を受ける 者	
産業 廃棄物 税	最終処分場に埋立処分 のため搬入される産業 廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平成 23 年 度
県 民 税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	
	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	上場株式等の配当に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)
	株式等 譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)
事 業 税	個人	個人が行う第1種事業、 第2種事業及び第3種 事業	
	法人	法人が行う事業	
地 方 消 費 税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	東日本大震災により被災した家屋の敷地となる土地の代替土地(平成33年3月31日までに取得)に係る特例措置(従前の土地面積相当分を非課税) 東日本大震災(原子力発電所の事故による災害)により警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域内に所在した家屋の敷地となる土地の代替土地(当該指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの取得等)に係る特例措置(従前の土地面積相当分を非課税) 東日本大震災により被災した家屋の代替家屋(平成33年3月31日までに取得)に係る特例措置(従前の床面積相当分を非課税) 東日本大震災(原子力発電所の事故による災害)により警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域内に所在した家屋の代替家屋(当該指示が解除された日から起算して3月(新築家屋は1年)を経過する日までの取得等)に係る特例措置(従前の床面積相当分を非課税) 東日本大震災により被災した農用地の代替農用地(平成33年3月31日までに取得)に係る特例措置(従前の農用地面積相当分を非課税) 東日本大震災(原子力発電所の事故による災害)により警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域内に所在した農用地の代替農用地(当該指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの取得等)に係る特例措置(従前の農用地面積相当分を非課税)	
県 た ば こ 税 (昭 和 63 年 度 ま で は 県 た ば こ 消 費 税)	売渡等に係る製造たばこの本数(36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格)		
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭 和 63 年 度 ま で は 娯 楽 施 設 利 用 税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)		

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 23 年 度
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額	東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車（平成26年3月31日までに取得）に係る特例措置（非課税） 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）に係る警戒区域内にある自動車等の代替自動車（平成26年3月31日までに取得）に係る特例措置（非課税等）
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。
自 動 車 税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	自動車税のグリーン化による特例措置 軽 減 〔平成22年度・23年度新車新規登録分が対象〕 （軽減は登録の翌年度） 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が3.5トン超の天然ガス自動車のうち、平成17年排出ガス規制より10%以上NOx低減しているもの ・車両総重量3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年排出ガス規制より75%以上NOx低減プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ平成22年度燃費基準+25%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減 重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課 (注)★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車 東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置（平成23～25年度非課税） 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）に係る警戒区域内にある自動車等の代替自動車に係る特例措置（平成23～25年度 非課税等）
鉦 区 税	鉦区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	
産 廃 業 物 税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目	課税客体、課税標準等	平成24年度
県民税	個人 均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	配偶者控除 同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組 扶養控除 扶養親族のうち年齢16歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組 所得割 退職所得に係る10%税額控除の廃止（平成25年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等）
	法人 均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額
	配当割	特定配当等の額
	株式等 譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額
事業税	個人 個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人 法人の行う事業	
地方消費税	譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割 課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税	不動産の価格	税率4% [ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。] 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）により居住困難区域の指定が行われた日において所在した家屋の敷地となる土地の代替土地（当該指定が解除された日から起算して3月を経過する日までの取得等）に係る特例措置（従前の土地面積相当分を非課税） 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）により居住困難区域の指定が行われた日において所在した家屋の代替家屋（当該指定が解除された日から起算して3月（新築家屋は1年）を経過する日までの取得等）に係る特例措置（従前の床面積相当分を非課税） 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）により居住困難区域の指定が行われた日において所在した農用地の代替農用地（当該指定が解除された日から起算して3月を経過する日までの取得等）に係る特例措置（従前の農用地面積相当分を非課税）
県たばこ税 （昭和63年度までは県たばこ消費税）	売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	
ゴルフ場利用税 （昭和63年度までは娯楽施設利用税）	ゴルフ場の利用 （63年度までは娯楽施設の利用）	

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 24 年 度
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額	東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）に係る自動車持出困難区域内にある自動車等の代替自動車（平成26年3月31日までに取得）に係る特例措置（非課税等）
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
自 動 車 税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）に係る自動車持出困難区域内にある自動車等の代替自動車に係る特例措置（平成24～25年度 非課税等）
鉦 区 税	鉦区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	
産 廃 業 物 税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平成25年度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成25年度～平成26年度） 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率（平成25年度～平成26年度） 1.2%
	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	
事業税	個人	個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人が行う事業	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税		不動産の価格	
県たばこ税（昭和63年度までは県たばこ消費税）		売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	平成25年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円
ゴルフ場利用税（昭和63年度までは娯楽施設利用税）		ゴルフ場の利用（63年度までは娯楽施設の利用）	
自動車取得税		自動車の取得価額	東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）に係る自動車持出困難区域内にある自動車等の代替自動車（平成26年3月31日までに取得）に係る特例措置（非課税等）

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 25 年 度
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
自動車税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	<p>自動車税のグリーン化による特例措置</p> <p>軽 減 { 平成24年度・25年度新車新規登録分が対象 } (軽減は登録の翌年度)</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ平成27年度燃費基準 +10%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課</p> <p>(注) ★★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車</p> <p>東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）に係る自動車持出困難区域内にある自動車等の代替自動車に係る特例措置（平成25年度 非課税等）</p>
鉾 区 税	鉾区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が3年度間延長された。
産 業 廃 棄 物 税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平 成 26 年 度
県 民 税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	均等割 標準税率（平成26年度～平成35年度）年額1,500円 [本則税率 年額1,000円に年額500円を加算した額]
	法人	均等割 法人税割 法人税額	法人税割4.0% ただし、中小法人については4.0分の0.8を減額 ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度に適用
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成26年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)
	株式等 譲渡所得割	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所得等の額	源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の上場株式等の譲渡による 所得に係る税率 5% (平成26年1月1日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)
事 業 税	個人	個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人が行う事業	下記1～3に掲げる法人以外の法人（資本金等1億円超の法人） 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 2.2% 年400万円超800万円以下 3.2% 年800万円超及び清算所得 4.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 4.3% 1 所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び 投資法人等 所得割 年400万円以下 3.4% 年400万円超800万円以下 5.1% 年800万円超及び清算所得 6.7% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.7% 2 特別法人 所得割 年400万円以下 3.4% 年400万円超及び清算所得 4.6% [ただし、一定の共同組合等については年10億円超 5.5%] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 4.6% [ただし、一定の共同組合等については年10億円超 5.5%] 3 収入金額課税法人 収入割 0.9% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度に適用

税 目		課税客体、課税標準等	平成 26 年 度
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	一定税率 消費税額の63分の17 当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	一定税率 消費税額の63分の17 国が消費税と併せて賦課徴収
不動産取得税		不動産の価格	
県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)		売渡等に係る製造たばこの本数(36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格)	
ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)		ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)	
自動車取得税		自動車の取得価額	税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車(軽自動車を除く) 3% 営業用自動車・軽自動車 2% 東日本大震災(原子力発電所の事故による災害)に係る自動車持出困難区域内にある自動車等の代替自動車(平成28年3月31日までに取得)に係る特例措置(非課税等)
軽油引取税		元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
自動車税		自動車の車種及び総排気量並びに用途(トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等)に応じて区分	東日本大震災(原子力発電所の事故による災害)に係る自動車持出困難区域内にある自動車等の代替自動車に係る特例措置 ・平成23年度及び24年度の取得 25年度分まで非課税 ・平成25年度から27年度の取得 取得年度とその翌年度非課税
鉱区税		鉱区の面積又は延長	
核燃料税		発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	<価額割> 税率 8.5% (平成26年11月15日以降に発電用原子炉に挿入された核燃料から適用) <出力割> 課税期間ごとに1,000キロワットにつき33,000円 (各課税期間(※)の末日現在における発電用原子炉の熱出力を課税標準とし、平成26年11月15日から導入) ※ 課税期間 4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、 10月1日から12月31日まで、1月1日から3月31日まで
県固定資産税		大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
狩猟税		狩猟者の登録を受ける者	
産業廃棄物税		最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平 成 27 年 度
県 民 税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成27年度～）2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率（平成27年度～）2% ※軽減税率は平成26年度まで
	法人	均等割 法人税割 法人税額	均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額
	利子割	利子等の額	(一部廃止) 平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等に係る法人の利子割について廃止
	配当割	特定配当等の額	上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)
	株式等 譲渡所 得割	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所 得等の額	
事 業 税	個人	個人の行う第1種事 業、第2種事業及び第 3種事業	
	法人	法人の行う事業	資本金等1億円超の法人 付加価値割 0.72% 資本割 0.3% 所得割 年400万円以下 1.6% 年400万円超800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.1%
地 方 消 費 税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係 る消費税額から仕入れ 等に係る消費税額等を 控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税 額	
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	税率4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年 間延長する。〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延 長する。	
県 た ば こ 税 (昭 和 63 年 度 ま で は 県 た ば こ 消 費 税)	売渡等に係る製造たば この本数(36年度まで は小売定価、63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)		
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭 和 63 年 度 ま で は 娯 楽 施 設 利 用 税)	ゴルフ場の利用 (63年までは娯楽施設 の利用)		

税 目	課税客体、課税標準等	平成 27 年 度
自動車取得税	自動車の取得価額	
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
自動車税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	<p>自動車税のグリーン化による特例措置</p> <p>軽 減 { 平成26年度・27年度新車新規登録分が対象 } { (軽減は登録の翌年度) }</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減しているもの } 標準税率より概ね75%軽減</p> <p>プラグインハイブリッド自動車 グリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成 (平成32年度燃費基準達成車) }</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%以上達成 (平成32年度燃費基準未達成車) } 50%軽減</p> <p>★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 }</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 } 標準税率より概ね15%軽減 13年超ガソリン車、LPG車 } (トラック及びバスは概ね10%重課)</p> <p>(注) ★★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車</p>
鉱 区 税	鉱区の面積又は延長	
核 燃 料 税	価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額
	出力割	各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	<p>平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。</p> <p>1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税</p> <p>3 狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1</p>
産 業 廃 棄 物 税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平 成 28 年 度
県 民 税	個 人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	
	法 人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等 譲渡所 得割	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所 得等の額	
事 業 税	個 人	個人の行う第1種事 業、第2種事業及び第 3種事業	
	法 人	法人の行う事業	資本金等1億円超の法人 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 年400万円以下 0.3% 年400万円超800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 0.7%
地 方 消 費 税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係 る消費税額から仕入れ 等に係る消費税額等を 控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税 額	
不 動 産 取 得 税	不動産の価格		
県たばこ税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)	売渡等に係る製造たば この本数(36年度まで は小売定価、63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)	平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 800円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年までは娯楽施設 の利用)		

税 目		課税客体、課税標準等	平成 28 年 度
自動車 取得税		自動車の取得価額	
軽油引取税		元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等	
自動車税		自動車の車種及び総排 気量並びに用途（ト ラック及びバス等につ いては、積載量、乗車 定員等）に応じて区分	
鉦区税		鉦区の面積又は延長	
核 燃 料 税	価額割	発電用原子炉に挿入さ れた核燃料の価額	
	出力割	各課税期間の末日現在 における発電用原子炉 の熱出力	
県 固 定 資 産 税		大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額	
狩 猟 税		狩猟者の登録を受ける 者	
産 業 廃 棄 物 税		最終処分場に埋立処分 のため搬入される産業 廃棄物の重量	

税 目	課税客体、課税標準等	平成29年度						
県民税	個人 均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	<p>所得割</p> <p>(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成29年度～） 2%</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成29年度～） 2%</p> <p>(3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率（平成29年度～） 2%</p> <p>(4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成32年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成32年3月31日までの譲渡）</p>						
	法人 均等割 法人税割 法人税額							
	利子割	利子等の額						
	配当割	特定配当等の額						
事業税	株式等 譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額						
	個人 個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業							
地方消費税	法人 法人が行う事業							
	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額						
不動産取得税	貨物割	課税貨物に係る消費税額						
	不動産の価格							
県たばこ税（昭和63年度までは県たばこ消費税）	売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	<p>平成29年4月1日以降の売渡し等分税率</p> <table border="1"> <tr> <td>紙巻たばこ等</td> <td>1,000本につき</td> <td>860円</td> </tr> <tr> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>1,000本につき</td> <td>551円</td> </tr> </table>	紙巻たばこ等	1,000本につき	860円	旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき	551円
紙巻たばこ等	1,000本につき	860円						
旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき	551円						
ゴルフ場利用税（昭和63年度までは娯楽施設利用税）	ゴルフ場の利用（63年までは娯楽施設の利用）							

税 目	課税客体、課税標準等	平成29年度
自動車取得税	自動車の取得価額	
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
自動車税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	<p>自動車税のグリーン化による特例措置</p> <p>軽減 { 平成28年度新車新規登録分が対象 } (軽減は登録の翌年度)</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制より10%以上NO_x低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ平成32年度燃費基準+10%達成 ★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%達成</p> <p>重課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車</p> <p>(注) ★★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車</p> <p>標準税率より概ね75%軽減 50%軽減 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)</p>
鉱区税	鉱区の面積又は延長	
核燃料税	価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額
	出力割	各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力
県固定資産税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者	
産業廃棄物税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 30 年 度
県 民 税	個人 均等割 所得割 前年において納付す べき所得税額	<p>所得割（指定都市の存する区域の場合）</p> <p>(1) 一律 2 % （ただし、分離課税に係る退職所得については 4 %）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 1 %</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成32年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 0.8 %</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 16万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の 1 %に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 0.8 %</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の 1 %に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8 %</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1 %</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1 %</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1 %</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1 %</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 1 %</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 2.4 %</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 （ただし、平成32年3月31日までの譲渡については特例不適用）</p>
	法人 均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額
	配当割	特定配当等の額
	株式等 譲渡所 得割	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所 得等の額
事 業 税	個人 個人の行う第1種事 業、第2種事業及び第 3種事業	
	法人 法人の行う事業	
地 方 消 費 税	譲渡割 課税資産の譲渡等に係 る消費税額から仕入れ 等に係る消費税額等を 控除した後の消費税額	
	貨物割 課税貨物に係る消費税 額	

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 30 年 度
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	税率 4 % { ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成33年 3月31日まで3年間 } 延長する。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成33年 3月31日まで延長する。
県たばこ税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)	売渡等に係る製造たばこの本数(36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格)	平成30年 4月 1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧 3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円 平成30年10月 1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧 3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円 ※ 加熱式たばこの課税方式の見直しについて 加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算することとされていたが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月 1日から平成34年10月 1日までに段階的に移行することとされた。
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年までは娯楽施設の利用)	
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額	免税点の特例措置の適用期限が1年6月延長された。
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
自 動 車 税	自動車の車種及び総排気量並びに用途(トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等)に応じて区分	自動車税のグリーン化による特例措置 軽 減 { 平成29年度・30年度新車新規登録分が対象 } (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減 又は平成30年排出ガス規制に適合しているもの } 標準税率より概ね75%軽減 プラグインハイブリッド自動車 グリーンディーゼル乗用車 ★★★★★又は平成30年排出ガス基準50%以上 低減達成車かつ平成32年度燃費基準+30%達成 ★★★★★又は平成30年排出ガス基準50%以上 低減達成車かつ平成32年度燃費基準+10%達成 } 50%軽減 重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 } 標準税率より概ね15%重課 13年超ガソリン車、LPG車 } (トラック及びバスは概ね10%重課) (注) ★★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車

税 目		課税客体、課税標準等	平成 30 年 度
鉦 区 税		鉦区の面積又は延長	
核 燃 料 税	価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
	出力割	各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力	
県 固 定 資 産 税		大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
狩 猟 税		狩猟者の登録を受ける者	
産 業 廃 棄 物 税		最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平成 31 年 度 (令和元年度)
県	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	配偶者控除 配偶者特別控除について、控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を90万円以下に引上げ(90万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて逡減・消失) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて3段階で逡減、1,000万円超の場合には消失 〔控除対象配偶者 33、22、11万円〕 〔老人控除対象配偶者 38、26、13万円〕
	法人	均等割 法人税割 法人税額	法人税割 標準税率 1.0% 制限税率 2.0% ※ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	
事業税	個人	個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人が行う事業	資本金の額又は出資金の額1億円超の法人 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 年400万円以下 0.4% 年400万円超800万円以下 0.7% 年800万円超 1% 3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 1% 所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 3.5% 年400万円超800万円以下 5.3% 年800万円超 7% 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 7% 特別法人 所得割 年400万円以下 3.5% 年400万円超 4.9% 〔一定の協同組合等については年10億円超 5.7%〕 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 4.9% 〔一定の協同組合等については年10億円超 5.7%〕 収入金額課税法人 収入割 1% ※ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用

税 目		課税客体、課税標準等	平 成 31 年 度 (令 和 元 年 度)																		
地 方 消 費 税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	一定税率 消費税額の78分の22 当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収 (令和元年10月～)																		
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	一定税率 消費税額の78分の22 国が消費税と併せて賦課徴収 (令和元年10月～)																		
不 動 産 取 得 税		不動産の価格																			
県 た ば こ 税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)		売渡等に係る製造たばこの本数(36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格)	令和元年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 930円																		
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)		ゴルフ場の利用 (63年までは娯楽施設の利用)																			
自 動 車 取 得 税		自動車の取得価額	令和元年10月1日に廃止																		
軽油引取税		元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等																			
自 動 車 税	環 境 性 能 割	自動車の取得価額	令和元年10月1日から導入 同日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税 税率(乗用車)																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車(H30規制適合又はH21規制適合)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ガソリン車(ハイブリッド車を含む)、LPG車</td> <td>平成32年度燃費基準+20%達成</td> <td rowspan="2">100分の1</td> <td rowspan="4">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準達成</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車</td> <td></td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ガソリン車(ハイブリッド車を含む)及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。</p> <p>※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定</p>		区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車(H30規制適合又はH21規制適合)	非課税	非課税	ガソリン車(ハイブリッド車を含む)、LPG車	平成32年度燃費基準+20%達成	100分の1	100分の0.5	平成32年度燃費基準+10%達成	平成32年度燃費基準達成	100分の2	平成27年度燃費基準+10%達成	100分の3
区分	税率																				
	自家用	営業用																			
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車(H30規制適合又はH21規制適合)	非課税	非課税																			
ガソリン車(ハイブリッド車を含む)、LPG車	平成32年度燃費基準+20%達成	100分の1	100分の0.5																		
	平成32年度燃費基準+10%達成																				
	平成32年度燃費基準達成	100分の2																			
	平成27年度燃費基準+10%達成	100分の3																			
上記以外の車		100分の2																			

税 目		課税客体、課税標準等	平 成 31 年 度 (令 和 元 年 度)
自 動 車 税	種別割	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	令和元年10月1日から、環境性能割の導入に伴い従来の自動車税を名称変更
			同日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、小型自動車を中心に全ての排気量において、標準税率を引下げ
			税率（乗用車・自家用） 1リットル以下 25,000円 1リットル超1.5リットル以下 30,500円 1.5リットル超2リットル以下 36,000円 2リットル超2.5リットル以下 43,500円 2.5リットル超3リットル以下 50,000円 3リットル超3.5リットル以下 57,000円 3.5リットル超4リットル以下 65,500円 4リットル超4.5リットル以下 75,500円 4.5リットル超6リットル以下 87,000円 6リットル超 110,000円
鉦 区 税		鉦区の面積又は延長	
核 燃 料 税	価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	税率4.5% (令和元年11月15日以降に発電用原子炉に挿入された核燃料から適用)
	出力割	各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力	課税期間ごとに1,000キロワットにつき 48,450円 (令和元年11月15日から適用) ※ 課税期間 4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、 10月1日から12月31日まで、1月1日から3月31日まで
県 固 定 資 産 税		大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
狩 猟 税		狩猟者の登録を受ける者	対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が5年度間延長された。
産 業 廃 棄 物 税		最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目	課税客体、課税標準等	令 和 2 年 度
県 民 税	個人 均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和5年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合1.6% （指定都市の存する区域の場合、0.8%） (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、16万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額） (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和5年3月31日までの譲渡）
	法人 均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額
	配当割	特定配当等の額
	株式等 譲渡所得割	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所得等の額
事 業 税	個人 個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人 法人の行う事業	電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）のうち資本金の額又は出資金の額1億円超の法人 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15% 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）のうち資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 収入割 0.75% 所得割 1.85% ※ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用
地 方 消 費 税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額
	貨物割	課税貨物に係る消費税額
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	
県 た ば こ 税 (昭 和 6 3 年 度 ま で は 県 た ば こ 消 費 税)	売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	令和2年10月1日以降の売渡し等分 税率 1,000本につき 1,000円

税 目		課税客体、課税標準等	令 和 2 年 度
ゴルフ場 利用税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)		ゴルフ場の利用 (63年までは娯楽施設 の利用)	国民体育大会のゴルフ競技の公式練習及び2020年東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技(公式練習を含む。)としての利用について、非課税
軽油引取税		元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等	
自 動 車 税	環 境 性能割	自動車の取得価額	
	種別割	自動車の車種及び総排 気量並びに用途(ト ラック及びバス等につ いては、積載量、乗車 定員等)に応じて区分	
鉦 区 税		鉦区の面積又は延長	
核 燃 料 税	価額割	発電用原子炉に挿入さ れた核燃料の価額	
	出力割	各課税期間の末日現在 における発電用原子炉 の熱出力	
県 固 定 資 産 税		大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額	
狩 猟 税		狩猟者の登録を受ける 者	
産 業 廃 棄 物 税		最終処分場に埋立処分 のため搬入される産業 廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	令 和 3 年 度
県	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	基礎控除 43万円 基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で通減、2,500万円超の場合には消失 [基礎控除の額 43、29、15万円] 配偶者控除 同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。 扶養控除 扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。
	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等 譲渡所得割	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所得等の額	
事業	個人	個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人が行う事業	
地方 消費 税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	税率4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和6年3月31日まで3年間〕 延長する。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和6年3月31日まで延長する。	
県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)	売渡等に係る製造たばこの本数(36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格)	令和3年10月1日以降の売渡し等分 税率 1,000本につき 1,070円	
ゴルフ場 利用 税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年までは娯楽施設の利用)		

税 目		課税客体、課税標準等	令 和 3 年 度																				
軽油引取税		元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等																					
自動車税	環境性能割	自動車の取得価額	税率（乗用車） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車、クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）</td> <td>令和12年度燃費基準85%達成</td> <td rowspan="2">100分の1</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準65%達成</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車又は令和2年度基準未達成車</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。</p> <p>※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定</p>		区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車、クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）	令和12年度燃費基準85%達成	100分の1	令和12年度燃費基準75%達成	令和12年度燃費基準65%達成	100分の2	令和12年度燃費基準60%達成	100分の1	上記以外の車又は令和2年度基準未達成車	100分の3	100分の2
	区分	税率																					
自家用		営業用																					
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税																					
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車、クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）	令和12年度燃費基準85%達成	100分の1																					
	令和12年度燃費基準75%達成																						
	令和12年度燃費基準65%達成	100分の2																					
令和12年度燃費基準60%達成	100分の1																						
上記以外の車又は令和2年度基準未達成車	100分の3	100分の2																					
種別割	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分																						
鉱 区 税		鉱区の面積又は延長																					
核燃料税	価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額																					
	出力割	各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力																					
県 固 定 資 産 税		大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額																					
狩 猟 税		狩猟者の登録を受ける者																					
産 業 廃 棄 物 税		最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量																					

税 目		課税客体、課税標準等	令 和 4 年 度
県 民	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	
	法人	均等割 法人税割 法人税額	均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除） 法人税割 課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除） ※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正
	税	利子割	利子等の額
		配当割	特定配当等の額
		株式等 譲渡所得割	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所得等の額
事 業 税	個人	個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人が行う事業	資本金の額又は出資金の額1億円超の法人（付加価値割、資本割及び所得割により課税される法人） 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 1% （所得割の軽減税率の廃止） ガス供給業（特定ガス供給業）を行う法人 収入割 0.48% 付加価値割 0.77% 資本割 0.32% ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業（特定ガス供給業を除く。）） （1）資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 1% （2）資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 3.5% 年400万円超800万円以下 5.3% 年800万円超 7% 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 7% （3）特別法人 所得割 年400万円以下 3.5% 年400万円超 4.9% （一定の協同組合等については年10億円超 5.7%） 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 4.9% （一定の協同組合等については年10億円超 5.7%） ※一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を行う法人は、引き続き収入割1%が課される。 ※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から
地方 消費 税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不 取 得 税		不動産の価格	

税 目		課税客体、課税標準等	令 和 4 年 度	
県たばこ税(昭和63年度までは県たばこ消費税)		売渡等に係る製造たばこの本数(36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格)		
ゴルフ場利用税(昭和63年度までは娯楽施設利用税)		ゴルフ場の利用(63年までは娯楽施設の利用)		
軽油引取税		元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等		
自動車税	環境性能割	自動車の取得価額		
	種別割	自動車の車種及び総排気量並びに用途(トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等)に応じて区分	<p>自動車税のグリーン化による特例措置 軽減 令和3年度・4年度新車新規登録分が対象(軽減は登録の翌年度)</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は平成30年排出ガス規制に適合しているもの) プラグインハイブリッド自動車</p> <p>★★★★かつ2030年度燃費基準90%達成(営業用乗用車)</p> <p>★★★★かつ2030年度燃費基準70%達成(営業用乗用車)</p> <p>※ 令和5年度・6年度新車新規登録分は令和4年度新車新規登録分と同様の措置</p> <p>重課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車</p> <p>(注)★★★★は 平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車 又は 平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車</p>	<p>標準税率より概ね75%軽減</p> <p>標準税率より概ね50%軽減</p> <p>標準税率より概ね15%重課(トラック及びバスは概ね10%重課)</p>
鉦区税		鉦区の面積又は延長		
核燃料税	価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額		
	出力割	各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力		
県固定資産税		大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額		
狩猟税		狩猟者の登録を受ける者		
産業廃棄物税		最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量		

税 目		課税客体、課税標準等	令 和 5 年 度																					
県 民 税	個 人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得 税額	(1)土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和8年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (指定都市の存する区域の場合、0.8%) (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金 額との合計額(指定都市の存する区域の場合、16万円と課税長期譲渡所得金額か ら2,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額) (2)土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和8年3月31日までの譲渡)																					
	法 人	均等割 法人税割 法人税額																						
	利 子 割	利子等の額																						
	配 当 割	特定配当等の額																						
	株式等譲渡 所 得 割	特定口座における上場株式等 の譲渡に係る所得等の額																						
事業 税	個 人	個人が行う第1種事業、第2種 事業及び第3種事業																						
	法 人	法人が行う事業																						
地方 消 費 税	譲 渡 割	課税資産の譲渡等に係る消費 税額から仕入れ等に係る消費税 額等を控除した後の消費税額																						
	貨 物 割	課税貨物に係る消費税額																						
不 動 産 取 得 税	不 動 産 の 価 格																							
県たばこ税(昭和63 年度までは県たば こ消費税)	売渡等に係る製造たばこの本数 (36年度までは小売定価、63年 までは売渡数量X全国平均価格)																							
ゴルフ場利用税(昭 和63年度までは娛 楽施設利用税)	ゴルフ場の利用(63年までは娛 楽施設の利用)																							
軽 油 引 取 税	元売業者又は特約業者からの 引取軽油の容量等																							
自 動 車 税	環 境 性 能 割	自 動 車 の 取 得 価 額	税率(乗用車)(令和6年1月1日以後取得分) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車(ハイブリッド車を含む)、 LPG車、 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)</td> <td>2030年度燃費基準85%達成</td> <td rowspan="2">100分の1</td> <td rowspan="3">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準80%達成</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準70%達成</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準60%達成</td> <td>100分の3</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <small>(注)ガソリン車(ハイブリッド車を含む)及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制から NOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。</small> <small>※乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定</small>	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税	ガソリン車(ハイブリッド車を含む)、 LPG車、 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	2030年度燃費基準85%達成	100分の1	100分の0.5	2030年度燃費基準80%達成	2030年度燃費基準70%達成	100分の2	2030年度燃費基準60%達成	100分の3	100分の1	上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	100分の3	100分の2
	区分	税率																						
自家用		営業用																						
電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税																						
ガソリン車(ハイブリッド車を含む)、 LPG車、 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	2030年度燃費基準85%達成	100分の1	100分の0.5																					
	2030年度燃費基準80%達成																							
	2030年度燃費基準70%達成	100分の2																						
2030年度燃費基準60%達成	100分の3	100分の1																						
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	100分の3	100分の2																						
種 別 割	自動車の車種及び総排気量並 びに用途(トラック及びバス等) については、積載量、乗車定員等) に応じて区分																							
鉱 区 税	鉱 区 の 面 積 又 は 延 長																							
核 燃 料 税	価 額 割	発電用原子炉に挿入された核燃 料の価額																						
	出 力 割	各課税期間の末日現在における 発電用原子炉の熱出力																						
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町 村が課する課税標準となるべき価 額を控除した額																							
狩 猟 税	狩 猟 者 の 登 録 を 受 け る 者																							
産 業 廃 棄 物 税	最終処分場に埋入処分のため 搬入される産業廃棄物の重量																							

税 目		課税客体、課税標準等	令 和 6 年 度
県 民 税	個 人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得 税額	
	法 人	均等割 法人税割 法人税額	
	利 子 割	利子等の額	
	配 当 割	特定配当等の額	
	株式等譲渡 所 得 割	特定口座における上場株式等 の譲渡に係る所得等の額	
事業 税	個 人	個人が行う第1種事業、第2種 事業及び第3種事業	
	法 人	法人が行う事業	
地方 消費 税	譲 渡 割	課税資産の譲渡等に係る消費 税額から仕入れ等に係る消費税 額等を控除した後の消費税額	
	貨 物 割	課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税		不 動 産 の 価 格	税率4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和9年3月31日〕 まで3年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和9年3月31日ま で延長する。
県たばこ税(昭和63 年度までは県たば こ消費税)		売渡等に係る製造たばこの本数 (36年度までは小売定価、63年 までは売渡数量×全国平均価 格)	
ゴルフ場利用税(昭 和63年度までは娛 楽施設利用税)		ゴルフ場の利用(63年までは娛 楽施設の利用)	
軽油引取税		元売業者又は特約業者からの 引取軽油の容量等	
自動 車 税	環境性能割	自 動 車 の 取 得 価 額	
	種 別 割	自動車の車種及び総排気量並 びに用途(トラック及びバス等) については、積載量、乗車定員等) に応じて区分	
鉱 区 税		鉱 区 の 面 積 又 は 延 長	
核 燃 料 税	価 額 割	発電用原子炉に挿入された核燃 料の価額	
	出 力 割	各課税期間の末日現在における 発電用原子炉の熱出力	課税期間ごとに1,000キロワットにつき52,330円 (令和6年11月15日から適用) ※ 課税期間 4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、 10月1日から12月31日まで、1月1日から3月31日まで
県 固 定 資 産 税		大規模償却資産の価格から市町 村が課する課税標準となるべき価 額を控除した額	
狩 猟 税		狩 猟 者 の 登 録 を 受 け る 者	対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が5年度間延長された。
産 業 廃 棄 物 税		最終処分場に埋立処分のため 搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	令 和 7 年 度																													
県 民 税	個 人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得 税額																														
	法 人	均等割 法人税割 法人税額																														
	利 子 割	利子等の額																														
	配 当 割	特定配当等の額																														
	株式等譲渡 所得 割	特定口座における上場株式等 の譲渡に係る所得等の額																														
事業 税	個 人	個人が行う第1種事業、第2種 事業及び第3種事業																														
	法 人	法人の行う事業	<p>○地方税法第72条の2第1項第1号イ 第1号ロに掲げる法人以外の法人 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 1%</p> <p>○地方税法第72条の2第1項第1号ロ 資本金の額又は出資金の額 1億円以下の法人(※1)、公益法人等及び投資法人等 (特別法人を除く。) ※1 当分の間、当該事業年度の前事業年度に第1号イに該当していた法人であつて、 当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを除く。</p> <p>所得割 年400万円以下 3.5% 年400万円超800万円以下 5.3% 年800万円超 7% 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円 以上の法人の所得 7%</p> <p>※2 改正内容は下線部のみ</p>																													
地方 消費 税	譲 渡 割	課税資産の譲渡等に係る消費 税額から仕入れ等に係る消費税 額等を控除した後の消費税額																														
	貨 物 割	課税貨物に係る消費税額																														
不動産 取得 税		不 動 産 の 価 格																														
県たばこ 税(昭和63 年度までは 県たばこ 消費税)		売渡等に係る製造たばこの本数 (36年度までは小売定価、63年 までは売渡数量×全国平均価 格)																														
ゴルフ場 利用税(昭 和63年度 までは 娯楽施設 利用税)		ゴルフ場の利用(63年までは 娯楽施設の利用)																														
軽油引 取税		元売業者又は特約業者からの 引取軽油の容量等																														
自動 車 税	環境性能 割	自動車の取得価額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税率(乗用車)(令和17年4月1日以後取得分)</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ガソリン車(ハイブリッド車を含む)、 LPG車、 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)</td> <td>2030年度燃費基準95%達成</td> <td rowspan="2">100分の1</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準90%達成</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準85%達成</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準80%達成</td> <td>100分の0.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車</td> <td>2030年度燃費基準75%達成</td> <td>100分の1</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準70%達成</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ガソリン車(ハイブリッド車を含む)及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制から NOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。 ディーゼル車に適用する排ガス要件は、H30規制適合又はH21規制適合のものに限る。</p> <p>※乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定</p>	税率(乗用車)(令和17年4月1日以後取得分)		税率		区分		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税	ガソリン車(ハイブリッド車を含む)、 LPG車、 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	2030年度燃費基準95%達成	100分の1	非課税	2030年度燃費基準90%達成	2030年度燃費基準85%達成	100分の0.5	2030年度燃費基準80%達成	100分の0.2	上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	2030年度燃費基準75%達成	100分の1	100分の1	2030年度燃費基準70%達成	100分の3	100分の2	
	税率(乗用車)(令和17年4月1日以後取得分)		税率																													
区分		自家用	営業用																													
電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税																													
ガソリン車(ハイブリッド車を含む)、 LPG車、 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	2030年度燃費基準95%達成	100分の1	非課税																													
	2030年度燃費基準90%達成																															
	2030年度燃費基準85%達成	100分の0.5																														
	2030年度燃費基準80%達成	100分の0.2																														
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	2030年度燃費基準75%達成	100分の1	100分の1																													
	2030年度燃費基準70%達成	100分の3	100分の2																													
種別 割	自動車の車種及び総排気量並 びに用途(トラック及びバス等) については、積載量、乗車定員等) に応じて区分																															

税 目		課税客体、課税標準等	令 和 7 年 度
鉦 区 税		鉦 区 の 面 積 又 は 延 長	
核 燃 料 税	価 額 割	発 電 用 原 子 炉 に 挿 入 さ れ た 核 燃 料 の 価 額	
	出 力 割	各 課 税 期 間 の 末 日 現 在 に お け る 発 電 用 原 子 炉 の 熱 出 力	
県 固 定 資 産 税		大 規 模 償 却 資 産 の 価 格 か ら 市 町 村 が 課 す る 課 税 標 準 と な る べ き 価 額 を 控 除 し た 額	
狩 猟 税		狩 猟 者 の 登 録 を 受 け る 者	
産 業 廃 棄 物 税		最 終 処 分 場 に 埋 立 処 分 の た め 搬 入 さ れ る 産 業 廃 棄 物 の 重 量	

13 地域振興局県税部等一覧

(令和7年4月1日現在)

県税部等名	所在地	郵便番号	電話番号	管轄市町村等	市町村数
新発田地域振興局県税部	新発田市豊町3丁目3番2号 (新発田地域振興局内)	957-8511	課税課 0254-22-5106 収税課 0254-26-9123	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、 聖籠町、関川村、粟島浦村 ※村上市、関川村、粟島浦村について は、村上収税課の担当業務を除く	7
	村上収税課 村上市田端町6番25号 (村上地域振興局内)	958-8585	0254-52-7922	村上市、関川村、粟島浦村の区域に係る 納税証明書、県税の納付・還付、自動車 税種別割の課税・減免、納税相談、免税 軽油	
新潟地域振興局県税部	新潟市東区竹尾2丁目2番地80 (新潟地域振興局 竹尾庁舎)	950-8716	直税第1課 025-273-3105 収税第1課 025-273-3116	新潟市、五泉市、阿賀町 ※新潟市秋葉区、五泉市、阿賀町につ いては、新津収税課の担当業務を除く 三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村 ※三条収税課の担当業務及び軽油引取 税業務を除く 佐渡市 ※佐渡収税課の担当業務を除く	9
	新津収税課 新潟市秋葉区新津4524-1	956-8625	0250-24-7126	新潟市秋葉区、五泉市、阿賀町の区域 に係る納税証明書、県税の納付・還付、 自動車税種別割の課税・減免、納税相 談、免税軽油	
	三条収税課 三条市興野1丁目13番45号 (三条地域振興局内)	955-0046	0256-36-2212	三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村 の区域に係る納税証明書、県税の納付・ 還付、自動車税種別割の課税・減免、納 税相談、免税軽油	
	佐渡収税課 佐渡市相川二丁目浜町20番1号 (佐渡地域振興局内)	952-1555	0259-74-3310	佐渡市の区域に係る納税証明書、県税 の納付・還付、自動車税種別割の課税・ 減免、納税相談、免税軽油	
長岡地域振興局県税部	長岡市沖田2丁目173番地2 (長岡地域振興局内)	940-8567	課税課 0258-38-2504 収税課 0258-38-2510	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出 雲崎町、刈羽村 ※柏崎市、刈羽村については、柏崎収 税課の担当業務を除く 三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村 (軽油引取税業務)(免税軽油を除く)	6
	柏崎収税課 柏崎市三和町5番55号 (柏崎地域振興局内)	945-8558	0257-21-6222	柏崎市、刈羽村の区域に係る納税証明 書、県税の納付・還付、自動車税種別割 の課税・減免、納税相談、免税軽油	
南魚沼地域振興局県税部	南魚沼市六日町960番地 (南魚沼地域振興局内)	949-6680	課税課 025-772-2660 収税課 025-772-2665	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、 津南町 ※十日町市、津南町については、十日 町収税課の担当業務を除く	5
	十日町収税課 十日町市妻有町西2丁目1番地 (十日町地域振興局内)	948-0037	025-757-5513	十日町市、津南町の区域に係る納税証 明書、県税の納付・還付、自動車税種別 割の課税・減免、納税相談、免税軽油	
上越地域振興局県税部	上越市本城町5番6号 (上越地域振興局内)	943-8551	課税課 025-526-9305 収税課 025-526-9311	上越市、糸魚川市、妙高市 ※糸魚川市については糸魚川収税課の 担当業務を除く	3
	糸魚川収税課 糸魚川市南押上1丁目15番1号 (糸魚川地域振興局内)	941-0052	025-553-1849	糸魚川市の区域に係る納税証明書、県 税の納付・還付、自動車税種別割の課 税・減免、納税相談、免税軽油	
総務部 税務課	新潟市中央区新光町4番地1	950-8570	025-280-5046	市20 町6 村4 } 計30	—

14 管 内 図

